



令和 4 年度

# 整備主任者 法令研修資料

監修

東北運輸局宮城運輸支局

発行

一般社団法人 宮城県自動車整備振興会



# 目 次

## 整備及び検査関係

1、車検証電子化についての周知用ウェブサイトの開設について	1
2、特定整備制度概要について	7
3、自動車特定整備事業の変更申請にかかる記載例について	21
4、特定整備記録簿の記載方法について	32
5、～9月・10月は「自動車点検整備推進運動」の強化月間～	34
6、東北運輸局管内車輪脱落事故発生状況について	36
7、大型車のホイール・ナットの緊急点検を行います！	46
8、大型車の車輪脱落事故防止について	57
9、重量物を輸送するトレーラの基準緩和の期限が延長されます	79
10、車検時の安全性等に係る確認項目を見直します	80
11、審査事務規程の一部改正について（第39～44次改正）	82
12、並行輸入自動車にかかる届出書面が変更になります	89
13、令和5年4月1日から「四輪以上の並行輸入自動車」の騒音規制が変わります	91
14、OBD検査の導入に向けた事前準備について	92
15、令和4年5月より車検が通らない対象車の適用が拡大されます（タカタ製エアバッグリコール）	97
16、窓口からのOCR記入時のお願い	99
17、重量税照会サービスについて	101

## 振興会・商工組合関係

1、令和3年度 自動車特定整備業実態調査結果の概要について	109
2、FAINES（ファイネス）について	114
3、自動車整備業賠償共済保険のご案内	120
4、「てんけん安心見舞金」制度のご案内	122
5、ETCセットアップ店 新規募集のご案内	126
6、クレジット決済取扱店のご案内	127
7、代車のレンタカー化による新たなビジネスチャンス！！	128
8、売掛未収金回収制度のご案内	129



# 整備及び検査関係



# 1,車検証電子化についての周知用ウェブサイトの開設について

令和4年8月19日  
自動車局自動車情報課

## 車検証電子化についての周知用ウェブサイトの開設について

～電子車検証や車検証閲覧サービスなどをわかりやすく解説します～

令和5年1月から車検時等に電子車検証が交付されます。これに伴い、従来の紙の車検証から大きさや様式が変わるとともに、車検証の情報を電子的に読み取る「車検証閲覧サービス」や、国から委託を受けた民間車検場(指定自動車整備工場)が車検証の有効期間を更新できる「記録等事務代行サービス」を新たに開始します。

自動車ユーザー、自動車関係の業務を担う方々に、電子車検証の仕様や、車検証電子化に伴って令和5年1月から新たに開始するサービスに関する情報をお知らせするため、本日、「電子車検証特設サイト」を開設致しました。今後も随時内容を追加していきます。

### 1. 「電子車検証特設サイト」のコンセプト

車検証の電子化は自動車ユーザーや自動車関係の業務を担う方々にとっては大きな変更点となることから、電子車検証についてイラスト等を交えながらわかりやすく解説することを目的としております。

また、自動車ユーザー等が車検証の電子化に関する必要な情報を入手できるよう、電子車検証に関する情報や所要のアプリの入手方法等の情報を集約しました。

### 2. 「電子車検証特設サイト」に掲載されている主なコンテンツ

#### ●電子車検証について

令和5年1月より交付される電子車検証の仕様や記録事項等を掲載

#### ●車検証閲覧サービスについて

電子車検証のICタグ情報の閲覧・参照及び車検証情報を電子ファイルでダウンロードするためのアプリについての説明やダウンロード方法等を掲載

#### ●記録等事務代行サービスについて

サービスについての説明やサービスの実施可能な事業者の一覧表等を掲載

※サイトの画面イメージについては別紙をご覧ください。

### 3. 「電子車検証特設サイト」の URL・二次元コードはこちら(パソコン・スマホ共通)

<https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/>



### 4. 参考

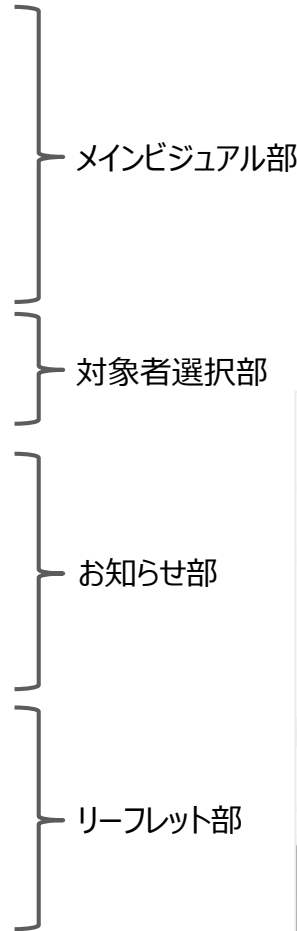
車検証電子化に関する制度面の詳細につきましては、令和4年5月20日付け「道路運送車両法施行規則等の改正について～車検証電子化による券面記載事項の変更・記録等事務の委託手続等を定めました～」も併せてご参照ください。

⇒[https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha06\\_hh\\_000131.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha06_hh_000131.html)

#### 【問い合わせ先】

国土交通省自動車局自動車情報課 鈴木、伊堂寺、近藤 03-5253-8111 (内線 42115)  
直通：03-5253-8588 FAX:03-5253-1639

# トップページ(※PCのイメージ)



## スマホ画面



※画面の構成はPC版と同じです。

## メインビジュアル部の画面遷移





# 自動車ユーザー向けページ(※PCのイメージ)



● 電子車検証の仕様や記録事項についてご説明しています

(画面イメージ)

### ❖ 記載情報の変更

電子車検証では、変更登録等による記録事項の変更を伴わない基礎的情報 (A) のみの記載となります。その他の車検証情報はICタグ (B) に格納されます。ICタグに格納された情報は、汎用のカードリーダーや読み取り機能付きスマートフォンで参照可能です。二次元コードは券面に印字しますが、従来二次元コードから取得可能であった情報のうち、「自動車検査証の有効期間」のみ確認することはできません。(C)



● 閲覧アプリの概要や使い方をご説明しています

(画面イメージ)

利用開始時期	2023年1月
サービス時間	24時間365日 ※メンテナンス等で一時的にご利用できなくなることがございます。
利用可能者	車検証原本を所持する者又は指示を受けられる者
動作環境	PC: Windows 10 バージョン21H1、21H2 Windows 11 バージョン21H2 スマートフォン: iOS 14,15、Android 9,10,11,12
主な機能	・車検証情報の閲覧 ・車検証情報ファイルの出力・保存 (※オンライン環境でのみ可能) ・リコール情報等の確認 (※オンライン環境でのみ可能)

※今後使い方についての動画も追加予定です

# 事業者向けページ(※PCのイメージ)



- 記録等事務代行サービスの概要、サービス提供者（記録等事務代行者）になるための手続き、サービス提供者となった場合に利用するアプリについてご説明しています。

(画面イメージ)

## 記録等事務代行者になるには

特定記録等事務/特定変更記録等事務の委託を受けるには運輸管理部長もしくは運輸支局長の承認を受ける必要があります。申請手続き、申請に必要となる書類については下記の記録等事務代行ポータルサイトのリンクよりご確認ください。

- 1 委託申請
- 2 承認
- 3 アプリダウンロード
- 4 利用開始

### 記録等事務代行サービスポータルサイト

記録等事務代行ポータルサイトは電子車検証の運用が開始される令和5年1月より開設します。開設後はオンラインによる記録等事務代行業務の委託申請を行うことが可能となります。開設前に委託申請を行われる場合は、下記を参照の上手続きを行ってください。

#### 申請される方へ重要なお知らせ

特定記録等事務及び特定変更記録等事務の委託を行うには、令和5年1月以降に交付される電子車検証が必要となります。  
 ※令和5年1月以降運輸支局長において、更新検査、継続検査、構造等更新検査及び登録手続き等、従来の「自動車検査証」が交付される手続きを行った場合に電子車検証が交付されます。  
 また、委託申請については、令和5年1月からオンライン化する予定です。  
 紙の申請より便利となりますので、[オンライン申請](#)を是非ご利用下さい。  
 なお、紙による委託申請で不備等がある場合には時間がかかりますので、ご理解ください。

[記録等事務委託制度について](#)

委託を受けた事業者については下記「記録等事務代行者一覧」を参照してください。

[記録等事務代行者一覧\(PDF\)](#)

## 記録等事務代行アプリについて

記録等事務代行において車検証の更新、検査標章等の発行を行うためには、国土交通省から提供する「記録等事務代行アプリ」をインストールし、作業を行う必要があります。

利用開始時期	2023年1月
サービス時間	24時間365日 ※メンテナンス等で一時的にご利用できなくなることがございます。
利用可能者	記録等事務代行者（特定記録等事務代行者及び特定変更記録等事務代行者）
動作環境	PC：Windows 10、Windows 11
主な機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車検証情報の更新</li> <li>・自動車検査証記録事項帳票、検査標章等の印刷・発行 (車検証情報の更新にはICカードリーダーが必要となります。また、印刷にはプリンターが必要です。)</li> </ul>

### 利用の流れ



国土交通省のウェブサイトより提供されています。

# 周知用リーフレット(表面)

## 2023年1月4日より

# 車検証が電子化されます



## 電子車検証でここが変わる!



A6サイズで  
コンパクト



車検証情報は  
アプリで確認



記録等事務代行サービスで  
一部手続きが出頭不要



電子車検証特設サイト

<https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/>



※リーフレットデザインは制作中のため変更になる可能性があります。

# 周知用リーフレット(裏面)

## 電子車検証とは？

2023年1月4日より自動車検査証を電子化し、必要最小限の記載事項を除き自動車検査証情報はICタグに記録します。ICタグの情報は汎用のカードリーダーが接続されたPCや読み取り機能付きスマートフォンで参照可能です。



表



裏

## 車検証閲覧アプリ



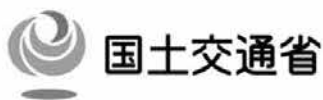
電子車検証の券面には、有効期間や使用者住所、所有者情報が記載されないため、ユーザーや関係事業者は、車検証閲覧アプリを活用して当該情報を確認することができます。

アプリのインストール方法は  
準備でき次第特設サイトでご案内します

## 事業者の皆様へ 記録等事務代行サービス



電子車検証に搭載されているICタグの記録情報の書き換えのみの継続検査や変更記録手続きの場合、運輸支局等から委託を受けた記録等事務代行者は運輸支局等への出頭は不要となります。運輸支局長等から委託を受けた記録等事務代行者による電子車検証の記録事項の書き換え及び検査印章その他帳票の印刷を可能とする記録等事務代行サービスを新たに構築します。



電子車検証特設サイト



<https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/>



※リーフレットデザインは制作中のため変更になる可能性があります。

## 2,特定整備制度概要について

### 特定整備制度概要

### 分解整備の範囲拡大

#### 交通政策審議会陸上交通分科会自動車部会自動運転等先進技術に係る制度整備小委員会報告書

##### ① 先進技術の点検整備のあり方

###### 【現行制度の評価】

近年の自動車技術の電子化、高度化に伴い、現行の分解整備の対象となる装置の取り外しを伴わない整備又は改造であっても、当該装置の作動に影響を及ぼすおそれがあり、その結果として保安基準適合性に大きな影響を与えるものが増加している。

また、現行の道路運送車両法では、これらの整備又は改造が「分解整備」の定義には含まれておらず、また、先進技術にかかる装置は分解整備の対象装置となっていないため、これらについて点検整備記録簿への記載義務がない上、認証を受けない事業者であっても取り外しを伴う整備又は改造が可能であり、整備作業の安全性確認が法制上担保されていない。

###### 【今後の対応】

(イ) 国においては、自動車整備事業者が行う自動ブレーキ等の先進技術を搭載した車や自動運転車（以下「自動運転車等」という。）の整備について、その確実な実施を担保するため、これらの整備を行う自動車整備事業者を、「自動車特定整備事業者」（仮称）として認証することが必要である。また、使用者がこれらの事業者を判別できるようにすることが必要である。

#### 道路運送車両法(第49条第2項)新旧

##### 分解整備

原動機、動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制動装置、緩衝装置又は連結装置を取り外して行う自動車の整備又は改造であつて国土交通省令(※)で定めるもの

##### 特定整備

原動機、動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制動装置、緩衝装置、連結装置又は自動運行装置(第四十一条第二項に規定する自動運行装置をいう。)を取り外して行う自動車の整備又は改造その他のこれらの装置の作動に影響を及ぼすおそれがある整備又は改造であつて国土交通省令(※)で定めるもの

(※)道路運送車両法施行規則第3条において規定

# 分解整備の範囲拡大

## 道路運送車両法施行規則

(特定整備の定義)

第三条 法第四十九条第二項の特定整備とは、第一号から第七号までのいずれかに該当するもの（以下「分解整備」という。）又は第八号若しくは第九号に該当するもの（以下「電子制御装置整備」という。）をいう。

一～七 (略)

八 次に掲げるもの（以下「運行補助装置」という。）の<sup>①</sup>取り外し、<sup>②</sup>取付位置若しくは取付角度の変更又は機能の調整を行う自動車の整備又は改造（かじ取り装置又は制動装置の作動に影響を及ぼすおそれがあるものに限り、次号に掲げるものを除く。）<sup>③</sup>

イ 自動車の運行時の状態及び前方の状況を検知するためのセンサー  
ロ イに規定するセンサーから送信された情報を処理するための電子計算機

ハ イに規定するセンサーが取り付けられた自動車の車体前部又は窓ガラス

九 自動運行装置を取り外して行う自動車の整備又は改造その他の当該自動運行装置の作動に影響を及ぼすおそれがある自動車の整備又は改造

## 認証のパターン

「特定整備」は、新たに認証が必要となる作業（電子制御装置整備）のみでなく、現在の分解整備も含む。

地方運輸局長の認証は

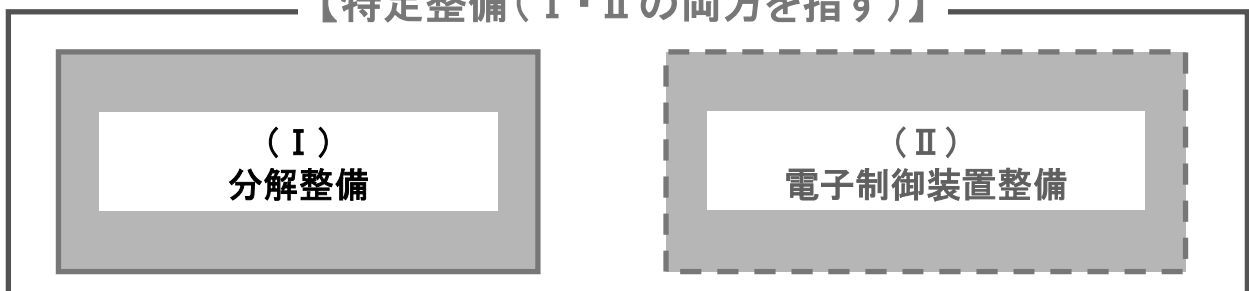
(I) 分解整備のみを行うパターン

(II) 電子制御装置整備のみを行うパターン

(III) 分解整備及び電子制御装置整備の両方を行うパターン の3パターンを想定

※いずれも、「自動車特定整備事業者」です

### 【特定整備（I・IIの両方を指す）】



# 電子制御装置整備とは

## 対象となる作業

自動車の安全な運行に直結するものや、整備作業の難易度が高い(整備要領書やスキャンツールの活用が必要)なものとして、以下を、特定整備の対象となる作業(電子制御装置整備作業)とする。

Lv3  
以上

① 自動運行装置の取り外しや作動に影響を及ぼすおそれがある整備・改造

② 衝突被害軽減制動制御装置(いわゆる「自動ブレーキ」)、自動命令型操舵機能(いわゆる「レーンキープ」)に用いられる、前方をセンシングするためのカメラ等の取り外しや機能調整(※)

※ カメラを接続したことをECUに認識させるコーディング作業や、カメラを取り外さずに行う光軸調整など、上記の取り外しを伴わない整備・改造

Lv3  
未満

③ ①、②に係るカメラ、レーダー等が取り付けられている車体前部(バンパ、グリル)、窓ガラスの脱着

※ その後、カメラ等の機能調整が必要となるため

市販車に搭載されている、(→)前方をセンシングするためのデバイスの例  
カメラ(単眼/複眼)、ミリ波レーダー、赤外線レーザー



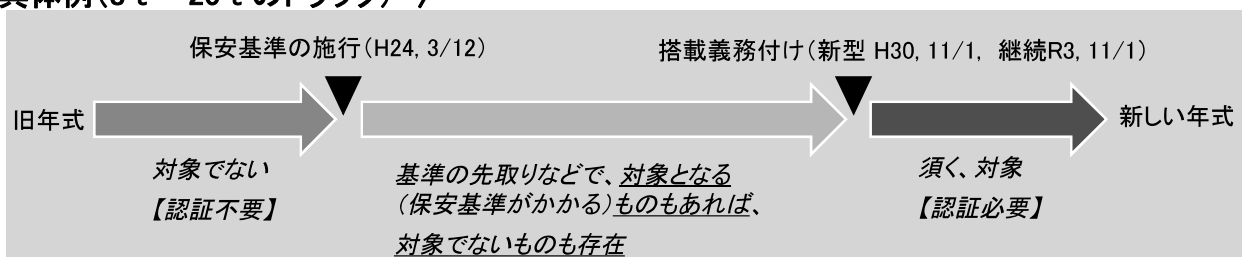
# 電子制御装置整備とは

- 電子制御装置整備の対象となる車両は、保安基準が設定されている装置を備えるもの。ただし、安全面を考えれば、保安基準対象でないものであっても認証工場に委託することが安心。
- 対象車両の情報については、国や関係団体において、自動車の使用者や整備事業者において利用しやすいよう提供(HP等)。

## 〈保安基準の設定状況〉

対象装置名	現状の基準	今後の見込み
自動運行装置(Lv3以上のもの)	なし	改正法の公布から1年以内に基準を策定
衝突被害軽減制動制御装置(自動ブレーキ)	大型車に義務付け	乗用車についても、義務付け
自動命令型操舵機能(レーンキープ)	備える場合、基準あり	-

## 〈具体例(8t~20tのトラック)〉



# 認証基準（分解整備）

※普通自動車(乗用車)の例			分解整備							
			原動機	動力伝達装置	走行装置	操縦装置	制動装置	緩衝装置	連結装置	
設備	屋内作業場	点検作業場	間口	4m以上	←	←	←	←	←	2.8m以上
			奥行	8m以上	6m以上	←	←	←	←	6.5m以上
		天井高さ	対象とする自動車について分解整備又は点検を実施するのに十分であること							
		車両整備作業場	間口	4m以上	←	←	←	←	←	2.8m以上
	奥行		8m以上	6m以上	←	←	←	←	6.5m以上	
	部品整備作業場		8㎡	5㎡	←	←	←	←	←	
	床面は平滑であること									
車両置場	間口	3m以上	←	←	←	←	←	←	←	
	奥行	5.5m以上	←	←	←	←	←	←	←	
作業機械等	作業機械		プレス、エアコンプレッサ、ハイス、チェーンブロック、ジャッキ、充電器							
	作業計器		ノギス、トルクレンチ							
	点検計器及び点検装置		サーキット・テスタ、比重計、コンプレッション・ゲージ、ハンディ・バキューム・ポンプ、エンジン・タコ・テスタ、タイミング・ライト、シックネス・ゲージ、ダイヤル・ゲージ、トーイン・ゲージ、キャンバ・キャスタ・ゲージ、ターニング・ラジラス・ゲージ、タイヤ・ゲージ、検車装置、一酸化炭素測定器、炭化水素測定器							
	工具		ホイール・プーラ、ベアリング・レース・プーラ、グリース・ガン又はシャシ・ルブリケータ、部品洗浄槽							
工員要件	工員数		2人以上							
	自動車整備士の最低要件		1級 or 2級自動車整備士が1人以上							
	自動車整備士保有割合		1/4以上(1級 or 2級 or 3級自動車整備士数/全工員数)							
	整備主任者の資格要件		1級 or 2級自動車整備士							

《従来の分解整備の認証基準から変更無し》

# 認証基準（電子制御装置整備）

※普通自動車(乗用車)の例			電子制御装置整備	
			自動運行装置を含む	自動運行装置を除く
設備	電子制御装置点検整備作業場※3	間口	2.5m (屋内※1 2.5m) 参考: 現行の基準 4m	←
		奥行	6m (屋内※2 3m) 参考: 現行の基準 8m	←
		天井高さ	対象とする自動車についてエーミング作業を実施するのに十分であること	←
		床面は平滑であること		←
	車両置場	間口	3m以上	←
		奥行	5.5m以上	←
作業機械等	作業計器(保有義務)		水準器	←
	点検計器及び点検装置(保有義務)		整備用スキャンツール(性能及び機能要件を規定)	←
	整備に必要な情報の入手(義務)		点検・整備に係る情報(機器を含む)を入手できる体制(例: 整備作業要領やPC、ネット環境等)	←
	その他(自動運行装置に限る)		自動運行装置を装備した自動車の自動運行装置の点検・整備に必要な技術情報を入手できること	—

※1 屋内の間口については、エーミングに必要な寸法、自動車の全幅及び作業スペース分0.5mを考慮した数値

※2 屋内の奥行については、エーミングに必要な寸法に、自動車の前部付近での作業スペース分2mを加えた数値

※3 電子制御装置点検整備作業場は、点検作業場、車両整備作業場のほか完成検査場と兼用可



# 認証基準（電子制御装置整備）

※普通自動車(乗用車)の例		電子制御装置整備	
		自動運行装置を含む	自動運行装置を除く
工員要件	工員数	2人以上	←
	自動車整備士の最低要件	「1級(二輪を除く)」 or 「{1級(二輪) or 2級整備士 or 車体整備士 or 電気装置整備士} + 講習」が1名以上	←
	自動車整備士保有割合	1/4以上(1級 or 2級 or 3級 or 車体整備士 or 電気装置整備士数 / 全工員数)	←
	整備主任者の資格要件	「1級(二輪を除く)」 or 「{1級(二輪) or 2級整備士 or 車体整備士 or 電気装置整備士} + 講習」	←

## 分解整備及び電子制御装置整備の両方を行うパターンについて

分解整備及び電子制御装置整備の全ての要件に適合することが必要

(例) 整備主任者は、1級整備士(二輪を除く) or {1級(二輪) or 2級整備士} + 講習を受けた者のみ選任可

## 運輸支局長等が行う講習

- 整備工場が早急に認証を取得できる環境を確保するため、当面の間、運輸支局長等が行う講習により整備主任者としての要件を満たせるよう措置を講じる。
- 講習は、
  - ① 学科(自動車特定整備事業に係る法令等)
  - ② 実習(エーミング作業等)
  - ③ 試問(学科及び実技の講習内容に基づく筆記試験)
 とし、整備主任者に必要な知識及び技能を習得させる。

- 一定の要件を満たした外部の研修(自動車整備振興会や自動車車体整備協同組合などが実施するもの)については、実習に代えることが可能。
- 施行と同時に認証の取得ができるよう、講習は先だって実施。

- 講習を受講するための前提となる自動車整備士資格(※)についても、資格習得のための環境を用意。

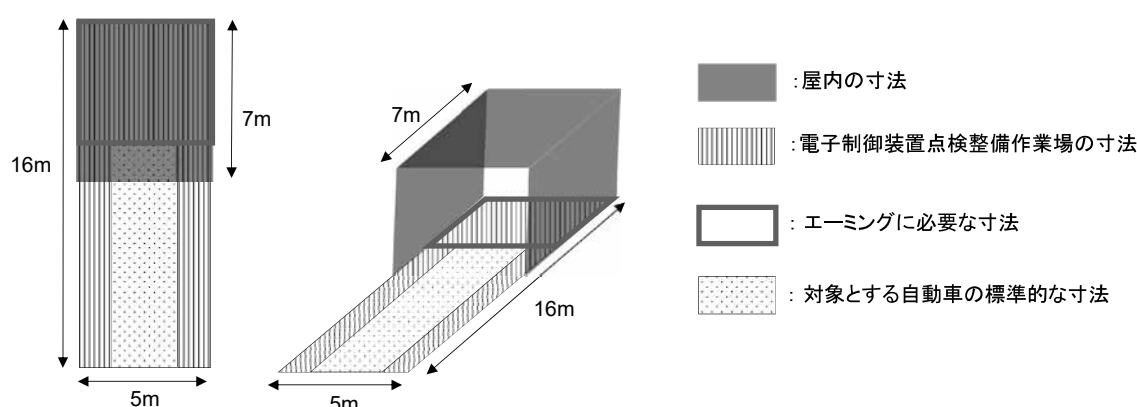
※ 2級自動車整備士、自動車車体整備士、自動車電気装置整備士

# 電子制御装置点検整備作業場の寸法要件

	普通 (大)	普通 (中)	普通 (小)	普通 (乗用)	小型 四輪	小型 三輪	小型 二輪	軽
電子制御装置 点検整備作業場の寸法	16m × 5m	13m × 3m	7m × 2.5m	6m × 2.5m	6m × 2.5m	6m × 2.5m	—	5.5m × 2m
うち、屋内の寸法	7m × 5m	7m × 3m	3m × 2.5m	3m × 2.5m	3m × 2.5m	3m × 2.5m	—	4m × 2m
(参考) 屋内作業場の現行基準 (車両整備作業場の寸法)	13m × 5m	10m × 5m	8m × 4.5m	8m × 4m	8m × 4m	8m × 4m	3.5m × 3m	5m × 3.5m

(寸法:奥行×間口)

普通自動車(大型)の例



## 整備用スキャンツールの性能及び機能

- 電子制御装置を点検した結果、保安基準不適合又は保安基準不適合のおそれの確認された場合、OBD検査の対象となる装置の故障を解消するための整備箇所を特定することが可能な「整備用スキャンツール」が必要。
- このため、電子制御装置整備の認証要件として「整備用スキャンツール」の設置を義務付け。
- 「整備用スキャンツール」の性能及び機能については、技術要件を課す。

### 〈 技術要件 〉

少なくとも一車種以上の車両において、

OBD検査の対象となる装置(自動運転装置、制動装置、かじ取り装置、排出ガス発散防止装置等)の点検及び整備が適切に実施できる性能及び機能を有していること。

※OBD検査に必要な「検査用スキャンツール」の性能及び機能と区別をつける。

#### ✓ 故障を解消するために必要な機能

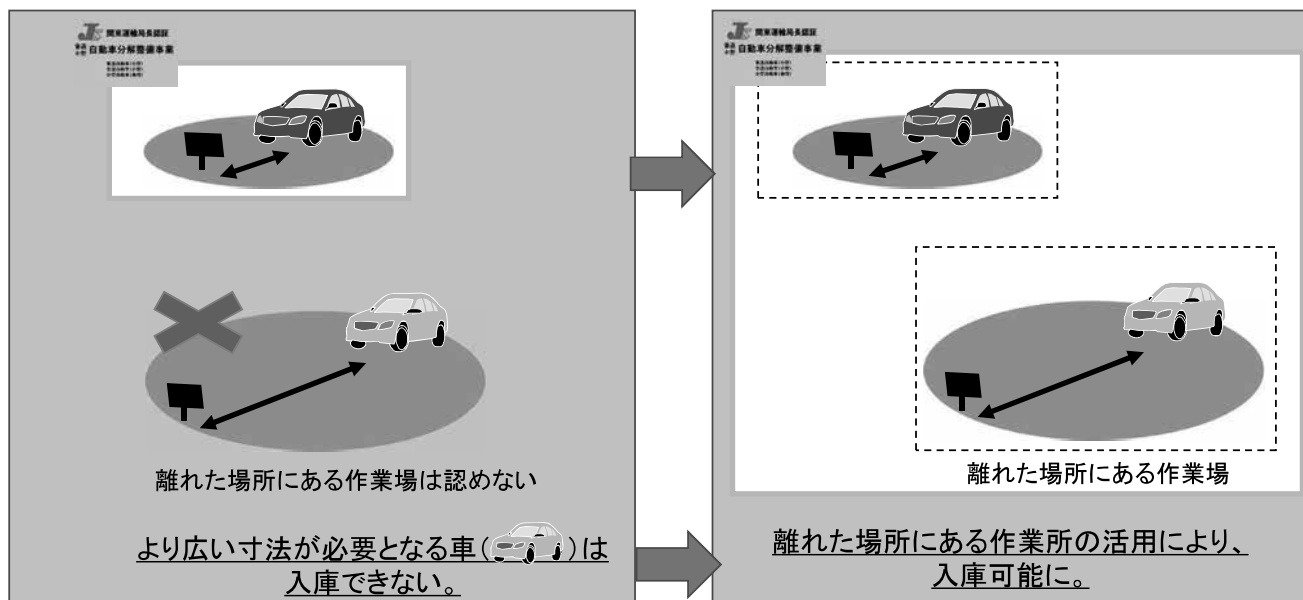
- DTC読取・消去機能
- 前方監視用のカメラ、レーダー等の機能調整  
(いわゆるエーミング作業) 等



《 整備用スキャンツールイメージ 》

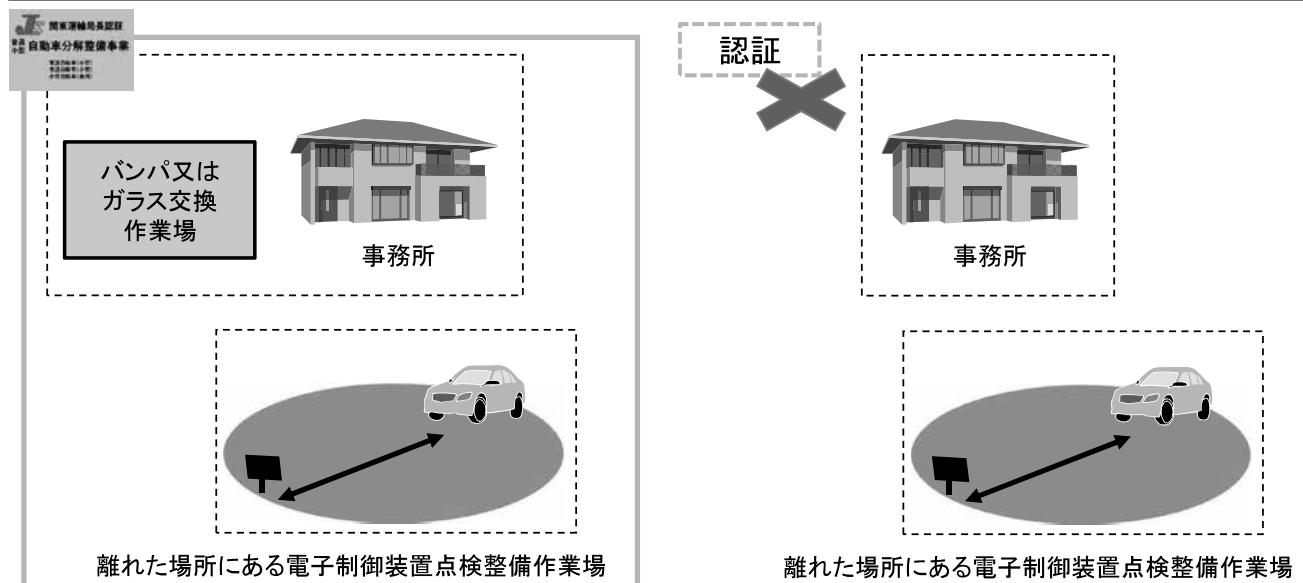
## 離れた作業場及び設備の共用

- エーミングに必要な寸法はメーカー・車種により異なるため、認証を受けた電子制御装置点検整備作業場では、必要な面積が確保できない場合がある。
- 自動車分解整備事業の認証を受けた場所と離れた別の場所も、同一整備事業者の事業場として認め、電子制御装置整備作業を可能とする。



## 離れた作業場及び設備の共用

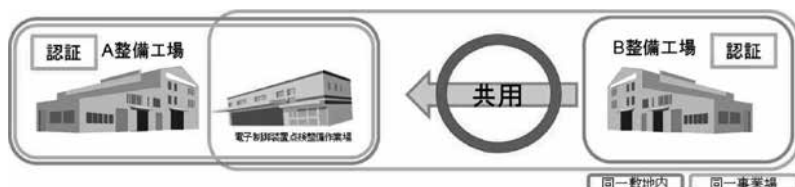
- 事務所及びバンパ交換、ガラス交換などを行うための一定の要件を満たした作業場を有しているものの、電子制御装置点検整備作業場としての要件を満たさない場合は、事務所が存在する地とは別に電子制御装置点検整備作業場及び車両置場を用意し、認証を受けることができることとする。



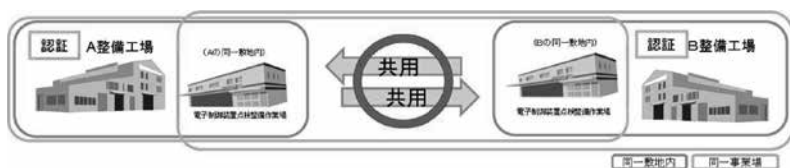
ガラス交換又はバンパ交換の作業場を有しない場合は、事業場の一部として認めない。

## 離れた作業場及び設備の共用

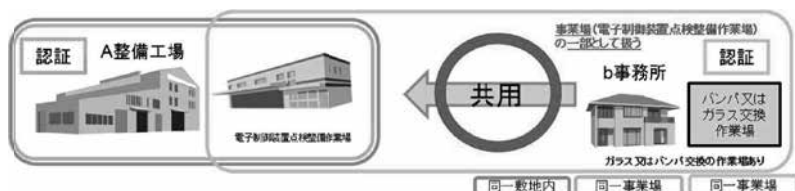
- 電子制御装置点検整備作業場等は、他の整備事業者の電子制御装置点検整備作業場等を共同使用の用に供されること(共用)を可能とする。
- 共用は、電子制御装置点検整備作業場、バンパ・ガラス交換の作業場、車両置場に限る。



電子制御装置点検整備作業場を有しない  
B整備工場が  
A整備工場の作業場を共用



電子制御装置点検整備作業場を有する  
A整備工場、B整備工場が  
それぞれの作業場を共用



電子制御装置点検整備作業場を有しない  
b事務所が  
A整備工場の作業場を共用

## 経過措置

- 改正法施行の際、現に電子制御装置整備に相当する事業を営んでいる整備事業者においては、施行日から起算して4年を経過する日までの間は、認証を受けるための準備期間として、引き続き、当該事業を営むことができる。

- 経過措置の対象となる事業者は、車体整備事業者や、自動車ガラス修理業者も該当
- 経過措置の範囲は、行っていた作業の範囲のみ
  - エンジン等の積み降ろしのために、バンパの脱着をしている者(エーミングはしない)
    - バンパの脱着のみ(エーミングするためには、認証が必要)
  - エーミングまで行っている者
    - エーミングも含めて、経過措置の対象
- 保安基準が適用されていない自動ブレーキやレーンキープ機能(衝突被害軽減制動制御装置及び自動命令型操舵機能に類似するもの)にかかる整備であっても、「相当する事業」とする
- 外注をしており、自身で責任を持っていない場合は、認められない

国としては、できるだけ早期に認証を取得させるよう、環境整備に取り組む。

# 点検基準の見直し

- OBD検査の対象外としている大型特殊自動車、被牽引自動車、二輪自動車を除いた自動車の定期点検基準の点検項目について、「OBD(車載式故障診断装置)の診断の結果」を追加し、1年ごとに点検することを義務付け。

## <点検の対象となる警告灯>

- 点検は原動機、制動装置、アンチロックブレーキシステムの警告灯、エアバッグ(かじ取り装置並びに車枠及び車体に備えるものに限る。)、衝突被害軽減制動制御装置、自動命令型操舵機能及び自動運行装置に係る識別表示(道路運送車両法の保安基準に適合しないおそれがあるものとして警報するものに限る。)

## <点検の実施方法>

- イグニッション電源をオンにした状態で診断の対象となる識別表示が点灯することを確認し、原動機を始動させる。そして、診断の対象となる識別表示が点灯または点滅し続けているかを目視により点検する。(ただし自動車メーカー等の作成するユーザーマニュアル等により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検します。)

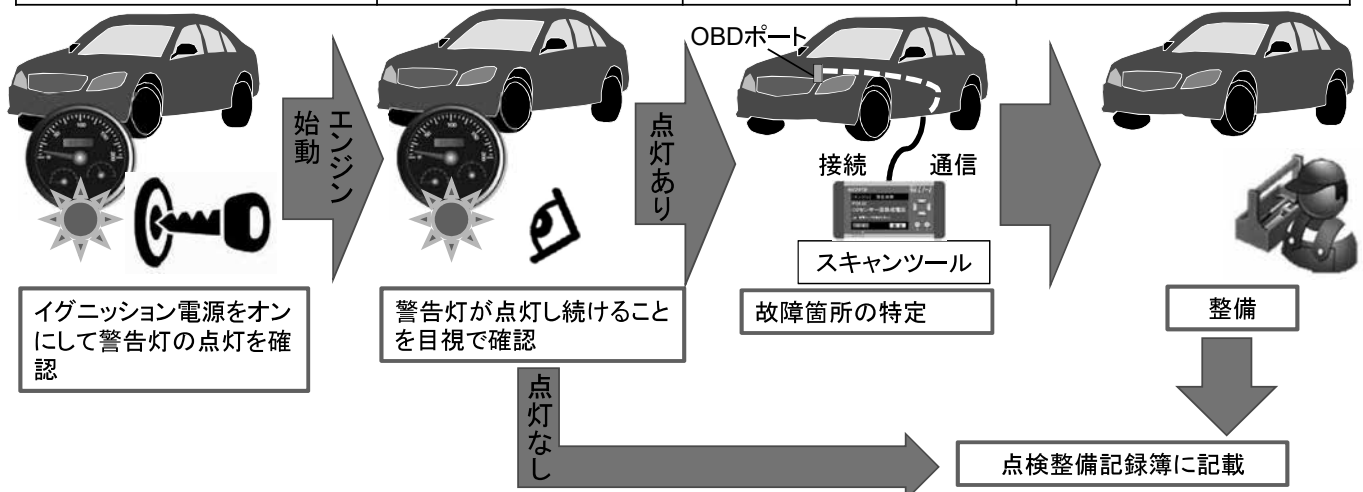
## <整備の実施方法>

- 点検の対象となる識別表示が点灯または点滅し続けている場合は、スキャンツール等を使用してその原因となる故障箇所を特定し、少なくとも整備作業が適切に完了しなくなるおそれがある作業については、自動車メーカー等の作成する整備要領書に基づいて整備を行う。

- 点検基準の改正により、指定工場における保安基準適合証の交付にも影響がでることから、点検基準の施行は、特定整備制度の施行から1年半後の令和3年10月1日に施行
- 追加した点検項目を点検整備した際、どのようにして点検整備記録簿に記載するのかについては、「自動車の点検及び整備に関する手引」に記載

## (参考)点検整備の流れ

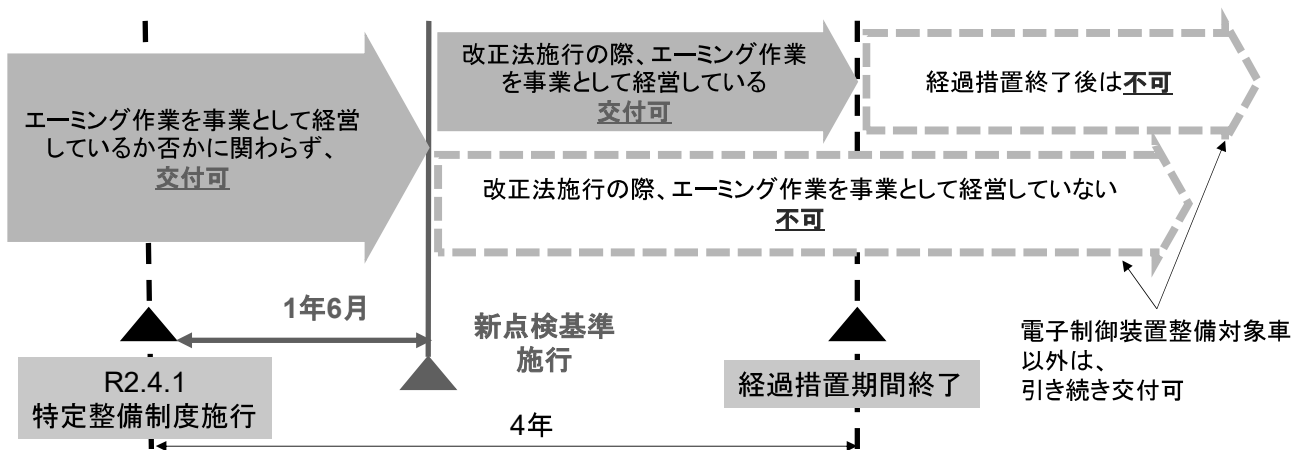
原動機(異常)の警告灯		側方のエアバッグ(異常)の警告灯	
制動装置(異常)の警告灯		衝突被害軽減制動制御装置に係る警告灯	メーカーごとに異なる警告灯が点灯
アンチロックブレーキシステム(異常)の警告灯		自動命令型操舵機能に係る警告灯	メーカーごとに異なる警告灯が点灯
前方のエアバッグ(異常)の警告灯		自動運行装置に係る警告灯	保安基準の規定ぶりを踏まえ検討



## 電子制御装置整備の認証のない指定自動車整備工場の業務可能範囲

- 保安基準適合証の交付をするには、点検基準に従って点検・整備を行った上で、保安基準適合性の確認を行う制度となっている(道路運送車両法第94条の5)。
- このため、新点検基準が施行になると、原則として、電子制御装置整備に係る特定整備の認証を受けていない場合は、保安基準適合証を交付することはできない。
- ただし、電子制御装置整備に該当する装置を備え付けていない自動車については、当面の間、保安基準適合証の交付が可能。

<電子制御装置整備に該当する装置を備え付けている自動車についての保適証交付の可否>

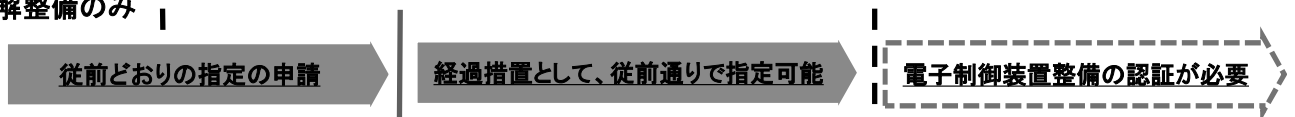


## 新たに指定自動車整備工場への指定を受ける場合

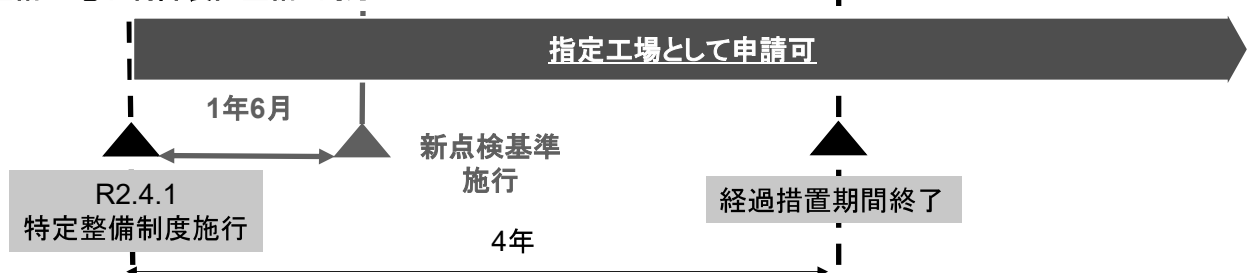
これから指定の申請をする場合

- 自動車分解整備事業の認証(全部認証に限る。)を受けている事業者については、経過措置期間中の4年間は、電子制御装置整備に該当する装置を備え付けていない自動車に限定した指定自動車整備事業の指定を認める。

① 分解整備のみ



② 分解整備+電子制御装置整備 両方



- 点検基準の施行後、電子制御装置整備に該当する装置備え付けの自動車については、保適証が交付できない
- 整備に該当する装置備え付けの自動車についても、保適証の交付ができる

## 構内外注について

いわゆる「構内外注」として、車両を入庫した整備工場に自動車ガラス修理業等の技能者が出向き、交換作業を行う形態については、

- 電子制御装置整備の認証を受けているパターン(Ⅱ)またはパターン(Ⅲ)の事業場で
  - 窓ガラスの交換作業等を、自動車ガラス修理業者等が行う場合
- について、以下のとおり可能。

- 電子制御装置整備の認証を受けている事業者の責任の下に当該作業が行われる(※)ことを、書面を交わす等により明確にする。

- 特定整備記録簿の記載は、外注元が行う。

※ 電子制御装置整備の責任は、車両を入庫している当該特定整備事業者(外注元)が担う



## 外注の扱いについて

- 特定整備にあたる作業は、認証を受けている事業者が、自身の責任の下、行う必要がある。
- 分解整備と同様、認証工場から認証工場において外注をすることを可能とするほか、電子制御装置整備の特殊性を踏まえ、指定整備を行う場合の一部外注について柔軟に運用。

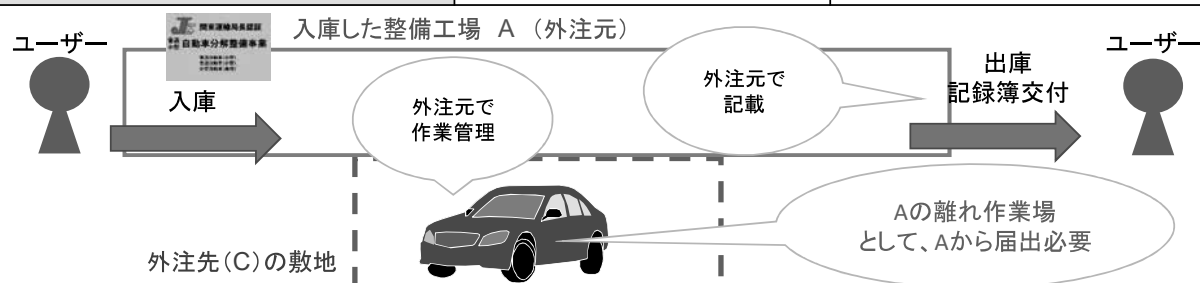
外注元(A)	外注先	電子制御装置整備の認証あり(B)	
		全部を外注	一部を外注
電子制御装置整備の認証あり		外注先責任 ①	外注元責任 ②
電子制御装置整備の認証あり (指定整備を行う場合)		×	外注元責任 ③

- ① : 外注先Bで記録簿記載 (Aは記録簿を書くことができない)
- ② : A,Bそれぞれで記録簿記載 (ユーザーには、Aが記載した記録簿を交付)
- ③ : Aの責任の下、Aが故障診断を行った上で、外注先の工場Bに対して整備を外注。Bの作業後、当該作業が適切であったかどうかの確認をA自身が行う。

# 外注の扱いについて

- 特定整備にあたる作業は、認証を受けている事業者が、自身の責任の下、行う必要がある。
- 分解整備と同様、認証工場から認証工場において外注をすることを可能とするほか、電子制御装置整備の特殊性を踏まえ、指定整備を行う場合の一部外注について柔軟に運用。

外注元(A)	外注先	電子制御装置整備の認証なし(C)	
		全部を外注	一部を外注
電子制御装置整備の認証あり		×	Aの離れ作業場 としない限り ×
電子制御装置整備の認証あり (指定整備を行う場合)		×	



参考：道路運送車両法の一部を改正する法律概要



# 1-2 道路運送車両法の一部を改正する法律概要（その1）

令和元年5月24日公布

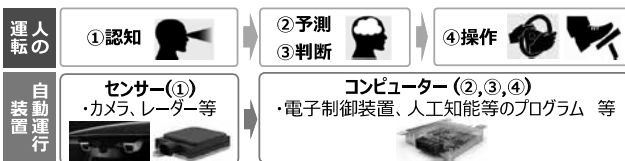
## 【1】保安基準対象装置への自動運行装置の追加

### 現状・課題

- 自動運転システム(レベル3・4)の安全性を確保するための保安基準(省令)を策定する必要があるが、これらのシステムは現行の保安基準の対象装置とされていない。
- 自動運転システム(レベル3・4)は、いつでもどこでも制限なく安全な自動運転を行える技術水準にはないと見込まれることから、自動運転システムが使用される走行環境条件(速度・ルート・天候・時間等)を設定することが必要。

### 改正内容

- 自動車の保安基準(省令)の対象装置に「自動運行装置」を追加



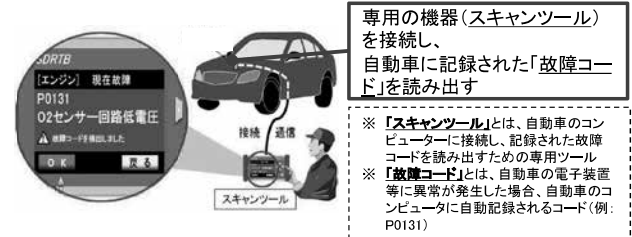
- 自動運行装置が使用される条件(走行環境条件)を当該装置ごとに国土交通大臣が付すこととする。

- ◆ 走行環境条件の想定される例(以下の条件の組み合わせ)
  - ・道路条件(高速道路/一般道路、専用道路/混在交通、車線数、車線の有無等)
  - ・地理条件(都市部/過疎地域等)
  - ・環境条件(天候、昼間/夜間等)
  - ・その他の条件(速度制限、決められたルートのみでの運行に限定すること等)
- ⇒ 例えば、自動運転車の導入初期においては、昼間・晴れでの高速道路本線上における低速走行(渋滞時等)といった条件を付与することが考えられる

## 【2】自動車の電子的な検査に必要な技術情報の管理に関する事務を行わせる法人の整理

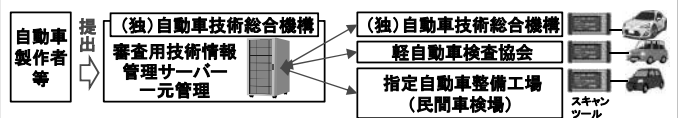
### 現状・課題

- 近年、自動ブレーキなど自動運転技術の進化・普及が急速に進展しているが、故障した場合には、誤作動による事故等につながるおそれがあるため、自動車の検査(車検)に、電子的な検査を導入する必要がある。
- 電子的な検査を行うためには、自動車製作者等が保有する技術情報が必要。



### 改正内容

- 自動車の検査における、電子的な基準適合性審査に必要な技術情報の管理に関する事務を(独)自動車技術総合機構に行わせ、全国の検査実施機関が活用できる環境を整備する。



# 1-3 道路運送車両法の一部を改正する法律概要（その2）

令和元年5月24日公布

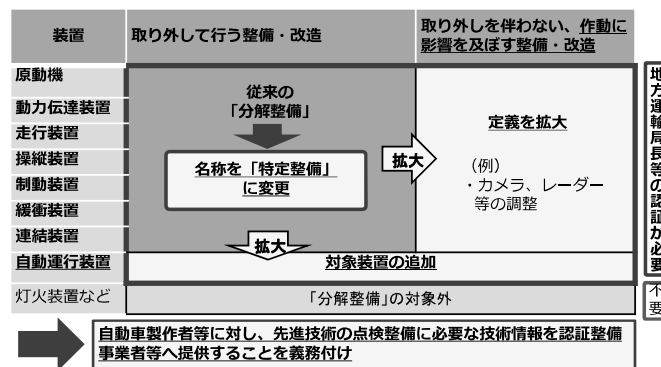
## 【3】分解整備の範囲の拡大及び点検整備に必要な技術情報の提供の義務付け

### 現状・課題

- 事業として行う場合に認証が必要な「分解整備」の範囲に、先進技術に係る整備・改造が含まれず、安全性が確保されないおそれがあることから、当該範囲を拡大する必要がある。
- 先進技術の点検整備をするために必要な自動車の技術情報が、整備事業者等に対し十分に提供される必要がある。

### 改正内容

- 認証を要する「分解整備」につき、対象装置に「自動運行装置」を追加するとともに、対象装置の作動に影響を及ぼすおそれのある整備・改造にまで定義を拡大し、名称を「特定整備」に改める。
- 自動車製作者等に対し、点検整備に必要な型式固有の技術情報を特定整備を行う事業者等へ提供することを義務付ける。



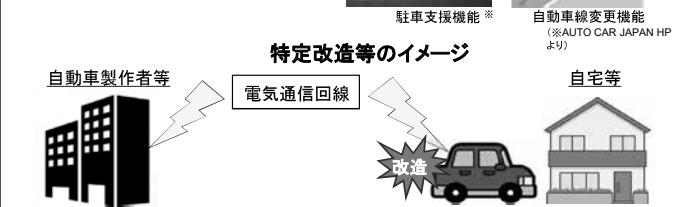
## 【4】自動運行装置等に組み込まれたプログラムの改変による改造等に係る許可制度の創設等

### 現状・課題

- 昨今の自動車技術の進展に伴い、自動車製作者等において、通信を活用して使用過程時の自動車の電子制御装置に組み込まれたプログラムを改変し、性能変更や機能追加(改造)を行うことが可能となっている。
- 現行の道路運送車両法では、通信を活用した自動車の電子的な改造が行われることは想定されていないことから、改造が適切に行われることを確保する必要がある。

### 改正内容

- 自動運行装置等に組み込まれたプログラムの改変による改造であって、その内容が適切でなければ自動車保安基準に適合しなくなるおそれのあるものを電気通信回線の使用等によりする行為等(特定改造等)をしようとする者は、あらかじめ、国土交通大臣の許可を受けなければならないこととする。
- 許可に関する事務のうち技術的な審査を(独)自動車技術総合機構に行わせることとする。



## 参考：情報提供義務

### 点検整備に必要な技術上の情報の提供

- 現状、自動車メーカーの協力のもと、整備要領書(整備マニュアル)等の点検・整備に必要な情報を(一社)日本自動車整備振興会連合会(日整連)のシステム(FAINES)へ集約している。
- 整備工場は、インターネットを通じてFAINESに接続することにより、これら情報を入手可能(有料)。
- 一部の車種や装置について提供がされていない、情報提供の手法が統一されていない等の課題もあることから、自動車メーカー等から整備を行う整備事業者等への情報提供を義務付け。

#### <提供すべき情報の範囲>

- ・ 全ての車両が対象  
※ただし、サポート終了などによりディーラーに対しても提供されない情報は提供義務から外れる
- ・ 原則、自動車メーカーからディーラーに提供されている情報(専用スキャンツール含む)が対象  
ただし、以下は除く。
  - ① 自動車の盗難又は不正改造につながるおそれがあるものとして特別の注意が必要と認められるもの
  - ② 自動車の販売時において行う制御装置のプログラムの初期化にかかるもの

#### <提供の方法>

- ・ 新車の発売日から6ヶ月以内に行う
  - ・ 専用スキャンツールの提供については、2020年内に提供を行えば良い
  - ・ 合理的な範囲(ディーラーへの提供と非差別的な価格)において有償とすることができる
  - ・ 少数台数車両などは、問い合わせに応じて対応することも可能
- 制度を運用していくに当たり、情報が出ていないと思われる事象が発生した場合は、当面の間、自動車整備技術の高度化検討会の場を活用し、整備事業者、自動車メーカー等の意見を踏まえながら調整

### 3,自動車特定整備事業の変更申請にかかる記載例について

## 自動車特定整備事業の変更申請にかかる記載例について

令和2年4月からの特定整備制度開始に伴い、電子制御装置点検整備にかかる申請を検討されている方向けに、令和3年度上期までに申請のあった申請書の中で間違いや内容に不備が多かった箇所を注意点として載せました。今後の申請の際にご活用下さい。

■ 届出・申請書は整備振興会のメンバーページのほか、東北運輸局の自動車整備事業申請書・届出書様式ダウンロードページ <https://www.tb.mlit.go.jp/tohoku/jg/jg-sub98.html> よりダウンロードできます。

■ 特定整備事業の概要は国土交通省のページ [https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_fr9\\_000016.html](https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr9_000016.html) をご参照下さい。

特定整備への対応マニュアル  
(分科整備事業者編)

— 先進技術の  
確実な整備のために —  
令和2年4月10日より、特定整備制度が施行します

令和2年4月10日より、“電子制御装置整備”として、

- 自動走行装置 にかかわる作業のほか、
- 衝突被害軽減ブレーキ
- レーンキープ

にかかわる以下の作業を行う場合、**認証が必要**となります。

スキャンツールをつないでのエーミング  
カメラ、レーダーの取り外し・取り付け角度の変更  
カメラ、レーダー等が取り付けられている  
車体前部(バンパ、グリル)、窓ガラスの装着

国土交通省

特定整備への対応マニュアル  
(指定整備事業者編)

— 先進技術の  
確実な整備のために —  
令和2年4月10日より、特定整備制度が施行します

令和2年4月10日より、“電子制御装置整備”として、

- 自動走行装置 にかかわる作業のほか、
- 衝突被害軽減ブレーキ
- レーンキープ

にかかわる以下の作業を行う場合、**認証が必要**となります。

スキャンツールをつないでのエーミング  
カメラ、レーダーの取り外し・取り付け角度の変更  
カメラ、レーダー等が取り付けられている  
車体前部(バンパ、グリル)、窓ガラスの装着

国土交通省

自動車特定整備事業の変更（届出 **申請**）書

申請に○をつける

東北運輸局長 殿

令和 年 月 日

道路運送車両法等の規定により別紙書面を添え（届出・**申請**）します。

また、同法第80条第1項第2号に該当しないことを確認しました。

(注)届出にあつては「届出」、申請にあつては「申請」の文字に○を記載すること。

(注)該当しない項目は記載を省略することができる。（全ての項目に共通）

(注)必要に応じて、記載枠を追加・拡大または削除・縮小することができる。（全ての項目に共通）

(ふりがな)	かぶしがいしゃ ○○○○ だいひょうとりしまりやく こくどはなこ
届出者 申請者 の氏名又は名称	株式会社○○○○○ 代表取締役 国土花子
届出者 申請者 の住所	〒983-8537 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1
電話番号	022-299-8851
(ふりがな)	かぶしがいしゃ ○○○○ どうほくこうじょうみやぎしてん
事業場の名称	株式会社○○○○○ 東北工場宮城支店
事業場の所在地	〒983-8540 宮城県仙台市宮城野区扇町三丁目3-15
電話番号	022-235-2517
認証番号	3-1234
認定番号	
指定番号	3-5678

申請者名及びふりがなを記載。  
法人であれば会社名、代表者の役職及び代表者名を記載。

届出・申請の内容の別		変更年月日	年 月 日
相続		事業場の所在地の変更	
合併		役員の変更	
分割	<input type="radio"/>	屋内作業場又は電子制御装置点検整備作業場の変更 (面積又は間口若しくは奥行の長さ)	
譲受		自動車特定整備事業の種類の変更 【変更申請】	
事業者名又は住所の変更	<input type="radio"/>	対象自動車の種類、整備又は装置の種類の変更【変更申請】	
事業場の名称の変更		業務の範囲の変更 【変更申請】	

申請・届出をする内容に「○」を記載。

(注)役員の変更のみの届出の場合は、役員の変更届出書（第5号様式）を使用すること。  
(注)□枠内の該当するものに○を記載すること。

1 宣誓書

道路運送車両法第80条第1項第2号に該当しないことを確認しました。

チェック欄

該当がない場合は  
チェックを忘れずに！

(注)宣誓書を別に提出する場合は記載を省略することができる。  
(注)役員の変更のみの場合は記載を省略できる。

提出前に！

- ・変更する項目を確認しましたか
- 住所や役員等で届出が漏れているものはありませんか

2-① 自動車特定整備事業の種類の変更

自動車特定整備事業の種類		認証年月日
<input type="radio"/>	普通自動車特定整備事業	平成 14 年 7 月 1 日
<input type="radio"/>	小型自動車特定整備事業	平成 14 年 7 月 1 日
<input type="radio"/>	軽自動車特定整備事業	年 月 日

現在事業場に今ある  
認証書を見ながら記入!

(注)□枠内の該当するものに、追加するものは○を、廃止するものは×及び認証年月日を、変更がないものは○及び認証年月日を記載すること。

2-② 対象とする自動車の種類、整備及び装置の種類の変更

対象自動車の種類 の別	対象自動車の整備及び装置の種類										
	全て	分解整備							電子制御装置整備※		
		全て	原動機	動力伝達	走行	操縦	制動	緩衝	連結	自動運行 (運行補助を含む)	運行補助
普通自動車(大型)		×									
普通自動車(中型)		○									○
普通自動車(小型)		○									○
普通自動車(乗用)		○							○		
大型特殊自動車	○										
小型四輪自動車		○									○
小型三輪自動車		○									○
小型二輪自動車	○										
軽自動車		○									○

現在の認証書を見ながら記入!

- ・取得済みのものは○を
- ・追加するものは○  
(運行補助装置等)
- ・廃止があれば×  
を記入してください。

(注)□枠内の該当するものに、追加をするものは○、廃止をするものは×、変更がないものは○を記載すること。

※電子制御装置整備を申請する場合は以下確認の上、チェック欄にレ点すること。

2-②に記載した電子制御装置整備については、整備用スキャンツール、運行補助装置整備に必要な情報及びエーミングに必要な機器を入手することができる体制が確保できます。

チェック欄

チェックを忘れずに!

2-③ 業務の範囲の変更

業務の範囲の限定 の別	軽油を燃料とする原動機を除く
	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする原動機を除く
	カタピラ付大型特殊自動車に限る
	その他 ( )

(注)□枠内の該当するものに、限定の申請をするものは○、限定の解除をするものは×、変更がないものは○を記載すること。

3 旧事業者の氏名又は名称及び住所

(ふりがな)	
旧事業者の氏名又は名称	
旧事業者の住所	

4 旧事業場の名称及び所在地

(ふりがな)	
旧事業場の名称	
旧事業場の所在地	

5 工員の構成

工員の構成	合計 (工員数)	整備士数						整備士 以外の 工員数
		一級 (二輪除く)	一級 (二輪)	二級	三級	車体	電気	
	4 人	人	人	2 人	1 人	人	人	1 人

提出前に!

- ・認証の種類及び対象自動車に間違いはありませんか
- ・工員数は認証及び指定の基準を満たしていますか(特に大型を持っている事業場)
- ・自動運行装置まで申請する場合  
メーカー等と情報提供に関する契約の締結などにより、点検・整備に必要な情報を入手できる環境にありますか

6 屋内作業場等の変更(面積又は間口若しくは奥行の長さ)

作業場の規模	間口	奥行	面積	天井高さ	床面状況
車両整備作業場	5.5 m	13.0 m	71.5 m <sup>2</sup>	3.9 m	平滑舗装
部品整備作業場			21.0 m <sup>2</sup>	4.9 m	平滑舗装
点検作業場	5.0 m	13.0 m	65.0 m <sup>2</sup>	3.9 m	平滑舗装
車両置場	15.0 m	15.0 m	225.0 m <sup>2</sup>		

◀ 変更がない場合は無記入で構いません

7-① 電子制御装置点検整備作業場等(7-②、8に該当しない場合)

作業場の規模	間口	奥行	面積	天井高さ	床面状況
電子制御装置点検整備作業場	5.0 m	16.5 m	82.50 m <sup>2</sup>		平滑舗装
	( 5.0 ) m	( 13.0 ) m	( 65.0 ) m <sup>2</sup>	( 3.9 ) m	
車両置場	15.0 m	15.0 m	225.0 m <sup>2</sup>		

◀ 収まらない場合は別紙等を使って構いません

特に古くから認証を取得された事業場では面積が今の基準を満たしているか注意が必要です。

(注) 電子制御装置点検整備作業場は、屋内部分を( )内に記載すること。

7-② 電子制御装置点検整備作業場(施行規則第3条第8号ハに係る作業場の場合)

作業場の規模	間口	奥行
事業場所在地に有する作業場		m

(注) 電子制御装置整備のみを行う事業場であって、事業場所在地に電子制御装置点検整備作業場を有していない場合は記載すること。

8 電子制御装置点検整備作業場(離れた作業場又は共同使用の作業場を有する場合)

離れた作業場又は共同使用の作業場の別	<input type="radio"/>	離れた電子制御装置整備作業場			
	<input type="checkbox"/>	共同使用の作業場			
当該作業場の所在地(※1)	宮城県仙台市青葉区国分町3丁目7-1				
自動車による当該作業場までの所要時間	20 分				
作業場の規模	間口	奥行	面積	天井高さ	床面状況
電子制御装置点検整備作業場	4.5 m	8.5 m	38.25 m <sup>2</sup>		平滑舗装
	( 4.5 ) m	( 8.5 ) m	( 38.25 ) m <sup>2</sup>	( 5.2 ) m	
車両置場(※2)	m	m	m <sup>2</sup>		
施行規則第3条第8号ハに係る作業場	m	m			
共同使用の作業場の管理者(※3)	氏名又は名称				
	認証番号				
管理責任者の氏名(※3)					

離れた電子制御装置点検整備作業場及び共同使用の作業場がある場合や、追加する場合に「○」を記載します。

なお、複数の作業場を追加する場合には、当該項目を増やして申請します。

(注) □枠内の該当するものに○を記載すること。

(注) 電子制御装置点検整備作業場は、屋内部分を( )内に記載すること。

(注) 離れた作業場又は共同使用の作業場を複数有する場合は、本表を追加記載すること。

(注) 「※1」は離れた電子制御装置整備作業場を有する場合に記載し、「※2」は「7-②」に該当する作業場を有する場合に記載し、「※3」は共同使用の場合に記載すること。

提出前に!

- ・寸法及び面積に記入間違いが無いですか
- ・各作業場の寸法及び面積は認証基準の面積を満たしていますか

9 電子制御装置整備に必要な情報、エーミング作業に必要な機器を入手できる体制

電子制御装置整備に必要な情報	FAINESIにより情報入手
エーミング作業に必要な機器	FINESよりダウンロード

◀ メーカーから情報・機器を入手する場合は

〇〇〇(メーカー名)専用ターゲット  
などと記載

10-① 役員の変更〔現在の役員及び辞任した役員〕

現在の役員及び就任年月日	
役員氏名	役職名 ( 年 月 日 )
	( 年 月 日 )
	( 年 月 日 )
	( 年 月 日 )
	( 年 月 日 )
	( 年 月 日 )
	( 年 月 日 )

◀ 役員に変更があれば記入します。  
(選任日・解任日も忘れずに)

辞任した役員及び辞任年月日	
役員氏名	役職名 ( 年 月 日 )
	( 年 月 日 )
	( 年 月 日 )
	( 年 月 日 )
	( 年 月 日 )
	( 年 月 日 )
	( 年 月 日 )

10-② 役員の変更に係る事業場

認証番号	事業場の名称	認証番号	事業場の名称

備考	
----	--

11 作業機械等

	名 称	型式・能力 等	数 量	
作業機械	プレス	ABC-35 ・ 35t	1	
	エア・コンプレッサ	D-24 ・ 5.5 kW、D-75 ・ 7.5 kW	2	
	チェーン・ブロック	型式不明 ・ 2.5t	1	
	ジャッキ	EF-1000 ・ 3t	1	
	バイス	型式不明 ・ 150 mm	1	
	充電器	GHI-J11 ・ 12 V、24 V	1	
作業計器	ノギス	KLM ・ 200 mm	1	
	トルク・レンチ	OPQ750 ・ 60-330 Nm	1	
	水準器	RST ・ 気泡管水準器	1	
点検計器 及び 点検装置	サーキット・テスタ	UV500 ・ 400-40MΩ	1	
	比重計	WX40Y ・ 吸込式	1	
	コンプレッション ・ゲージ	(ガソリン用)	GS-Z ・ 0-3MPa	1
		(ジゼル用)	DS-Z ・ 0-7MPa	1
	ハンディ・バキューム・ポンプ	HBP5000 ・ 0- -100kpa	1	
	エンジン・タコ・テスタ	ETT-R ・ 0-9999rpm	1	
	タイミング・ライト	TL ・ 電池式	1	
	シックネス・ゲージ	SG10 ・ 0.02-1.0mm (17枚)	1	
	ダイヤル・ゲージ	DG10 ・ 0-10mm	1	
	トーイン・ゲージ	TG10 ・ 100-250mm	1	
	キャンバ・キャスタ・ゲージ	KKG10 ・ -5° -+5°、-3° -+10°	1	
	ターニング・ラジラス・ゲージ	TRG10 ・ 750 kg	1	
	タイヤ・ゲージ	TG20 ・ 0-1200 kPa	2	
	検車装置	KEN3.5 ・ 3.5t、ピット	2	
	一酸化炭素測定器	GAS2020 ・ 0-9.9 %	1	
	炭化水素測定器	GAS2020 ・ 0-9999 ppm	1	
整備用スキャンツール	SCAN ・ 整備用 (ver3.10)	1		
工具	ホイール・ブーラ	HPS ・ 小型用 (PCD115-130)	1	
	ベアリング・レース・ブーラ	BRR ・ -	1	
	グリース・ガン又は シャシ・ルブリケーター	型式不明 ・ 80cc	1	
	部品洗浄槽	型式不明 ・ 150ℓ	1	

型式名が特定できない場合は  
型式不明等で構いません

ガステスタの型式相違が多いです。

- ・指定工場は  
機器変更届を確認!
- ・黒煙やオパシメータの型式を  
書いていないか確認!

備考	
----	--

**提出前に!**

■ 電子制御装置の追加を行う場合は

- ・平滑な電子制御装置点検整備作業場
- ・水準器
- ・スキャンツール

の追加が必要

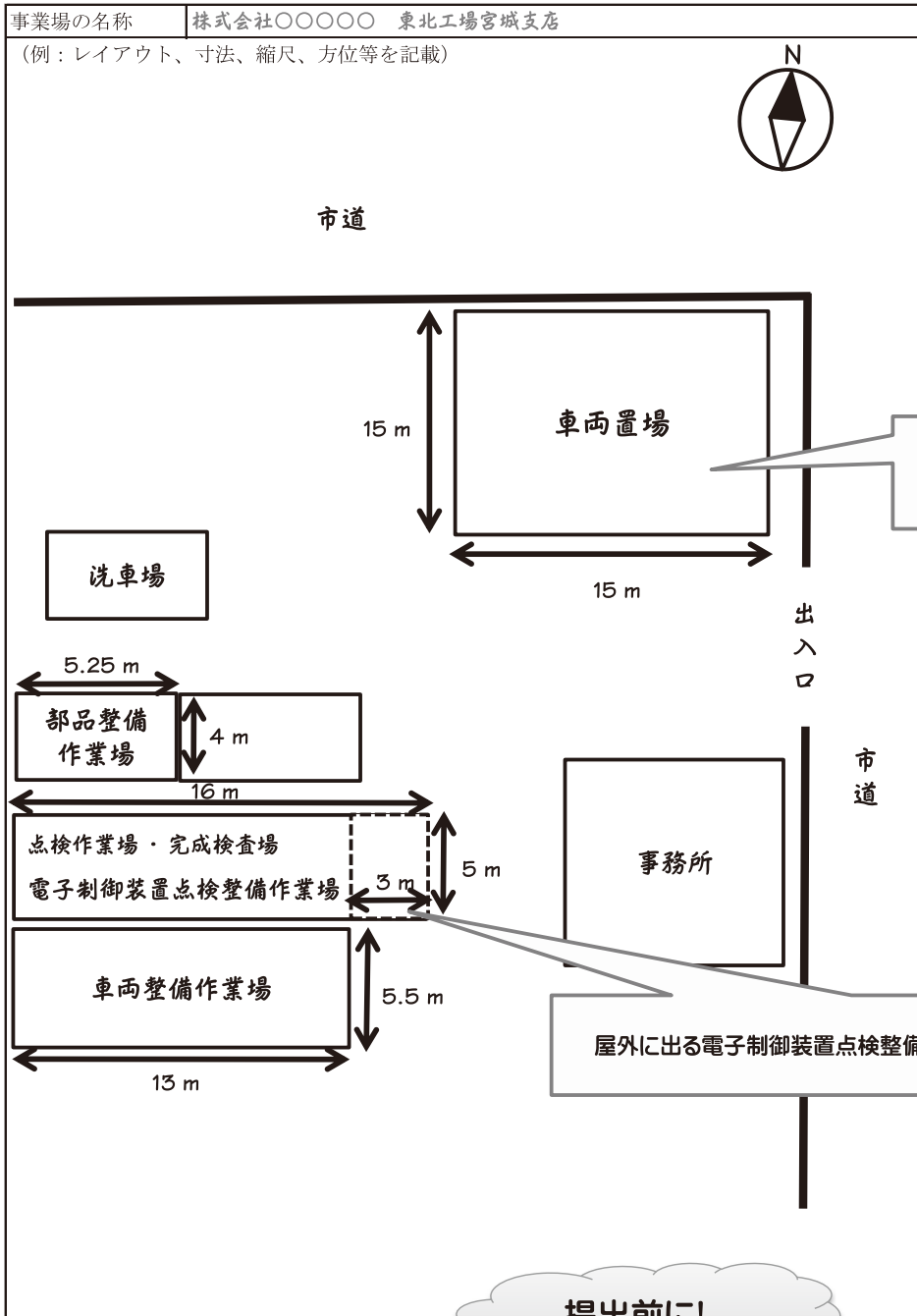
→それぞれ要件を満たすことを確認できる写真を添付して下さい。(別紙例を参考にして下さい)

■ スキャンツールは一体型ですか? セパレート型ですか?

→セパレート型の場合は、スキャンツールとVCIそれぞれのバージョンが確認できるようにして下さい



12 事業場平面図



・6～8で記載した作業場の寸法と齟齬がないですか

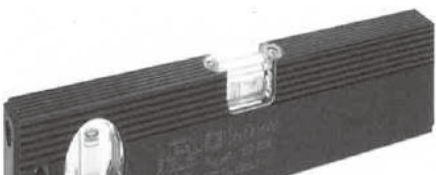
過去の届出書面を流用して作成した際に見られる特徴

- ・寸法や名称が変わっている場所がある
- ・文字や数字が読めなくなっている
- ・屋外の作業場の記載が漏れている

■ 電子制御装置点検整備作業場

■ 水準器

**写真**  
平滑な作業場を確認  
できるもの



※記載内容の例を示したもので、  
特に定めた様式はありません

■ スキャンツール

■ 認証書(原本)

本体及びバージョンがわかる写真



必要に応じ添付

- ターゲット等
- 情報入手にかかるDVD等
- FAINES加入を示す書面 等

**写真等**

**提出前に!**

スキャンツールバージョンは確認できますか  
→縮小しすぎたり、印刷で文字が潰れたりして読めないケースがあります

スキャンツールは一体型ですかかセパレート型ですか  
→VCIバージョンがついていないケースがあります

整備主任者（選任・変更）の届出書

宮城運輸支局長 殿

令和 年 月 日

道路運送車両法等の規定により別紙書面を添え（選任・変更）します。

（注）選任にあつては「選任」、変更にあつては「変更」の文字に○を記載すること。

（注）該当しない項目は記載を省略することができる。（全ての項目に共通）

（注）必要に応じて、記載枠を追加・拡大または削除・縮小することができる。（全ての項目に共通）

（ふりがな）	かぶしがいしゃ ○○○○ だいひょうとれまりやく こくどはなこ
届出者の氏名又は名称	株式会社○○○○○ 代表取締役 国土花子
届出者の住所	〒983-8537 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1
電話番号	022-299-8851
（ふりがな）	かぶしがいしゃ ○○○○ とうほくこうじょうみやぎしてん
事業場の名称	株式会社○○○○○ 東北工場宮城支店
事業場の所在地	〒983-8540 宮城県仙台市宮城野区扇町三丁目3-15
電話番号	022-235-2517
認証番号	3-1234

選任日の記入を忘れずに！

1 新たに選任した整備主任者

氏名	生年月日	統括管理業務開始日	整備士合格証書番号又は講習修了証の受講番号
自動車 検査	昭和59年 7月 1日	令和 3年 10月 1日	第2101000001号
自動車 整備	平成 14年 7月 1日	令和 3年 10月 1日	東北一こ第00000号
	年 月 日	年 月 日	
	年 月 日	年 月 日	
	年 月 日	年 月 日	

1級整備士（大型・小型）  
→整備士合格証書の番号を記載  
その他の整備士  
→資格取得講習修了証の番号を記載

（注）整備主任者等資格取得講習の修了証を有する者は、当該修了証の受講番号を記載すること。

（注）一級整備士（一級二輪の整備士を除く）は整備士合格証書番号を記載すること。

2 辞任等した整備主任者

氏名	辞任等年月日	氏名	辞任等年月日
	年 月 日		年 月 日
	年 月 日		年 月 日

3 既に選任されている整備主任者


氏名	生年月日	氏名	生年月日
自動車 保安	平成 15年 4月 1日		年 月 日
	年 月 日		年 月 日
	年 月 日		年 月 日
	年 月 日		年 月 日

備考	
----	--

提出前に！

- ・新たに選任する場合、前の事業場で解任届を出し忘れていませんか  
→解任届が出ていないケースが度々発生しています
- ・氏名が変わっていませんか？
- ・記載した氏名は整備合格証書、講習修了証または合格証明願に記載の氏名のとおりですか  
旧字体（例：高 と 高）が含まれる場合、改姓している場合は特に注意して下さい



電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習 受講票(修了証)

証明写真欄	<p>【証明写真について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 最近1年以内の上半身脱帽(宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭を識別することができる範囲内において頭部を布等で覆う者である場合を除く)のもの</li> <li>○ 印刷写真の場合は、大きさは縦4cm×横3cmとし、裏面に「氏名」を記載し、のりをつけて貼付すること</li> <li>○ デジタル写真の場合は、解像度は600×450 pixel以上とする</li> </ul>	(ふりがな) 氏名	(じどうしゃ けんさ) <b>自動車 検査</b>
		生年月日 (和暦)	昭和59年7月1日
		整備士の種類と番号	二級ガソリン自動車整備士 東北二か第00000号

以降は、記載しないこと

受講番号	第 2101000001 号		
学科実施日	試問実施日	再試問実施日	
2年 12月 31日 第1回	3年 1月 1日 第1回	年 月 日 第 回	

再試問あり 再試問なし

<p>学科受講欄</p> 	<p>実習受講欄</p> 
--	---

道路運送車両法施行規則第57条第7号及び第62条の2の2第1項第7号に規定する講習(電子制御装置整備の整備主任者資格取得講習)を修了したことを証します。

**提出前に!**

- ・申請時に必要なものは修了証の写しです  
原本は修了者ご自身で大切に保管して下さい。

宮城運輸支局長

修了欄


---

## FAINES登録内容案内用紙

御中

2021年 月 日  
一般社団法人日本自動車整備振興会連合会  
(FAINESメインセンター)

日頃はFAINES（ファイネス）をご愛用頂きまして誠にありがとうございます。  
お客様の現在の主な登録内容は以下となりますので、ご確認下さいますようお願い申し上げます。

### FAINESのご利用は

日整連ホームページ <https://www.jaspa.or.jp/> にあるリンクボタンをクリックして頂くか、

直接FAINESトップページ <https://faines.jaspa.or.jp/> にアクセスして下さい。

**【謹告】 サービス料金の決済状況等につきましては、業務合理化を図るため、請求書・領収書の発行に代わり、FAINES内の「マイページ」にてご案内しております。**

### ご登録内容

会員番号	
パスワード	
会員名（事業場名等）	
所在地	
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	
連絡担当者	

**みほん**

※パスワード・電話番号・FAX番号・メールアドレスについては、FAINES内の「マイページ」から変更することができます。

特にパスワードについては定期的なご変更をお勧め致します。

なお、ご変更後のパスワードはお客様にて厳重に管理して下さい。

### 【注意事項】

- ・この書類は必ずお手元に保管して下さい。
- ・会員番号等を第三者に知らせることは厳禁です。また、盗難・紛失されることのないよう、管理には十分ご注意下さい。
- ・パスワードは大文字・小文字の判別を行っておりますので、入力の際はお間違えのないようご注意下さい。
- ・お客様のお問い合わせ窓口は【宮城県自動車整備振興会】でございます。

# 4, 特定整備記録簿の記載方法について

## 特定整備記録簿の記載方法について

- ・ 電子制御装置整備を外注した場合や離れた作業場で特定整備を実施した場合の特定整備記録簿の記載例を示します。
- ・ 特定整備記録簿の作成責任については、電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習テキストをご確認ください。

【以下、記載例を示します。】

○ ガラス交換を構内外注し、レーダー交換及びエーミング作業を自ら行った場合

### 1年定期点検用点検整備記録簿(特定整備記録簿写)

点検 良好 <input checked="" type="checkbox"/> 交換 <input checked="" type="checkbox"/> 調整 <input checked="" type="checkbox"/> A 清掃 <input checked="" type="checkbox"/> C 省略 <input checked="" type="checkbox"/> P 特定整備 <input checked="" type="checkbox"/> 修理 <input checked="" type="checkbox"/> 締付 <input checked="" type="checkbox"/> T 締結(欠) <input checked="" type="checkbox"/> L 注記 <input checked="" type="checkbox"/> /		依頼者(使用者)の氏名又は名称	自動車登録番号又は車両番号又は車台番号
点検の結果及び整備の概要		住所	構内外注の旨を記載
<b>エンジン・ルーム点検</b> ■パワーステアリング ベルトの締め、潤滑 ■冷却装置 ファン・ベルトの締め、潤滑 冷却水の漏れ ■室内点検 ■ブレーキ・ペダル 遊び 踏み込んだときの床板とのすき間 ブレーキの効き具合 ■点火装置 ☆スパーク・プラグの状態で 点火プラグ、ワイヤの劣化を確認 点火時期 ティストリビュータのキャップの状態 ■バッテリー ターミナル部の締め、腐食 ■エンジン ターミナル部の締め、腐食	<b>定廻り点検</b> ■ディスク・ブレーキ ☆ディスクとパッドとのすき間 ☆ブレーキ・パッドの摩耗 ■ホイール ☆タイヤの空気圧 ☆タイヤの亀裂、潤滑 ☆タイヤの溝の深さ、異状摩耗 スペア・タイヤの空気圧 ☆ナット、ボルトの締め ■ブレーキのマスタ・シリンダ、ホイール・シリンダ、ディスク・キャリパー マスタ・シリンダの液漏れ ホイール・シリンダの液漏れ ティスト・キャリパーの液漏れ ■ドラム・ブレーキ ☆ドラムとライニングとのすき間 ☆ライニングの摩耗、ライニングの潤滑 ■トランスミッション、トランスア ☆オイルの漏れ	<b>車載式故障診断装置点検</b> OBDの診断の結果 <input checked="" type="checkbox"/> 注 ■日常点検 ブレーキ液の量 バッテリー液の量 冷却水の量 エンジンオイルの量 エンジンのかかり具合、異音 低速、加速の状態 ヘッドランプ、ストップランプ、ウイ ンカーランプ等の点検、汚れ、潤滑 ウインド・ウォッシャー液の量 ウインド・ウォッシャーの噴射状態 ワイパの拭き取り状態 ■ステアリング装置 ステアリング・ギヤ・ボックスの点検 ロード・アーム部のボールジョイントの ガス・ブーツの亀裂、潤滑	<b>その他の点検・整備項目</b> 注 ⊗ ガラス(内) ⊗ レーダー ⊗ エーミング 交換部品等 数量 エンジン・オイル ℓ オイル・フィルタ 個 LLC(ロング・ライフ・クーラント) ℓ ブレーキ・フルード ℓ

自家用乗用  
別表第6

○ レーダー交換を外注元、エーミング作業を外注先で実施した場合

### 外注元 定期点検用点検整備記録簿(特定整備記録簿写)

点検 良好 <input checked="" type="checkbox"/> 交換 <input checked="" type="checkbox"/> 調整 <input checked="" type="checkbox"/> A 清掃 <input checked="" type="checkbox"/> C 省略 <input checked="" type="checkbox"/> P 特定整備 <input checked="" type="checkbox"/> 修理 <input checked="" type="checkbox"/> 締付 <input checked="" type="checkbox"/> T 締結(欠) <input checked="" type="checkbox"/> L 注記 <input checked="" type="checkbox"/> /		依頼者(使用者)の氏名又は名称	自動車登録番号又は車両番号又は車台番号
点検の結果及び整備の概要		住所	点検(整備)時の総走行距離
<b>エンジン・ルーム点検</b> ■パワーステアリング ベルトの締め、潤滑 ■冷却装置 ファン・ベルトの締め、潤滑 冷却水の漏れ ■室内点検 ■ブレーキ・ペダル 遊び 踏み込んだときの床板とのすき間 ブレーキの効き具合 ■点火装置 ☆スパーク・プラグの状態で 点火プラグ、ワイヤの劣化を確認 点火時期 ティストリビュータのキャップ ■エンジン ターミナル部の締め、腐食	<b>定廻り点検</b> ■ディスク・ブレーキ ☆ディスクとパッドとのすき間 ☆ブレーキ・パッドの摩耗 ■ホイール ☆タイヤの空気圧 ☆タイヤの亀裂、潤滑 ☆タイヤの溝の深さ、異状摩耗 スペア・タイヤの空気圧 ☆ナット、ボルトの締め ■ブレーキのマスタ・シリンダ、ホイール・シリンダ、ディスク・キャリパー マスタ・シリンダの液漏れ ホイール・シリンダの液漏れ ■ドラム・ブレーキ	<b>車載式故障診断装置点検</b> OBDの診断の結果 <input checked="" type="checkbox"/> 注 ■日常点検 ブレーキ液の量 バッテリー液の量 冷却水の量 エンジンオイルの量 エンジンのかかり具合、異音 低速、加速の状態 ヘッドランプ、ストップランプ、ウイ ンカーランプ等の点検、汚れ、潤滑	<b>その他の点検・整備項目</b> 注 ⊗ レーダー ⊗ エーミング(外) 交換部品等 数量 エンジン・オイル ℓ

自家用乗用  
寺・別表第6

### 外注先 定期点検用点検整備記録簿(特定整備記録簿写)

点検 良好 <input checked="" type="checkbox"/> 交換 <input checked="" type="checkbox"/> 調整 <input checked="" type="checkbox"/> A 清掃 <input checked="" type="checkbox"/> C 省略 <input checked="" type="checkbox"/> P 特定整備 <input checked="" type="checkbox"/> 修理 <input checked="" type="checkbox"/> 締付 <input checked="" type="checkbox"/> T 締結(欠) <input checked="" type="checkbox"/> L 注記 <input checked="" type="checkbox"/> /		依頼者(使用者)の氏名又は名称	自動車登録番号又は車両番号又は車台番号
点検の結果及び整備の概要		住所	点検(整備)時の総走行距離
<b>エンジン・ルーム点検</b> ■パワーステアリング ベルトの締め、潤滑 ■冷却装置 ファン・ベルトの締め、潤滑 冷却水の漏れ ■室内点検 ■ブレーキ・ペダル 遊び 踏み込んだときの床板とのすき間 ブレーキの効き具合 ■点火装置 ☆スパーク・プラグの状態で 点火プラグ、ワイヤの劣化を確認 点火時期 ティストリビュータのキャップ ■エンジン ターミナル部の締め、腐食	<b>定廻り点検</b> ■ディスク・ブレーキ ☆ディスクとパッドとのすき間 ☆ブレーキ・パッドの摩耗 ■ホイール ☆タイヤの空気圧 ☆タイヤの亀裂、潤滑 ☆タイヤの溝の深さ、異状摩耗 スペア・タイヤの空気圧 ☆ナット、ボルトの締め ■ブレーキのマスタ・シリンダ、ホイール・シリンダ、ディスク・キャリパー マスタ・シリンダの液漏れ ホイール・シリンダの液漏れ ■ドラム・ブレーキ	<b>車載式故障診断装置点検</b> OBDの診断の結果 <input checked="" type="checkbox"/> 注 ■日常点検 ブレーキ液の量 バッテリー液の量 冷却水の量 エンジンオイルの量 エンジンのかかり具合、異音 低速、加速の状態	<b>その他の点検・整備項目</b> 注 ⊗ エーミング 交換部品等 数量 エンジン・オイル ℓ

自家用乗用  
寺・別表第6

- 電子制御装置整備の全部を他の自動車特定整備事業者に外注した場合  
 ※外注元の特定整備事業者は、特定整備記録簿に記載しないよう注意してください。

- 事業場内に限り電子制御装置点検整備作業場以外の場所において電子制御装置整備作業を実施した場合
  - ① 入庫した車両については、自社の電子制御装置点検整備作業場でエーミング作業を行えないことから、電子制御装置整備作業場の屋上でエーミング作業を行った場合

**1年定期点検用点検整備記録簿(特定整備記録簿写)**

点検の結果及び整備の概要		点検 良好 <input checked="" type="checkbox"/> 交換 <input checked="" type="checkbox"/> 調整 <input checked="" type="checkbox"/> A 清掃 <input checked="" type="checkbox"/> C 省略 <input checked="" type="checkbox"/> P 特定 整備 <input checked="" type="checkbox"/> 修理 <input checked="" type="checkbox"/> 締付 <input checked="" type="checkbox"/> T 締結材 <input checked="" type="checkbox"/> L 注記 <input checked="" type="checkbox"/> /	依頼者(使用者)の氏名又は名称 住 所	天候及びエーミング 作業を電子制御装置点検整備作業場以外の場所で行った理由を記載		
<b>エンジン・ルーム点検</b> ■パワーステアリング ベルトの緩み、損傷 <input type="checkbox"/>  エアフロー ベルト	■冷却装置 ファン・ベルトの緩み、損傷 <input type="checkbox"/> 冷却水の漏れ <input type="checkbox"/> <b>室内点検</b> ■ブレーキ・ペダル 遊び <input type="checkbox"/>	<b>定廻り点検</b> ■ディスク・ブレーキ ☆ディスクとパッドとのすり傷 <input type="checkbox"/> ☆ブレーキパッドの摩耗 <input type="checkbox"/> 	<b>定廻り点検</b> ■ホイール ☆タイヤの空気圧 <input type="checkbox"/> ☆タイヤの亀裂、損傷 <input type="checkbox"/> ☆タイヤの溝の深さ、異状摩耗 <input type="checkbox"/> ☆スペア・タイヤの空気圧 <input type="checkbox"/> ☆ナット、ボルトの緩み <input type="checkbox"/>	<b>車載式故障診断装置点検</b> OBDの診断の結果 <input type="checkbox"/> 注 <b>日常点検</b> ブレーキ液の量 <input type="checkbox"/> バッテリー液の量 <input type="checkbox"/> 冷却水の量 <input type="checkbox"/>	<b>その他の点検・整備項目</b> 注 Ⓐ エーミング(電子制御装置整備作業場の屋上、晴れ、電子制御装置整備作業場の寸法を超過)	不 用 車 別 表

- ② 離れた作業場(〇〇板金工場)でバンパ交換を行った場合

**1年定期点検用点検整備記録簿(特定整備記録簿写)**

点検の結果及び整備の概要		点検 良好 <input checked="" type="checkbox"/> 交換 <input checked="" type="checkbox"/> 調整 <input checked="" type="checkbox"/> A 清掃 <input checked="" type="checkbox"/> C 省略 <input checked="" type="checkbox"/> P 特定 整備 <input checked="" type="checkbox"/> 修理 <input checked="" type="checkbox"/> 締付 <input checked="" type="checkbox"/> T 締結材 <input checked="" type="checkbox"/> L 注記 <input checked="" type="checkbox"/> /	依頼者(使用者)の氏名又は名称 住 所	自動車登録番号又は車両番号又は車合番号 点検(整備)時の総走行距離 km		
<b>エンジン・ルーム点検</b> ■パワーステアリング ベルトの緩み、損傷 <input type="checkbox"/>  エアフロー ベルト	■冷却装置 ファン・ベルトの緩み、損傷 <input type="checkbox"/> 冷却水の漏れ <input type="checkbox"/> <b>室内点検</b>	<b>定廻り点検</b> ■ディスク・ブレーキ ☆ディスクとパッドとのすり傷 <input type="checkbox"/> ☆ブレーキパッドの摩耗 <input type="checkbox"/> 	<b>定廻り点検</b> ■ホイール ☆タイヤの空気圧 <input type="checkbox"/> ☆タイヤの亀裂、損傷 <input type="checkbox"/> ☆タイヤの溝の深さ、異状摩耗 <input type="checkbox"/> ☆スペア・タイヤの空気圧 <input type="checkbox"/>	<b>車載式故障診断装置点検</b> OBDの診断の結果 <input type="checkbox"/> 注 <b>日常点検</b> ブレーキ液の量 <input type="checkbox"/> バッテリー液の量 <input type="checkbox"/>	<b>その他の点検・整備項目</b> 注 Ⓑ バンパ(〇〇板金工場)	自 家 用 車 別 表

# 5, ~9月・10月は「自動車点検整備推進運動」の強化月間～

《発表記者会：青森県政記者会、岩手県政記者クラブ、東北電力記者会、宮城県政記者会、秋田県政記者会、山形県政記者会、福島県政記者クラブ》

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和4年9月1日  
国土交通省東北運輸局

## コストも、いのちも、地球環境も。

### ～9月・10月は「自動車点検整備推進運動」の強化月間～

自動車は、使用期間や走行距離に応じて故障・劣化が生じることから、安全にご使用いただくためには、自動車の使用者が責任を持って、適切に点検・整備を行うことが必要です。このため、東北運輸局では、関係団体等と協力し、9月（全国統一の強化月間）及び10月（東北運輸局の強化月間）を「自動車点検整備推進運動」強化月間として、点検・整備の必要性や重要性を啓発していきます。

#### 点検・整備の必要性の啓発活動

(1) 自動車の使用者には、自動車の不具合による事故防止や環境保全を図ることを目的として、自動車の点検・整備の実施が義務付けられていますが、それが使用者に十分理解されておらず、定期点検の実施状況は乗用車で6割程度に留まっています。

東北各県で自動車の使用者に対する自動車の点検・整備の必要性を啓発する、自動車点検フェスティバル等の自動車整備関連イベント※1を開催し、参加した10代から30代の若者世代に重点を置き、ポスターやチラシ及びSNS等を活用し広報活動を実施します。

(※1別紙：東北運輸局管内におけるイベント実施計画)

※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点などから、各種イベントは中止又は規模を縮小して行う場合があります。

(2) 東北管内では大型自動車等の車輪脱落事故が増加傾向であることから、冬用タイヤへの交換が始まる時期を前にして大型車両のドライバー等へ対して、車輪脱落事故防止の点検・整備を呼びかけます。【東北運輸局重点項目】

(3) 適切な点検・整備の実施によるCO<sub>2</sub>の削減効果について、チラシの配布やSNS等を活用した広報など様々な機会を捉えて自動車の使用者に対して周知します。



点検整備推進運動ポスター



ホイールナットの点検風景



東北運輸局マスコット  
”とうほくろっく”

#### 【問い合わせ先】

東北運輸局自動車技術安全部整備・保安課  
石村、阿部

TEL 022-791-7534 FAX 022-299-8872



## 東北運輸局管内におけるイベント実施計画

県別	月日 時間	実施場所	イベント名	イベントの主な予定
青森	9月4日(日) 10:00~14:30	青森運輸支局構内 所在地: 青森市浜田豊田139-13	「自動車点検ふれあい フェスティバル2022」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マイカー点検教室</li> <li>・マイカー無料点検サービス</li> <li>・クルマ相談コーナー</li> <li>・白バイ隊員との記念撮影</li> <li>・J A F 子ども免許証</li> </ul>
岩手	9月17日(土) ~ 9月18日(日) 9:30~16:00	岩手産業文化センター アピオ 所在地: 滝沢市砂込389-20	「自動車整備フェスタ2022」 ※岩手放送主催への出展	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マイカー点検教室</li> <li>・マイカー相談</li> <li>・衝突試験車両の映像上映</li> <li>・運転適性診断体験</li> <li>・子供免許証、キーホルダー作成等</li> </ul>
宮城	9月17日(土) 10:30~14:30	勾当台公園 市民広場 所在地: 仙台市青葉区国分町3丁目7	「宮城バスまつり」 ※宮城県バス協会主催への出展	<ul style="list-style-type: none"> <li>・チラシ配布</li> <li>・小学生以下を対象とした自動車整備体験</li> <li>・マイカー相談等</li> </ul>
秋田	9月10日(土) 10:30~14:30	道の駅ふたつ 屋根付きイベント広場 所在地: 能代市二ツ井町小繁字泉51番地	「マイカー点検フェア」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マイカー点検教室</li> <li>・無料日常点検</li> <li>・マイカー相談所</li> <li>・自動車構造・装置のカット模型展示</li> <li>・トルクレンチ体験</li> </ul>
	10月22日(土) ~ 10月23日(日) 10:00~17:00	秋田市雄和スカイドーム 所在地: 秋田市雄和椿川字駒坂4丁目1	「あきたNEXTモーターフェス2022」 ※あきたNEXTモーターショー実行委員会主催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マイカー点検教室</li> <li>・マイカー相談所</li> <li>・自動車構造・装置のカット模型展示</li> </ul>
山形	10月15日(土) ~ 10月16日(日)	山形国際交流プラザ 山形ビッグウイング 所在地: 山形市平久保100番地	「マイカー点検フェスティバル2022」 ※「やまがた環境展」への出展	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マイカー相談</li> <li>・マイカー無料点検</li> <li>・劣化部品展示</li> <li>・スタンブラリー</li> <li>・ペーパークラフト作成</li> <li>・こども免許証発行等</li> </ul>
福島	10月1日(土) ~ 10月2日(日) 10:00~16:00	ビッグパレットふくしま 所在地: 郡山市南2丁目52	「くるまの点検フェア」 ※福島放送局主催「KFBまつり」への出展	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子供免許証交付</li> <li>・キッズメカニック体験</li> <li>・カットエンジン展示</li> <li>・自動車部品展示</li> </ul>

※実施日や時間・会場等は予告なく変更となる場合があります。

# 6, 東北運輸局管内車輪脱落事故発生状況について

《発表記者会：青森県政記者会、岩手県政記者クラブ、東北電力記者会、宮城県政記者会  
秋田県政記者会、山形県政記者会、福島県政記者クラブ》

Press Release

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

令和4年9月14日  
東北運輸局

## 東北のトラックドライバーは左後輪に注意！！

～ 令和3年度、東北の大型車の車輪脱落事故が再び増加しました ～

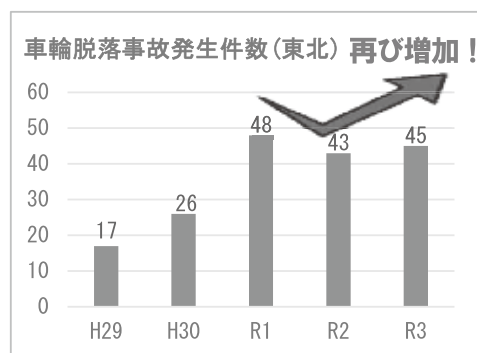
令和3年度に発生した東北運輸局管内の大型車のホイール・ナット緩み等による車輪脱落事故が、再び増加に転じている状況を踏まえ、10月1日から「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を実施します。

### 1. 東北運輸局管内の令和3年度大型車\*の車輪脱落事故の発生状況（速報値）

（詳細は「別紙」参照）

- ✓ 事故発生件数は45件（前年度比2件増）。  
※全て左後輪
- ✓ 全体の約7.1%はトラック事業者によるもの（令和2年度比4件増）。
- ✓ それらトラック事業者のうち、約6割で運転者に車輪脱着作業を行わせていた。
- ✓ 東北運輸局による運転者へのヒアリング（7月実施）の結果、約5.6%が「日常点検を省略することがあった」と回答。

※ 大型車：車両総重量8トン以上のトラック又は乗車定員30人以上のバス



出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

### 2. 大型車の車輪脱落事故防止策

#### (1) 大型車の車輪脱落事故防止キャンペーンの実施

令和3年度の発生状況及び特徴を踏まえ、「トラック事業者の運転者に届くもの」を念頭に、各種取り組みを実施します。

【実施期間】令和4年10月1日～令和5年2月28日

【主な実施項目】

- ✓ トラック事業者の運転者を対象とした「車輪脱落事故防止にかかる自己チェック」の実施。
- ✓ トラック事業者の運転者を対象とした、「休憩後」「食事後」「荷扱い後」等、運行の途中にもトラックを運転する前に左後輪の状況をチェックする、「走る前、左後輪点検キャンペーン」の実施。
- ✓ 大型車のホイール・ナットの取付状況を確認する「街頭点検」の実施。
- ✓ トラック事業者の運転者を対象に、車輪脱落事故の恐ろしさを訴えるパンフレットによる日常点検徹底の周知。

※今後の詳しい取り組み等は、東北運輸局ホームページ内の車輪脱落事故防止に関する特別ページをご覧ください。



令和3年度の街頭点検の様子（山形県山形市）

裏面へ続く

## (2) 「東北地域事業用大型車の車輪脱落事故防止協議会」の設置及び開催

自動車関係各団体とともに「東北地域事業用大型車の車輪脱落事故防止協議会」を設置し、東北地域事業用自動車安全対策会議と連係して有効な車輪脱落事故防止対策を検討するとともに、各業界から多面的に防止対策を実施します。

【協議会会員】東北トラック協会、東北六県バス協会連合会、自動車整備東北ブロック連絡協議会、一般社団法人日本自動車販売協会連合会「東北ブロック」、一般社団法人日本自動車タイヤ協会関東支部、宮城県タイヤ商工協同組合、東北運輸局

令和4年度第1回協議会は以下のとおり開催予定です。

日時：令和4年9月30日（金）13:30～

場所：東北運輸局2階専用会議室

（宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第四合同庁舎）

※ 会議当日の取材等につきましては、9月28日（水）までに以下の問い合わせ先までご相談ください。



なくそう！車輪脱落



[車輪脱落特別ページ]

<問い合わせ先>

東北運輸局自動車技術安全部

整備・保安課 石村、阿部

保安・環境調整官 泉、鹿島

TEL:022-791-7534、FAX:022-299-8872

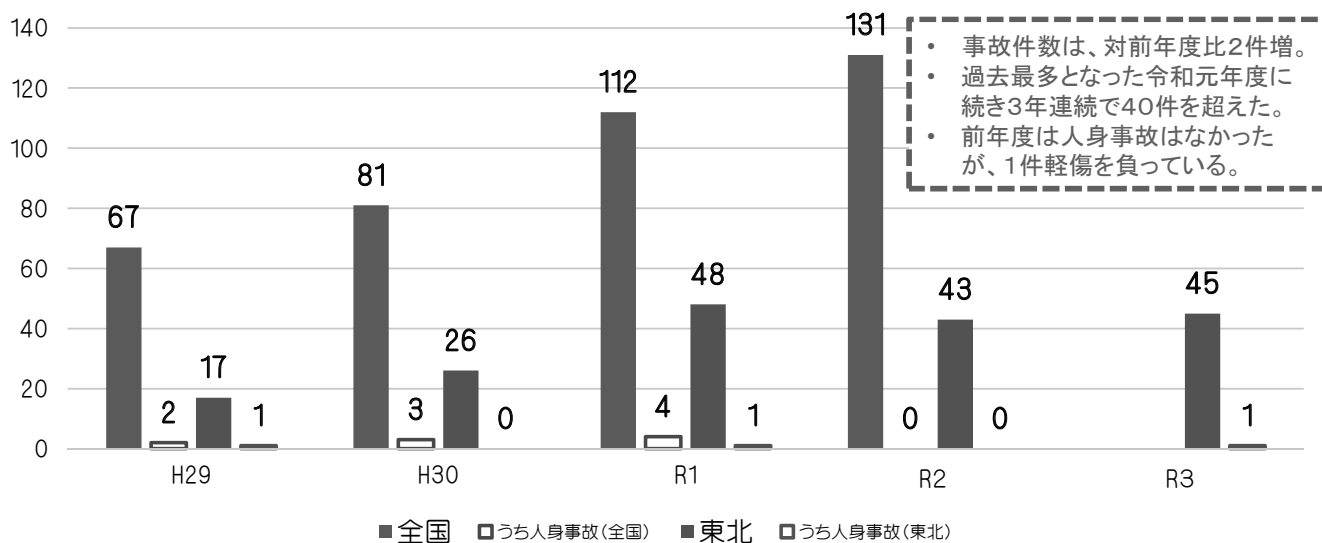
<添付資料>

別紙 令和3年度大型車の車輪脱落事故発生状況（速報値）

参考 大型車の車輪脱落事故防止のための啓発チラシ（東北運輸局作成）

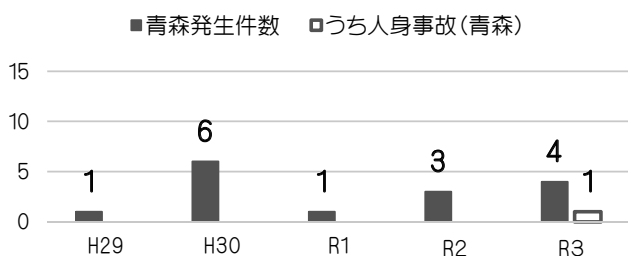
# 東北運輸局管内車輪脱落事故発生状況（令和3年度）【別紙】

## 大型車の車輪脱落事故\*発生件数の推移

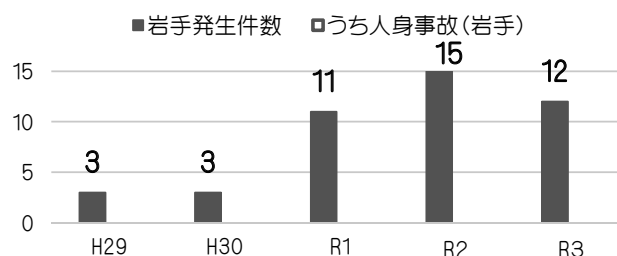


※ 車両総重量8トン以上の自動車又は乗車定員30人以上の自動車であって、車輪を取り付けるホイール・ボルトの折損又はホイール・ナットの脱落により車輪が自動車から脱落した事故

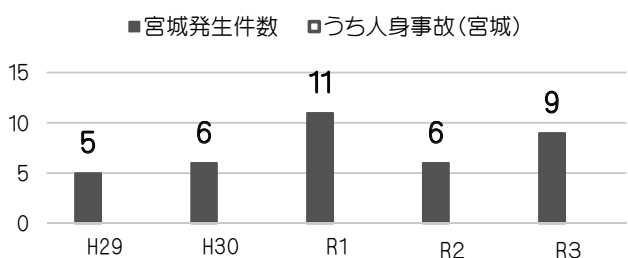
### 青森



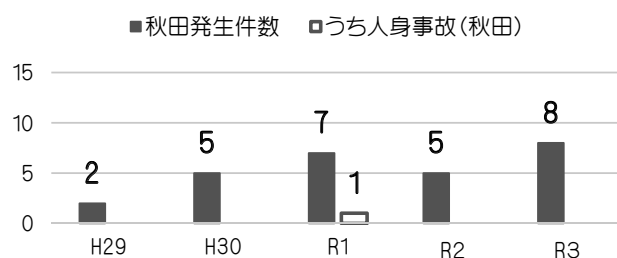
### 岩手



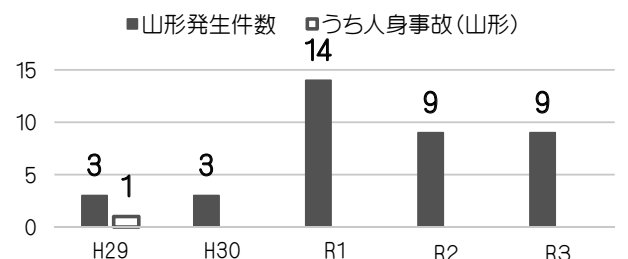
### 宮城



### 秋田



### 山形



### 福島

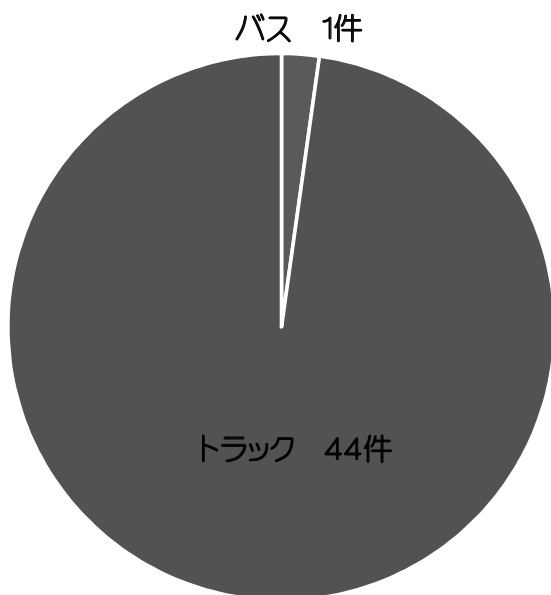


出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

# 東北運輸局管内車輪脱落事故発生状況（令和3年度）

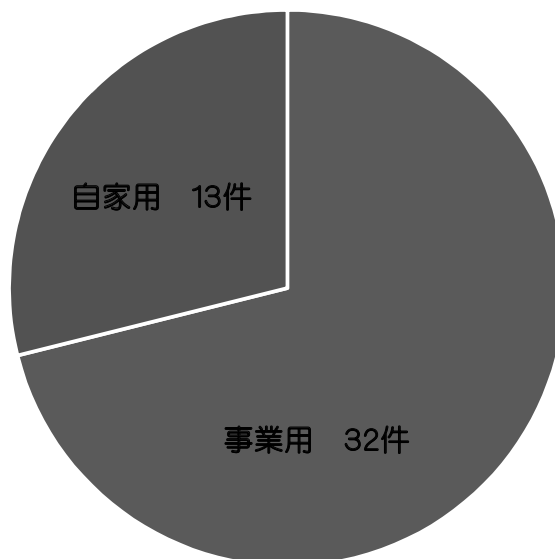
業態別(大型バス・大型トラック)

n=45



事業用・自家用別

n=45

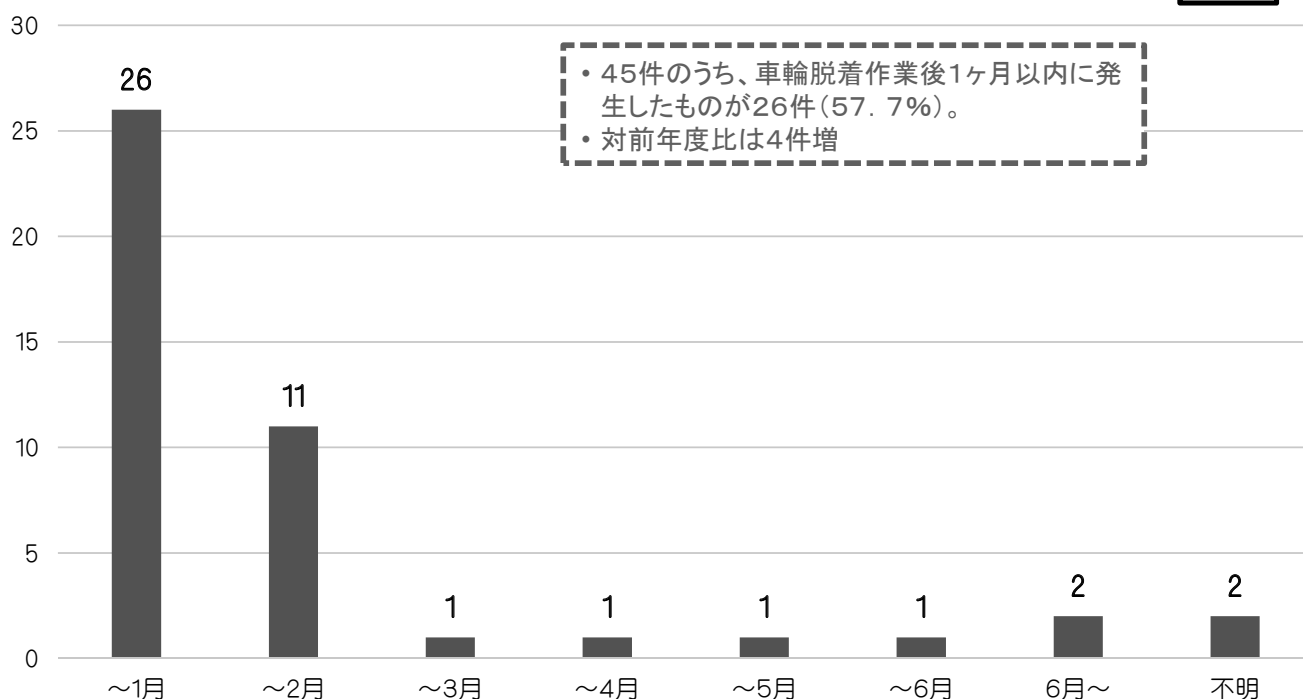


・前年度はトラックのみの発生だったが令和3年度はバスでも1件発生。

・対前年度比は事業用4件増、自家用3件減、自家用にはバスの発生もある。

車輪脱着作業から事故発生までの期間別件数

n=45

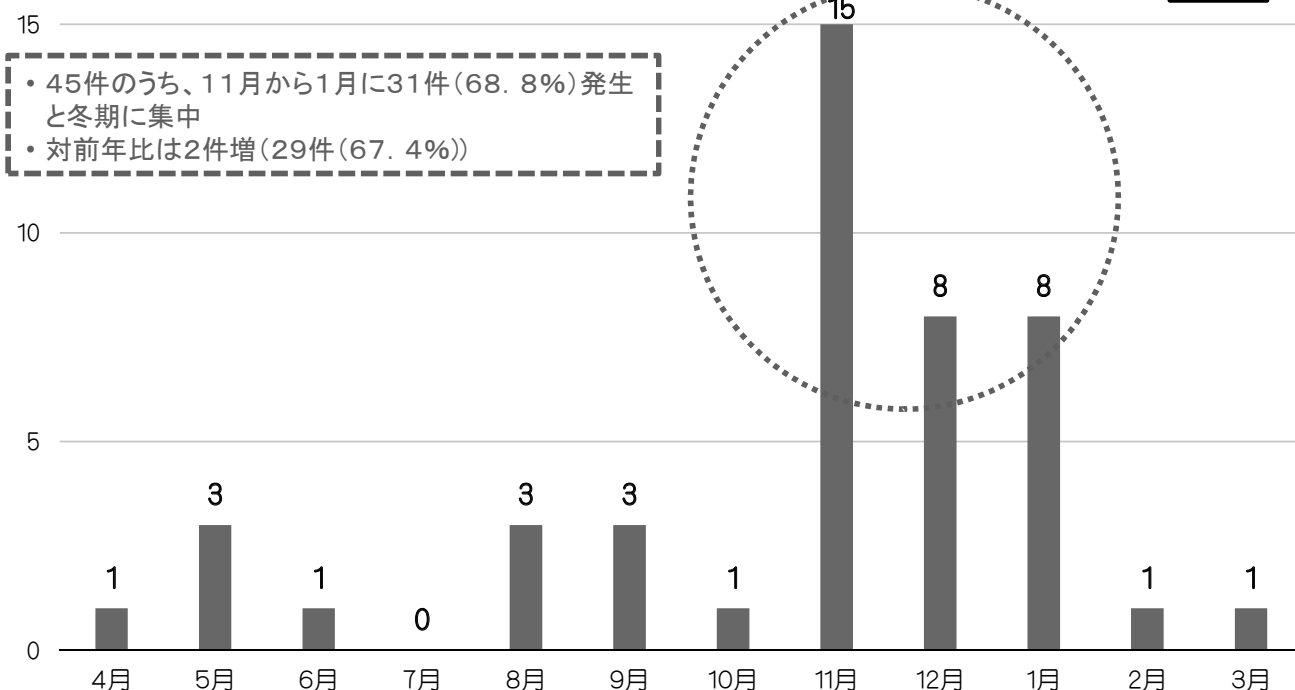


・45件のうち、車輪脱着作業後1ヶ月以内に発生したものが26件(57.7%)。  
・対前年度比は4件増

# 東北運輸局管内車輪脱落事故発生状況（令和3年度）

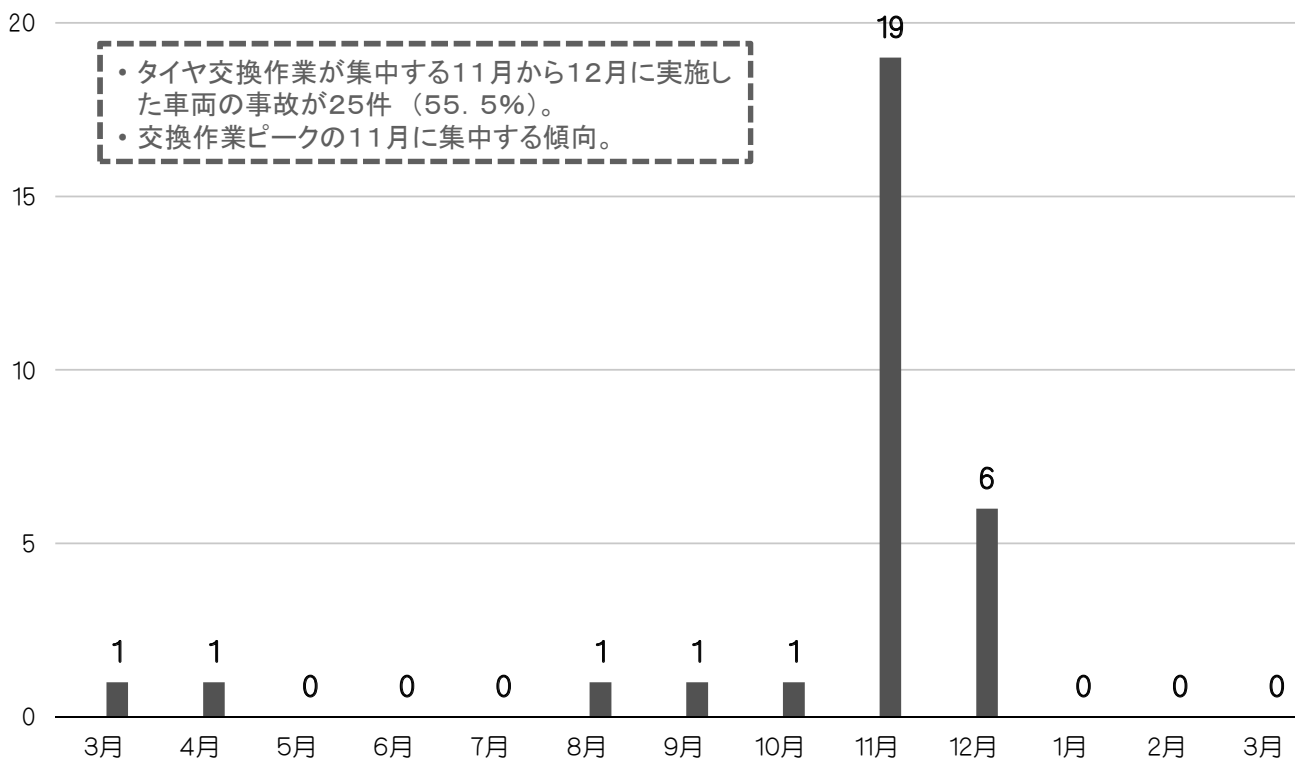
## 発生月別車輪脱落事故発生状況

n=45



## 車輪脱落直前の3ヶ月以内に「タイヤ交換」を実施した車両による事故件数 (タイヤ交換実施時期別)

n=30

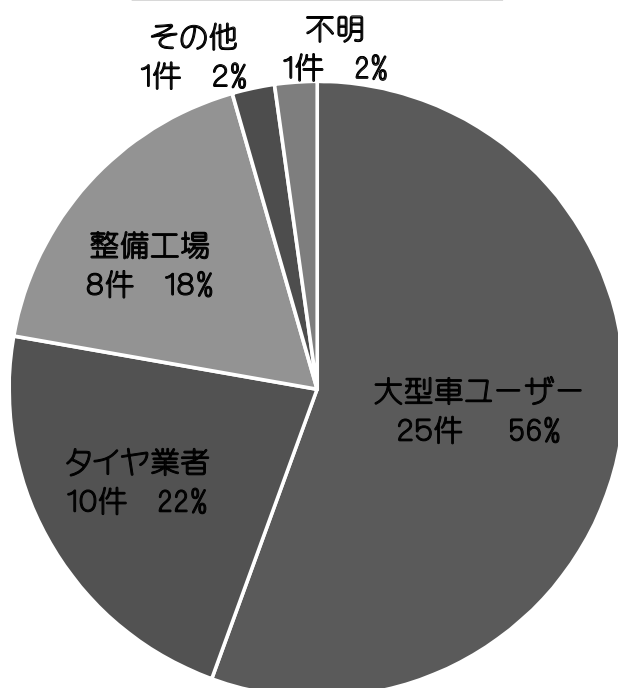


出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

# 東北運輸局管内車輪脱落事故発生状況（令和3年度）

## タイヤ脱着作業実施者別

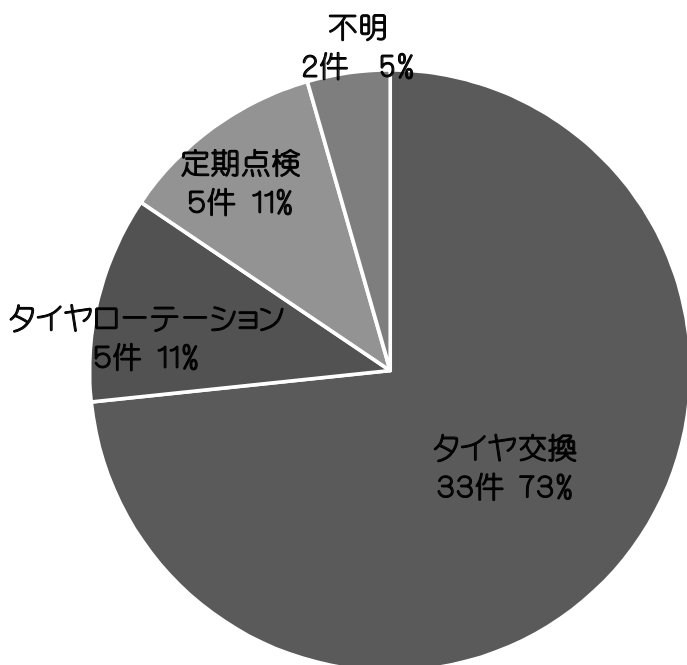
n=45



・大型ユーザーの交換によるものが半数以上を占める傾向で前年度と同比。

## タイヤ脱着作業内容別

n=45



・タイヤ交換・タイヤローテーションが大半を占める傾向。  
・タイヤ交換が前年度70%であったことから、増加傾向。

### ●タイヤ交換

- ・ 通常タイヤから冬用タイヤへの交換
- ・ 冬用タイヤから通常タイヤへの交換
- ・ パンクや摩耗したタイヤの交換 など

### ●タイヤローテーション

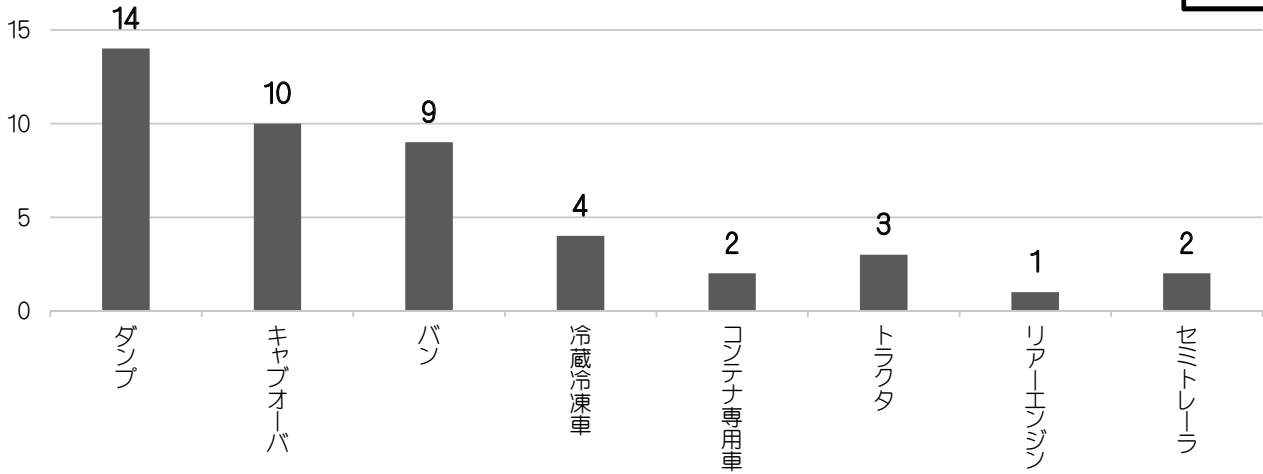
- ・ タイヤの摩耗が偏ることを防止するため、前後・左右のタイヤを入れ替える

出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

# 東北運輸局管内車輪脱落事故発生状況（令和3年度）

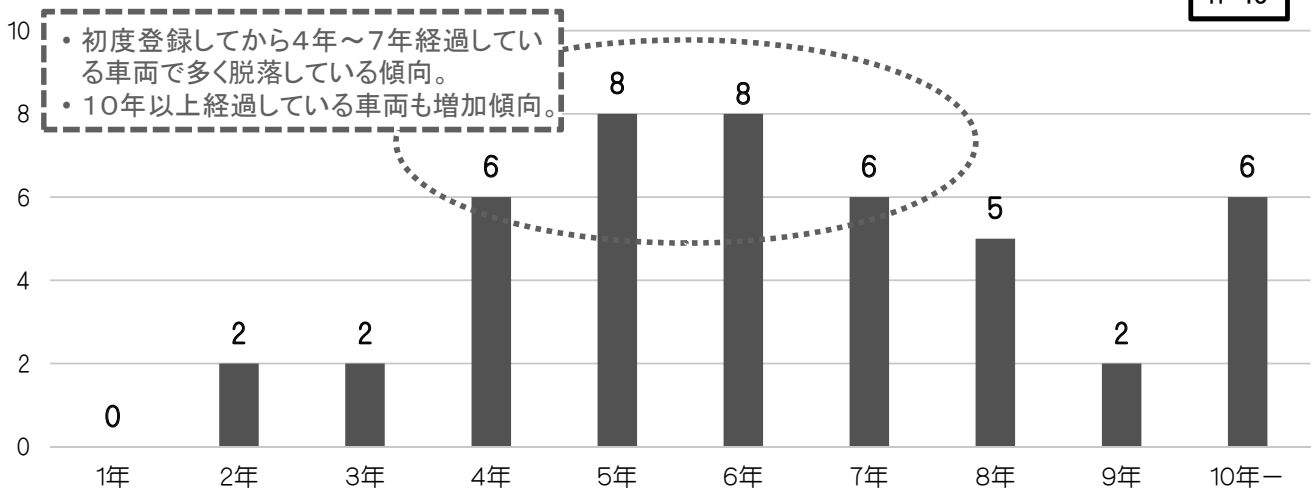
## 車体の形状別発生件数

n=45



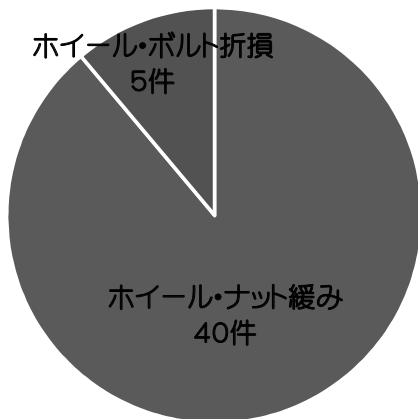
## 登録年から事故発生までの車齢

n=45



## タイヤ脱落時の原因

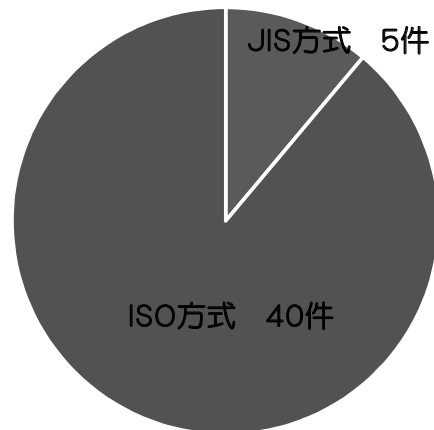
n=45



・ホイール・ナットの緩みによるものが大半を占める傾向。

## 締め付け方式

n=45



・締め付け方式はISO方式によるものが大半を占める傾向。

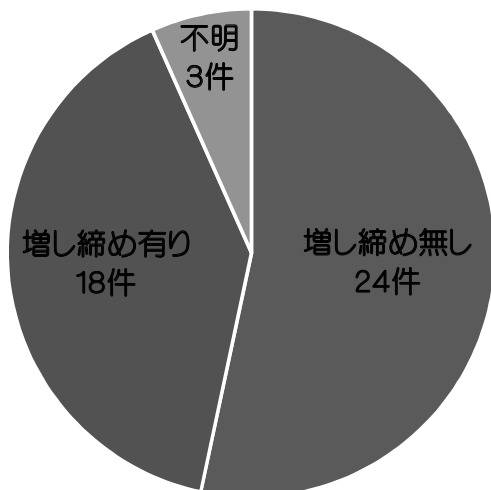
出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告



# 東北運輸局管内車輪脱落事故発生状況（令和3年度）

## 脱着作業後の増し締め実施の有無

n=45



「増し締め有り」18件について、脱落の推定要因

- ・ ディスクホイール、ホイール・ボルト等の劣化・摩耗: 5件
- ・ ネジ部、ハブ面の錆・汚れ等: 14件

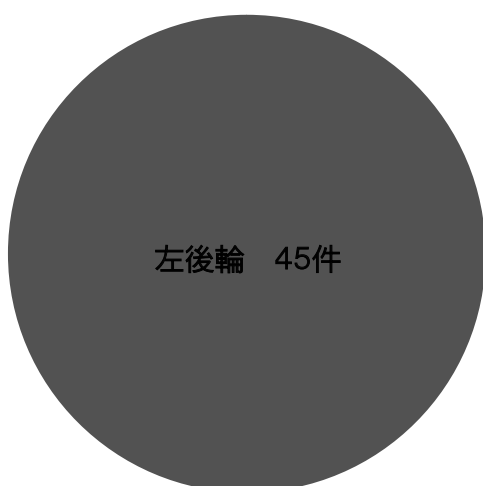
- ・ 「増し締め有り」18件は、大半が大型車ユーザー自ら車輪脱着作業を実施し、自ら増し締めも実施しているが、脱落発生まで1月以内が9件、2ヶ月以内のものが6件となっており、車齢6年以上経過している車両が13件と大半を占めている。
- ・ 経年劣化の影響もあり、ネジ部、ハブ面の錆、汚れ等の除去不十分や潤滑剤の塗布不十分等により、適正な締付力が得られず脱落に至ったと推定。
- ・ 日常において行う点検や確認が不十分であり、緩みに気づくことができず脱落に至ると推定

### 【対策の方向性】

- ・ ネジ部・ハブ面の錆・汚れ等の清掃作業や適切な潤滑剤の塗布を実施
- ・ 劣化・摩耗が進んだホイール・ボルト、ホイール・ナット等は早めに交換
- ・ マーキング・ナットマーカ等の活用による日常において行う確認の実施（特に左後輪）

## 脱落車輪箇所

n=45



左輪タイヤの脱落割合が高いことの推定原因

- 左輪タイヤが多く脱落する原因については、以下の可能性が考えられる。
  - ・ 右折時は、比較的高い速度を保ったまま旋回するため、遠心力により積み荷の荷重が左輪に大きく働く。
  - ・ 左折時は、低い速度であるが、左後輪がほとんど回転しない状態で旋回するため、回転方向に対して垂直にタイヤがよじれるように力が働く。
  - ・ 道路は中心部が高く作られていることが多いことから、車両が左（路肩側）に傾き、左輪により大きな荷重がかかる。
- 前輪は、ホイール・ボルト緩み等の異常が発生した場合には、ハンドルの振動等により運転手が気づきやすい。

・ 脱落箇所は左後輪で100%

# トラックドライバーの皆様へ

## 大型車の車輪脱落事故 東北地方で多発中!

タイヤが歩行者に衝突するなど重大な事故に  
発展するおそれがあります。



車輪脱落事故の  
恐ろしさを知って!!

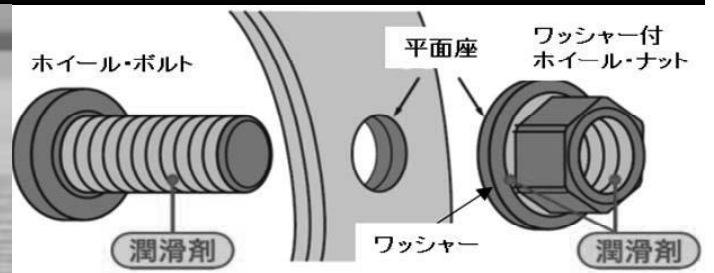
動画はこちら→



大型車のタイヤ交換等には守っていただくルールがあります。  
**適切な作業をお願いします!!**

- ◎ホイールボルト・ナットの清掃の実施
- ◎ホイールボルト・ナットへの給脂
- ◎日常点検整備の確実な実施

- ◎著しく錆びたホイールボルト・ナットの使用禁止
- ◎規定トルクによるホイールナットの締め付け
- ◎タイヤ交換後、50km~100km走行後の増し締め



車輪脱落事故を起こした車両の  
ワッシャー付ホイール・ナット

潤滑剤の塗布箇所

※ナットとワッシャーの間に、潤滑剤を忘れず  
に塗布してください

裏面もご覧ください。▶



国土交通省東北運輸局

日常点検整備の  
動画はこちら→



事業者、ドライバー、整備工場の皆さんの協力をお願いします。

# 「お・ち・な・い」の徹底で 防ごう、大型車の車輪脱落事故

# お

とさない！  
脱落防止はまず点検。

事前の正しい点検が大きな事故を未然に防ぐ  
唯一かつ最善な手段です。



Mr. 整備くん

# ち

ちゃんと清掃、  
ちゃんと給脂！

- ボルト、ナットの錆や汚れを落とし、エンジンオイルなどを塗布してください。ナットをボルトの奥まで回転させたとき、ナットやワッシャーがスムーズに回転するか点検します。
- ワッシャーが固着していたりはずれかかっている場合は、ナットを交換してください。

ナットとワッシャーとの  
隙間への注油も忘れずに！



# な

(ナット)  
ット締め、トルクレンチを必ず使用！

- 適正なトルクレンチを用いて規定のトルクで確実に締め付けます。



規定の  
締めトルク

- 初期なじみのため、タイヤ交換後50～100km走行後を目安に増し締めを実施してください。



緩める 締める

右ねじの「R」表示

# い

ちにち一回、緩みの点検！

- 運行前にボルト、ナットを目で見て手で触って点検。



- 特に脱落が多い左後輪は重点的に点検を。



正しい点検方法を  
動画でチェック！



ホイールナットの緩みが一目でわかり、高精度な点検が誰でも手軽にできる「連結式ナット回転指示インジケータ」の使用方法も動画でご確認いただけます。



詳しくは、  
こちらから！



国土交通省 自動車点検整備推進協議会 大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会 日本自動車工業会 日本自動車 日野自動車 三菱ふそうトラック・バス UDTラックス 全日本トラック協会 日本バス協会 全国自家用自動車協会 日本自動車整備振興会連合会 日本自動車販売協会連合会 全国タイヤ商工協同組合連合会 日本自動車タイヤ協会 全国石油商業組合連合会 日本自動車車体工業会 日本自動車輸入組合 日本自動車機械工具協会 日本自動車機械器具工業会 自動車用品小売業協会 日本自動車車体整備協同組合連合会



# 7,大型車のホイール・ナットの緊急点検を行います！

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和4年9月30日  
自動車局整備課

## 大型車のホイール・ナットの緊急点検を行います！

近年、大型車の車輪脱落事故が増加傾向にあることを踏まえ、国土交通省は大型自動車メーカー（4社）と連携し、大型車のユーザーに対しタイヤ脱着時のホイール・ナットの保守管理について緊急点検を行います。

近年、大型車の車輪脱落事故が増加傾向にあることを踏まえ、さらなる事故防止対策を進めるため令和4年2月に設置した「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会」（座長：伊藤 紳一郎（独）自動車技術総合機構交通安全環境研究所）において、車輪脱落事故車両の調査等を行ったところ、事故を起こした車両では劣化したホイール・ナットが使用されていたり、タイヤ脱着時にホイール・ナットの清掃や潤滑剤の塗布等が、適切に行われていない状況が明らかになりました。

劣化したホイール・ナット等を使用すると、ホイール・ナットが本来の位置まで締まらず、十分な締結力が得られないため、走行中にホイール・ナットが緩み車輪が脱落するおそれがあります。



大型車の車輪が人に衝突した時の模擬動画



模擬動画の本編は  
こちらからご覧頂けます

このような状況を踏まえ、国土交通省は令和4年10月1日より大型車のユーザー等へ適切なタイヤ脱着作業について周知・啓発を図るため「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を実施します。

今年度は、車齢4年以上の大型車の個々のユーザーにダイレクトメールを郵送し、ホイール・ナットの適切な保守管理について緊急点検を行います。

【対象車両：2018年9月30日以前に登録された大型車 約38万台】

なお、緊急点検の結果、劣化したホイール・ナットの交換が必要な場合は、大型自動車メーカー（4社）より左側後輪分の新品のホイール・ナットが無償提供されます。

### 【大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン】

#### ●重点項目

- ▶ 大型車のホイール・ナットの緊急点検の実施
- ▶ 適切なタイヤ脱着作業の動画やチラシ（別紙2）を活用した、大型車のユーザーやタイヤ脱着作業関係者への啓発 等

#### ●実施期間

令和4年10月1日～令和5年2月28日

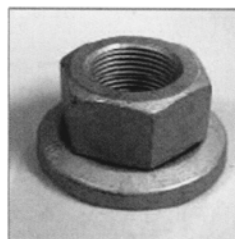
※大型車とは、車両総重量8トン以上のトラック又は乗車定員30人以上のバス

<添付資料>

別紙1：大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会について

別紙2：大型車の車輪脱落事故防止のための啓発チラシ

別紙3：令和3年度 大型車の車輪脱落事故発生状況



新品のホイール・ナット



劣化したホイール・ナット

#### <問い合わせ先>

自動車局整備課 藤境、森山、渡部  
代表：03-5253-8111（内線：42412）  
直通：03-5253-8599  
FAX：03-5253-1639

令和 4 年 10 月

大型車をご使用の皆様へ

いすゞ自動車株式会社  
日野自動車株式会社  
三菱ふそうトラック・バス株式会社  
UDトラックス株式会社

## 車輪脱落事故防止のための適正な点検整備の実施方法のお知らせと ホイール・ナットの緊急点検のお願い

日頃より大型車をご使用の皆様におかれましては、適正な点検整備の実施にご協力頂き、誠にありがとうございます。

大型車の車輪脱落事故は大事故につながりかねない大変危険なものですが、近年は毎年 100 件以上の事故が発生している状況にあります。令和 4 年 2 月に国土交通省に設置された「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会」において、車輪脱落事故を起こした車両の調査を実施したところ、タイヤ脱着時の点検・清掃作業や部品交換が適切に行われていなかったため、ホイール・ボルトやナットに著しいさびやゴミ等の異物が付着しているものや、ホイール・ナットとワッシャーのすき間に潤滑剤の塗布が見られず、ホイール・ナットのワッシャーがスムーズに回転しないものが確認されております。

このような状況を受けて、大型自動車メーカー（4 社）では、日頃から大型車をご使用の皆様、タイヤ脱着作業時の適正なホイール・ボルトやナットの点検整備等の実施方法をお知らせします。

併せて、ホイール・ボルトやナットの適切な保守管理状態を確認するため、緊急点検をお願いいたします。

本緊急点検の確実な実施にご理解・ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

### 【1. タイヤ脱着作業時の適正な点検整備の実施方法のお知らせ】

本ダイレクトメールに同封されているチラシ及びご使用の大型車の取扱説明書を改めてご確認頂き、適正なタイヤ脱着作業やホイール・ボルト、ナットの点検整備の実施に、ご協力頂きますようお願いいたします。

### 【2. ホイール・ナットの緊急点検のお願い】

過去に発生した車輪脱落事故では、初度登録年から 4 年以上経過した大型車において、冬用タイヤへの履き替え等のタイヤ脱着作業後に車輪脱落事故が発生するケースが多いことが判明しています。

このような状況を受けて、初度登録年から 4 年を経過した大型車を対象に、ホイール・ボルト、ナットの適切な保守管理状態を確認するための緊急点検をお願いいたします。

- 本緊急点検の対象車：ISO方式ホイール・ナットを採用した大型トラック、バスのうち、  
初度登録年月日が平成30(2018)年9月30日以前の大型車  
(初度登録年から4年超)

- 本緊急点検の実施期間：令和4(2022)年10月1日～令和5(2023)年2月28日

本緊急点検は使用者ご本人様が実施頂くことも可能ですが、日頃よりタイヤ交換作業をタイヤショップや自動車整備工場、大型自動車メーカー系列店舗等に依頼されている場合は、本ダイレクトメールの同封書類をご確認いただき、タイヤ交換作業等と併せて本緊急点検の実施をご依頼ください。

### 【3. 本緊急点検による純正ホイール・ナットの無償提供について】

本ダイレクトメールに同封されている作業要領書により本緊急点検を実施した結果、劣化したホイール・ナットが見つかった場合は、必ず交換が必要です。

そのような場合は、アンケートにご協力頂ければ、交換した分の純正ホイール・ナットを無償提供いたします。

純正ホイール・ナットの無償提供手順につきましては、同封されている「アンケートへのご協力依頼とホイール・ナットの無償提供 手順書」をご確認ください。

※本緊急点検において無償提供させて頂く純正ホイール・ナットの個数は、最大で該当する大型車の左側後輪分とさせていただきます。

※本緊急点検の実施をタイヤショップや自動車整備工場、大型自動車メーカー系列店舗等へ依頼される場合、本緊急点検の作業工賃は、有料となります。あらかじめご承知おきください。

<同封資料>

- 1) 「大型車のホイール・ナットの緊急点検」作業実施要領書
- 2) タイヤ脱着編「大型車のホイール・ナットの緊急点検」作業実施要領書
- 3) アンケートへの御協力依頼と純正ホイール・ナットの無償提供 手順書
- 4) チラシ「大型車、車輪脱落事故防止ポイント」
- 5) 啓発チラシ『「お・ち・な・い」の徹底で 防ごう、大型車の車輪脱落事故』

以上

<本緊急点検に係る大型自動車メーカーお問合せ先>

●いすゞ自動車株式会社

〒220-8720

神奈川県横浜市西区高島1-2-5 横濱ゲートタワー

いすゞ自動車株式会社 お客様相談センター

電話番号： 0120-119-113

●日野自動車株式会社

〒191-8660

東京都日野市日野台 3-1-1

日野自動車株式会社 お客様相談窓口

電話番号： 0120-106-558

●三菱ふそうトラック・バス株式会社

〒211-8522

神奈川県川崎市中原区大倉町10番地

三菱ふそうトラック・バス株式会社 問い合わせ窓口

電話番号： 0120-930-397

●UDトラックス株式会社

〒362-8523

埼玉県上尾市大字壺丁目1番地

UDトラックス株式会社 お客様相談室

電話番号： 0120-67-2301

## 使用実態アンケートへご協力のお願いと純正ホイール・ナットの無償提供

### 手 順 書

「大型車のホイール・ナットの緊急点検」の実施に伴い、大型車メーカーにおいて車輪脱落事故防止に向けて、お客様所有の大型車の使用実態を把握させて頂きたいと存じます。

本緊急点検において、劣化したホイール・ナットの交換が必要なお客様につきましては、本アンケートへご協力をお願いいたします。

本アンケートにご協力頂きました御礼としまして、本緊急点検により交換される純正ホイール・ナットを無償提供いたします。

+++++

#### 【アンケートへ御協力のお願ひ】

- ①本アンケートは、平成 30(2018)年 9 月 30 日以前に登録された大型車（初度登録された 4 年超）を対象といたします。
- ②本アンケートは、「大型車のホイール・ナットの緊急点検」で、劣化したホイール・ナットを交換されるお客様を対象といたします。  
ダイレクトメール同封の作業実施要領書に、劣化したホイール・ナットの交換目安を記載しておりますので、ご確認願います。
- ③本アンケートは、右下の QR コード(又は URL)からアンケートページを読み取り、スマートフォン等でご回答を選ぶ簡単な内容となっております。

\*ご回答に必要な時間は最大で 10 分程度です。

\*ご回答頂いた本アンケートにつきましては、使用実態の把握にのみ使用し、他の用途に使用することや、お客様情報を公表する事は一切ございません。



\*注：QR コード，URL は各社のものに差し替え

アンケート用 QR コード

URL <https://forms.office.com/r/1LVkNASZ12>



### 【ホイール・ナットの無償提供について】

- ①無償提供させて頂く純正ホイール・ナットの数量は、最大で該当する大型車の左側後輪分といたします。
- ②無償提供させて頂く純正ホイール・ナットは、劣化したホイール・ナット現品との交換といたします。
- ③申請書に必要事項を記載いただき、整備工場/タイヤショップ又はメーカー販売会社整備工場に提出いただく必要があります。

\*ただし、交換作業手順のご都合等で、劣化したホイール・ナット現品との交換が困難な場合は、劣化したホイール・ナットを交換される前に、劣化したホイール・ナットが取り付けられている車輪の状態をスマートフォン等で撮影していただき、各社販売店が確認したうえで、事前に純正ホイール・ナットを無償提供することも可能です。

\*なお、本緊急点検の作業工賃は、有料 となりますことを、あらかじめ御承知おき願います。

\*本緊急点検を普段からお付き合いのある自動車整備工場や、大型自動車メーカー系列店舗、タイヤショップ等へご依頼されるお客様につきましては、ご依頼される際に必ず「ホイール・ナットの緊急点検を依頼する」旨、お申し付けください。

# 申 請 書

純正ホイール・ナットの無償提供が必要なお客様は、必ずこの用紙をお持ちください

## 【お客様記入欄】

お客様情報 車台番号 XXXXXXXXXX \*印字又は手書き(空欄)。各社方式で選択。

該当時に□部にレを記入

- 初度登録年月日のご確認：平成 30(2018)年 9 月 30 日以前に登録された大型車であることを車検証にてご確認
- スマートフォンによるアンケートにご協力頂いていることをご確認
- 劣化したホイール・ナット現品又は劣化したホイール・ナットを撮影した写真データのご用意
  - 現品用意 /  写真代用 /  販売店現車確認
- お客様車両の後側車輪の種類のご確認
  - 高床二軸 /  高床一軸 /  低床二軸 /  低床一軸

純正ホイール・ナットの無償提供数量 \_\_\_\_\_ 個

\*最大 20 個(高床二軸)/台

お客様御芳名 \_\_\_\_\_

## 【緊急点検を実施された自動車整備事業者様、タイヤショップ様ご記入欄】

※お客様ご自身が緊急点検を実施される場合は、お客様ご自身で記載してください。

その場合、緊急点検実施事業者名のご記入は不要です。

- ホイール・ナットの劣化状態が、ダイレクトメール同封の作業実施要領書と合致していることをご確認
- 作業実施要領書に沿った点検整備を完了したことをご確認

緊急点検実施事業者名 御社名 \_\_\_\_\_

ご担当 \_\_\_\_\_

ご協力頂き、誠にありがとうございました。

裏面に続く

各社販売店での純正ホイール・ナットの無償提供の際に、ダイレクトメール宛名書き(又は車台番号が記載されている書類)、劣化したホイール・ナット現品とともに、本用紙は回収させていただきます。

**【大型車のホイール・ナットの緊急点検 手順についてご確認】**

- 本緊急点検をご依頼されるお客様は、事前に自動車整備事業者やタイヤショップへ本緊急点検の実施をお申し付けください。
  - ダイレクトメール中の車台番号が記入されている書類のご用意
  - 本紙の御記入・御確認
  - 劣化したホイール・ナット現品又は写真データのご用意
- \* 販売会社持込み時は不要

## 大型車のホイール・ナットの緊急点検の流れ

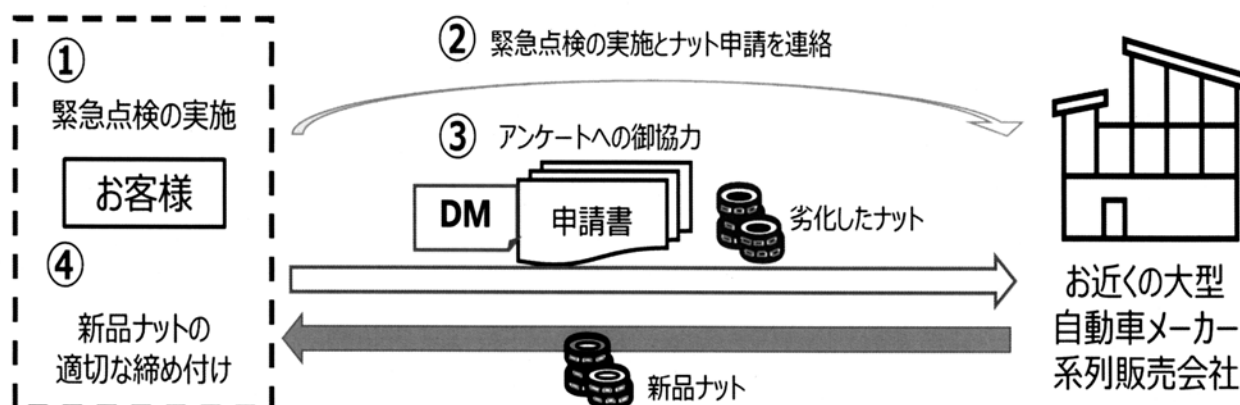
大型車のホイール・ナットの緊急点検の実施方法や依頼先によって、ホイール・ナット(以下 ナット)の無償提供の手順が異なります。

以下に緊急点検の流れを記載しておりますので、ご参照下さい。

なお、ご不明な点等ございましたら、お近くの大型自動車メーカー系列販売会社又は、各大型自動車メーカーお客様相談窓口へお問合せ下さい。

### 1. 使用者様のご自身(自社整備工場等含む)で緊急点検を実施される場合

- ①「大型車のホイール・ナットの緊急点検」作業実施要領に記載されている手順にしたがい、ナットの劣化・損傷の状態を点検します。
- ②緊急点検の結果、劣化・損傷によりナットの交換が必要とご判断された場合は、ダイレクトメール(以下 DM)に記載されている、最寄りの大型自動車メーカー系列販売会社にナットの無償提供を希望する旨をご連絡していただき、ナットの受取日の調整をお願いいたします。
- ③その後『手順書』の URL/QR コードからアンケートにご協力いただき、『手順書』に付属されている『申請書』に必要な項目を記載したうえで、『DM』、『申請書』、『劣化・損傷したナットの現品(又は写真等)』とともに、お近くの大型自動車メーカー系列販売会社へお持ち下さい。その場で、純正ナットを無償提供いたします。
- ④新品ナットに交換して、適切な締め付けをしていただきましたら緊急点検は終了です。

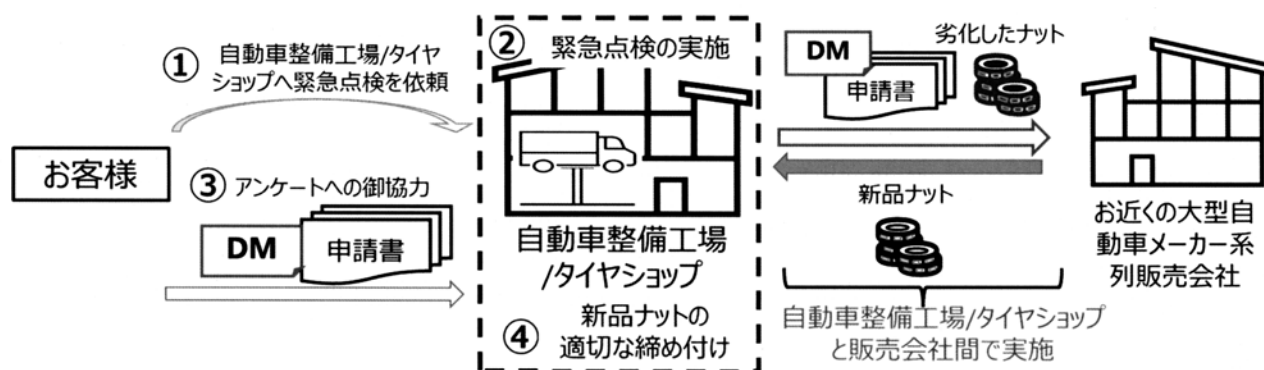


お近くの大型自動車メーカー系列販売会社につきましては、各社ホームページで御確認ください。

(または、ご案内文に記載の大型自動車メーカーお問合せ先及び、宛名シートに記載の最寄りの大型自動車メーカー系列販売会社にお問合せください。)

## 2. 自動車整備工場並びにタイヤショップへ緊急点検を依頼される場合

- ①あらかじめ自動車整備工場並びにタイヤショップに対して、タイヤ交換等と併せてDMによるナットの緊急点検を希望される旨のご連絡をお願いいたします。
- ②自動車整備工場並びにタイヤショップにてお客様の大型車の緊急点検を行い、ナットが劣化・損傷しているか、ナットの交換が必要になるかを判断いたします。
- ③緊急点検の結果、ナットの交換が必要と判断された場合は、お客様ご自身で『手順書』のURL/QRコードからアンケートにご協力いただき、『手順書』に付属されている『申請書』に必要な項目を記載したうえで、『DM』と『申請書』を自動車整備工場並びにタイヤショップへお渡し下さい。(大型自動車メーカー系列販売会社への申請及びナットの受取り等は、使用者様が行う必要はありません。)
- ④自動車整備工場並びにタイヤショップで新品のナットに交換して、適切な締め付けが行われましたら緊急点検は終了です。



### 自動車整備工場並びにタイヤショップのご担当者様へお願い

緊急点検を実施された自動車整備工場並びにタイヤショップのご担当者様は、劣化・損傷によりナットの交換が必要と判断された場合は、お客様より受け取られた『DM』と『申請書』とともに『劣化・損傷したナットの現品(又は写真等)』を、お近くの大型自動車メーカー系列販売会社へお持ち下さい。

その場で、純正ナットを無償提供させていただきます。

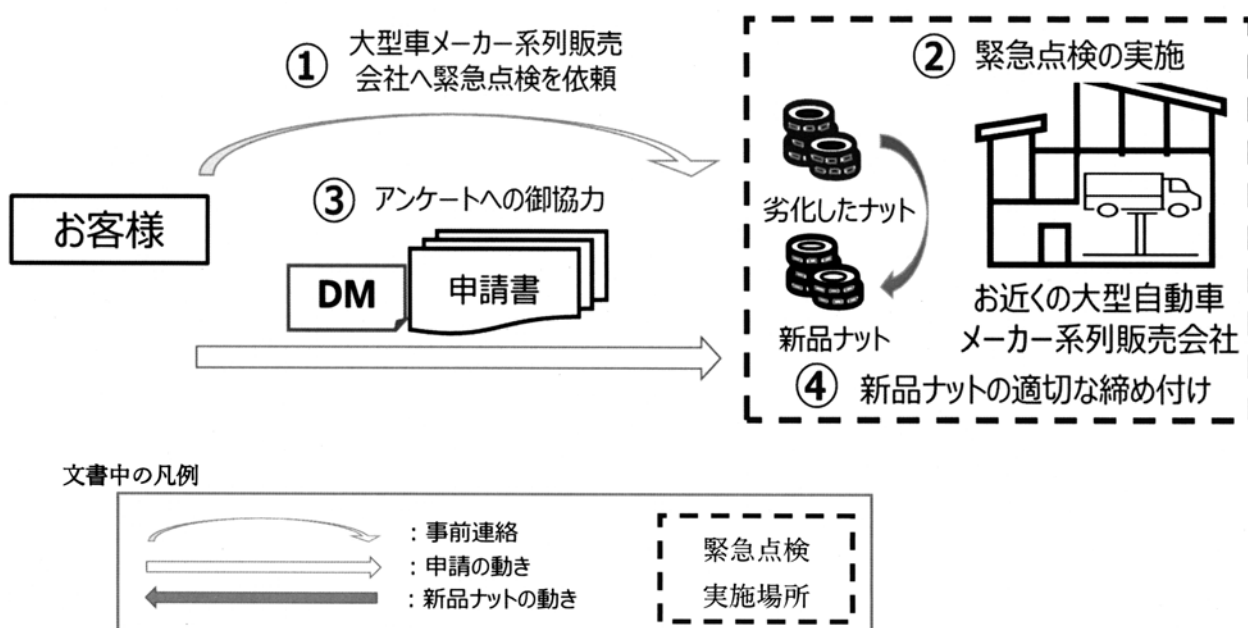
お手数ですがお客様の「申請書」に必要な項目が記載されているか、あらかじめご確認願います。

お近くの大型自動車メーカー系列販売会社につきましては、各社ホームページで御確認ください。

(または、ご案内文に記載の大型自動車メーカーお問合せ先及び、宛名シートに記載の最寄りの大型自動車メーカー系列販売会社にお問合せください。)

### 3. 大型自動車メーカー系列販売会社へ緊急点検を依頼される場合

- ①あらかじめ大型自動車メーカー系列販売会社に対して、DMによるナットの緊急点検を希望する旨のご連絡をお願いいたします。
- ②大型自動車メーカー系列販売会社にてお客様の大型車の緊急点検を行い、ナットが劣化・損傷しているか、ナットの交換が必要になるかを判断いたします。
- ③緊急点検の結果、ナットの交換が必要と判断された場合は、お客様ご自身で『手順書』のURL/QRコードからアンケートにご協力いただき、『手順書』に付属されている『申請書』に必要な項目を記載したうえで、『DM』と『申請書』を大型自動車メーカー系列販売会社へお渡し下さい。
- ④販売会社作業者が劣化・損傷したナットを新品のナットへ交換し、適切な締め付けを行って緊急点検は終了となります。



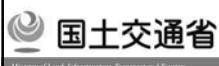
お近くの大型自動車メーカー系列販売会社につきましては、各社ホームページで御確認ください。

(または、ご案内文に記載の大型自動車メーカーお問合せ先及び、宛名シートに記載の最寄りの大型自動車メーカー系列販売会社にお問合せください。)

## 8,大型車の車輪脱落事故防止について

### 大型車の車輪脱落事故防止について

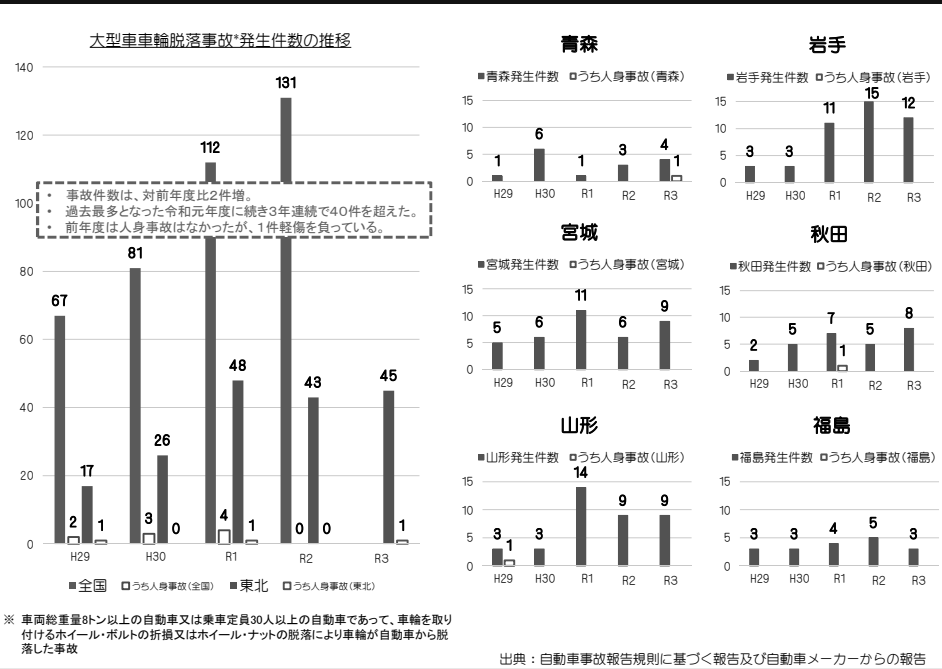
令和4年9月  
東北運輸局自動車技術安全部



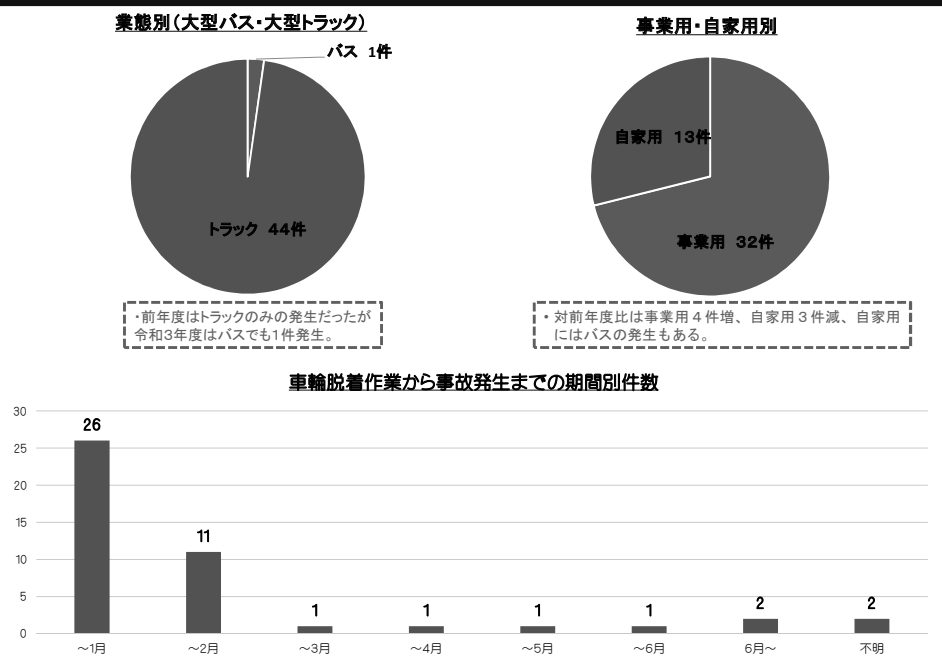
#### 掲載事項

1. 東北管内車輪脱落事故発生状況（令和3年度）
2. タイヤ交換作業等の実態調査結果  
（大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査検討WG）
3. 事故発生メカニズム（推定）
4. 車輪脱着作業手順（4つのポイント）
5. 大型車の車輪脱落事故防止特別ページの紹介

# 1. 東北管内車輪脱落事故発生状況（令和3年度）①

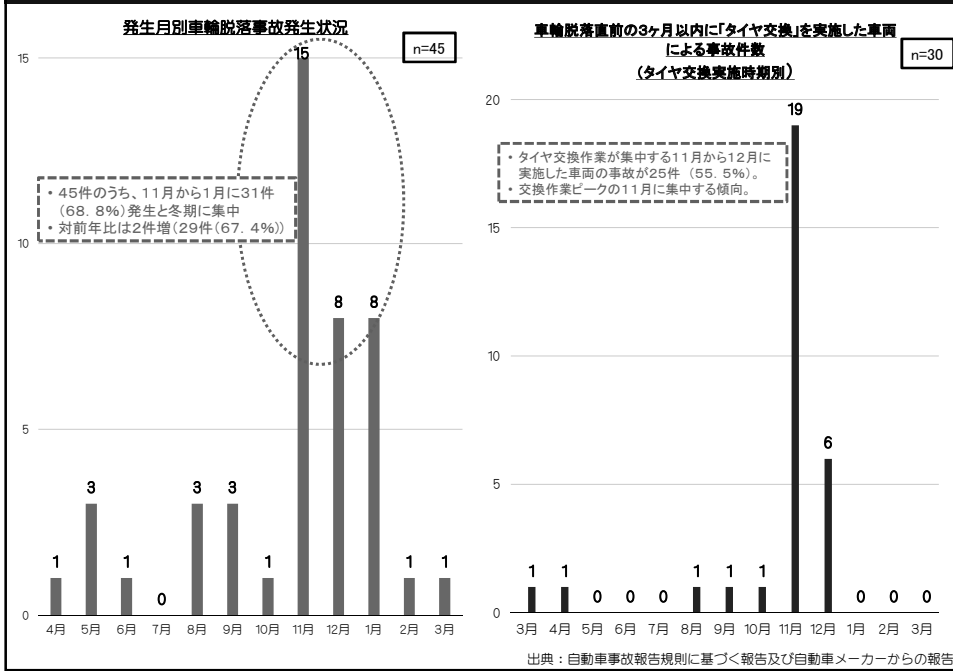


# 1. 東北管内車輪脱落事故発生状況（令和3年度）②

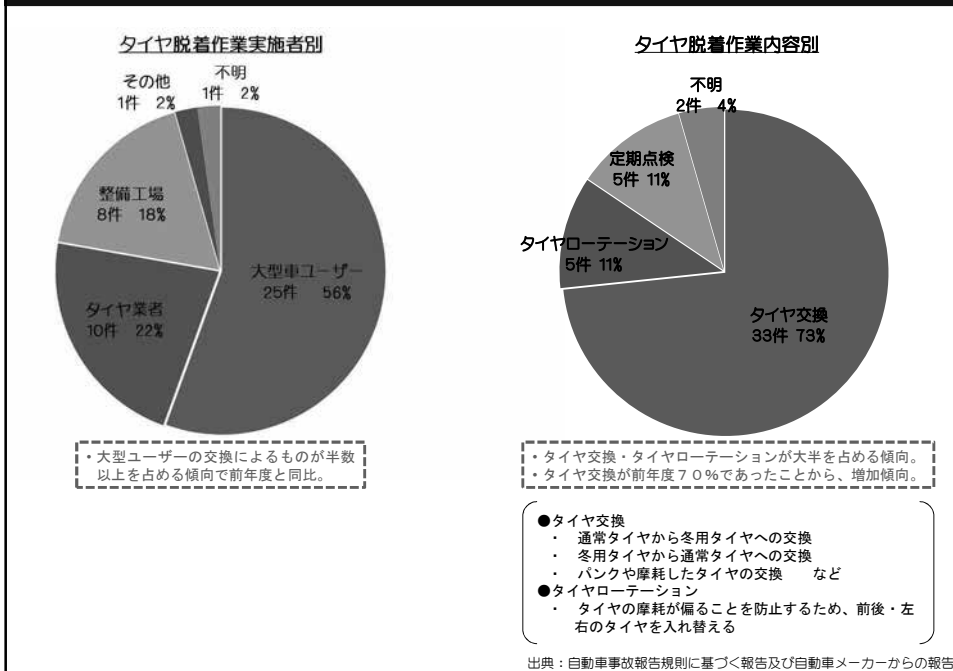




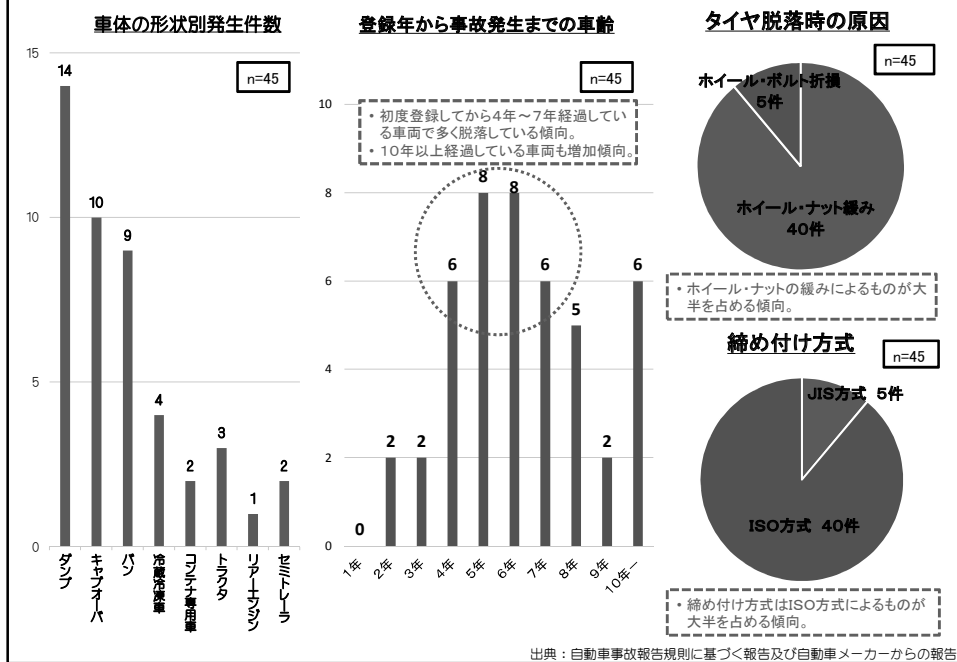
# 1. 東北管内車輪脱落事故発生状況（令和3年度）③



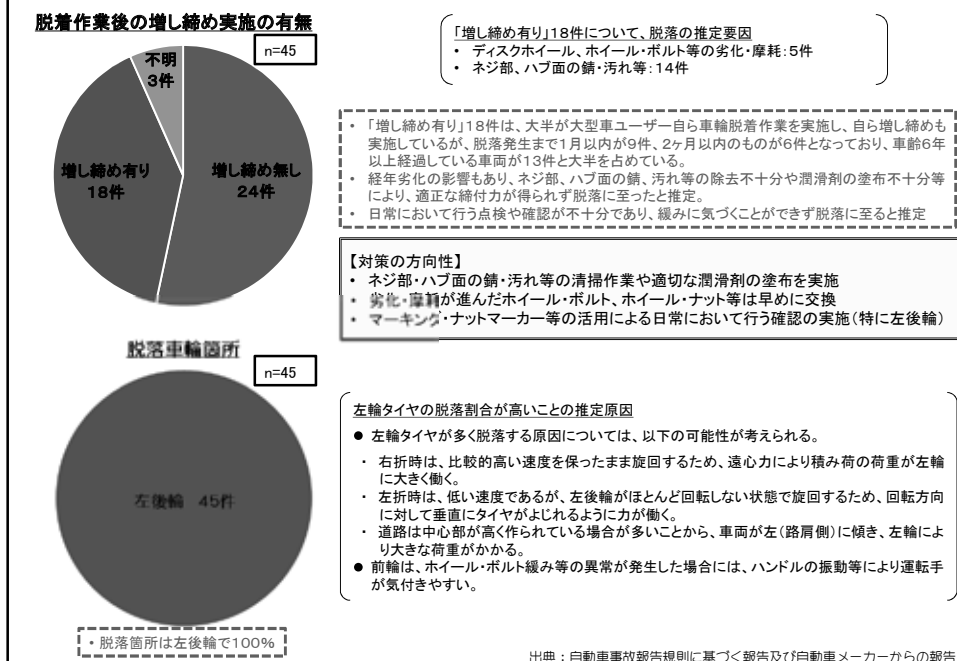
# 1. 東北管内車輪脱落事故発生状況（令和3年度）④



# 1. 東北管内車輪脱落事故発生状況（令和3年度）⑥



# 1. 東北管内車輪脱落事故発生状況（令和3年度）⑥



## 2. タイヤ交換作業等の実態調査結果 (大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査検討WG)

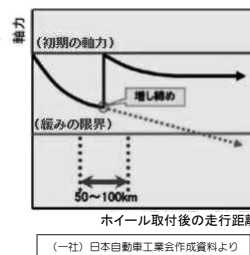
- ◎車輪脱落事故を起こしていない事業者のタイヤ交換作業等の実態を把握するため、アンケート形式による調査を実施し、車輪脱落事故を起こした事業者の実態と比較分析したところ、次の傾向が見られた。
- 事故発生事業者は自社でのタイヤ交換が多いのに対し、事故未発生事業者は外注業者（タイヤ交換業者、整備工場）でのタイヤ交換が多い。
  - タイヤ交換時のホイール・ボルト、ホイール・ナットの劣化摩耗状況確認は、事故発生事業者の方が実施している割合は低い。
  - タイヤ交換時は、いずれの事業者の場合でも規定された締め付けトルクでホイール・ナットを締め付けていない実態が多い。
  - 増し締めを実施していない割合は、事故未発生事業者の方は低いものの緩みがあれば実施している割合が高い。
  - 増し締め時は、事故未発生事業者の方が規定された締め付けトルクでホイール・ナットを締め付けている実態が多い。

出典：大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査検討WG-車輪脱落事故防止対策の方向性-中間とりまとめ  
 概要版：https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha/tenkenseibi/images/t2-1/WGchukan\_abst.pdf  
 詳細版：https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha/tenkenseibi/images/t2-1/WGchukan.pdf

## 3. 事故発生メカニズム (推定)

◎ホイール・ボルト折損、ホイール・ナット脱落により車輪が脱落

- ①ボルト・ナットに錆や傷がある場合や、エンジンオイルを塗布しない場合には、規定トルクで締付けても必要な軸力（締結力）が得られない場合があり、初期なじみの影響等で、軸力が徐々に低下し、ホイールナットの緩みが発生 【予兆】
- ②ホイール・ディスクのがたつきが発生
- ③ホイール・ナットに過度な負荷が生じ、ボルト折損やナット脱落発生
- ④このため、ホイール・ディスクが車軸と保持できなくなり、車輪脱落が発生

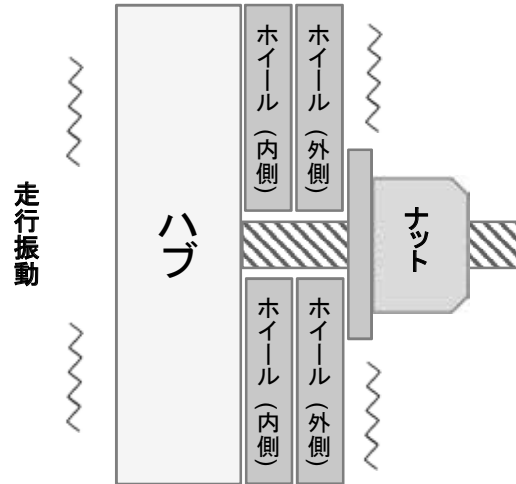


注：本推定メカニズムは、実験等での検証は行われておりません。

### 3. 事故発生メカニズム（推定）

(1) ホイール脱着作業後の初期なじみによる緩み発生

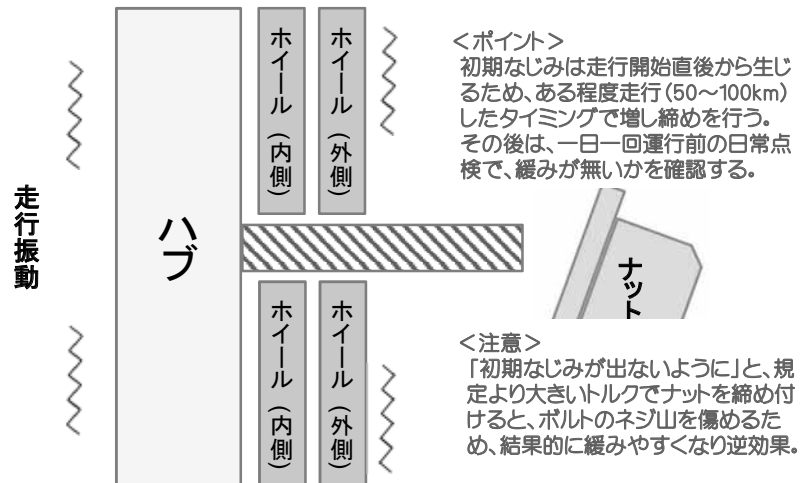
① ホイール脱着作業の後、しばらく走行すると「初期なじみ」が生じる。



### 3. 事故発生メカニズム（推定）

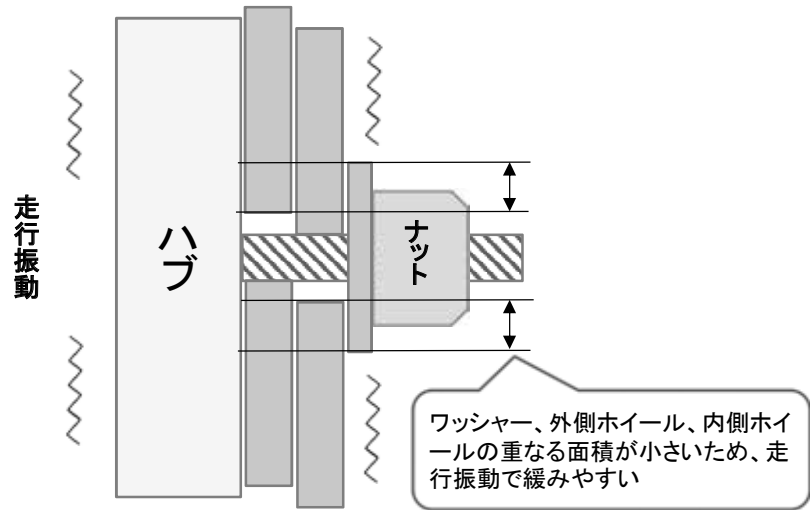
(1) ホイール脱着作業後の初期なじみによる緩み発生

② そのまま走行していると徐々に緩みが進み、ナットが外れる。その後ホイールも外れる。



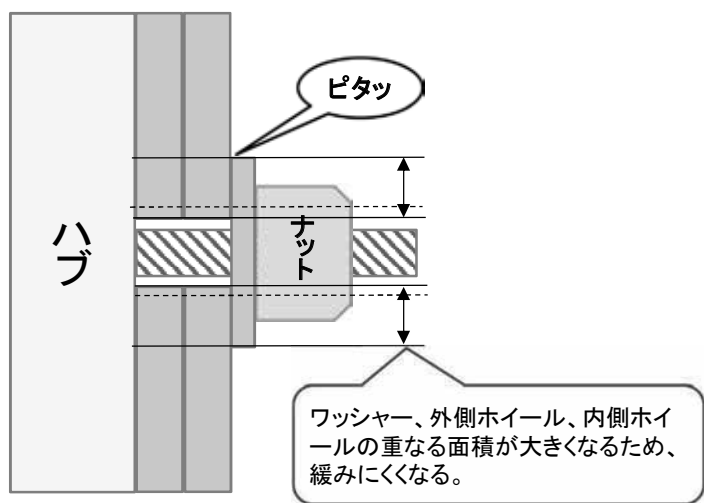
### 3. 事故発生メカニズム（推定）

(2) ホイール脱着作業時のボルト穴位置の不一致による緩み発生



### 3. 事故発生メカニズム（推定）

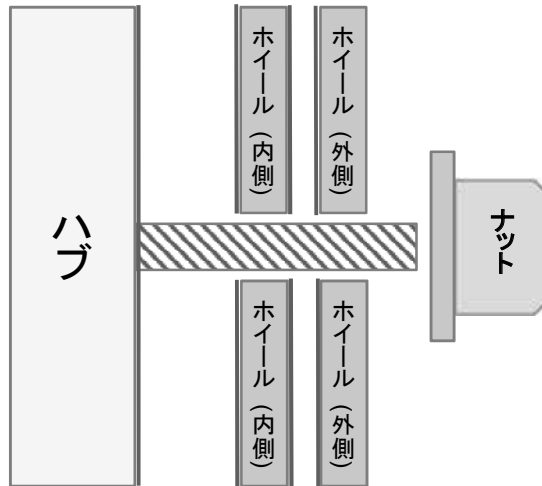
(2) ホイール脱着作業時のボルト穴位置の不一致による緩み発生



### 3. 事故発生メカニズム（推定）

(3) ハブとホイール、ホイールとホイールの当たり面の錆等による緩み発生

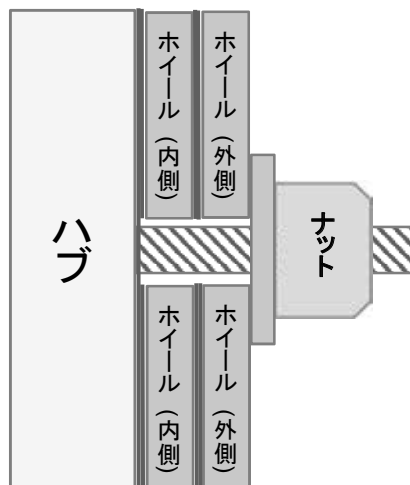
①各当たり面の錆や泥等を清掃しないまま組み付けると・・・。



### 3. 事故発生メカニズム（推定）

(3) ハブとホイール、ホイールとホイールの当たり面の錆等による緩み発生

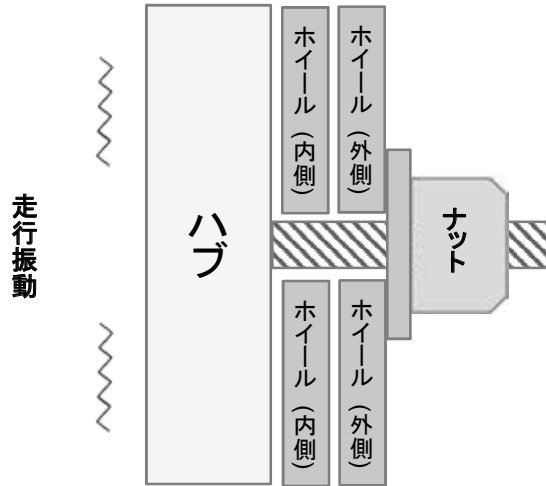
②当たり面の間に錆等の層が挟まれた状態で締め付けられる。



### 3. 事故発生メカニズム (推定)

(3) ハブとホイール、ホイールとホイールの当たり面の錆等による緩み発生

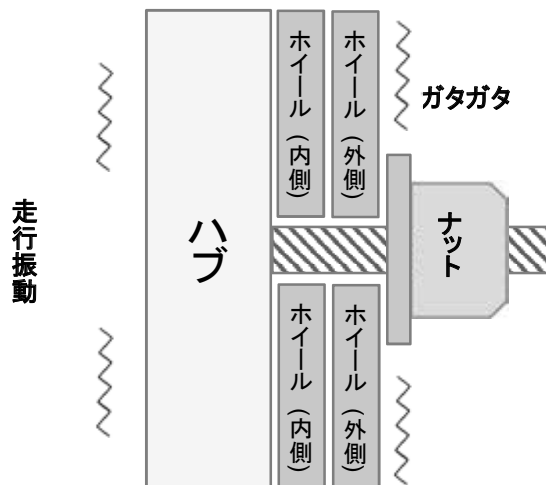
③ 走行振動により錆等の層が脱落する。



### 3. 事故発生メカニズム (推定)

(3) ハブとホイール、ホイールとホイールの当たり面の錆等による緩み発生

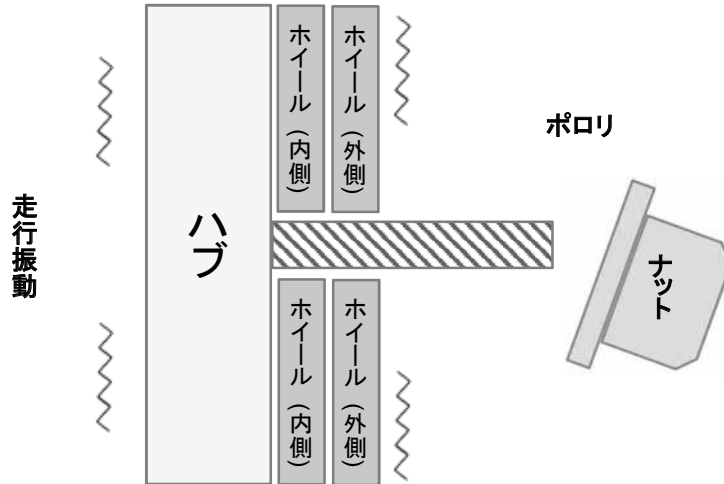
④ すき間ができることによりナットの締結力が低下し、走行の振動により緩みが生じる。



### 3. 事故発生メカニズム (推定)

(3) ハブとホイール、ホイールとホイールの当たり面の錆等による緩み発生

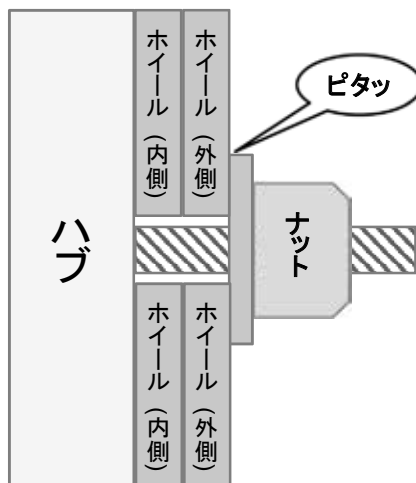
⑤ 緩みが進み、ナットが外れる。その後ホイールも外れる。



### 3. 事故発生メカニズム (推定)

(3) ハブとホイール、ホイールとホイールの当たり面の錆等による緩み発生

防ぐためには → 当たり面の錆、泥、汚れ等をしっかり落としてから組み付ける。

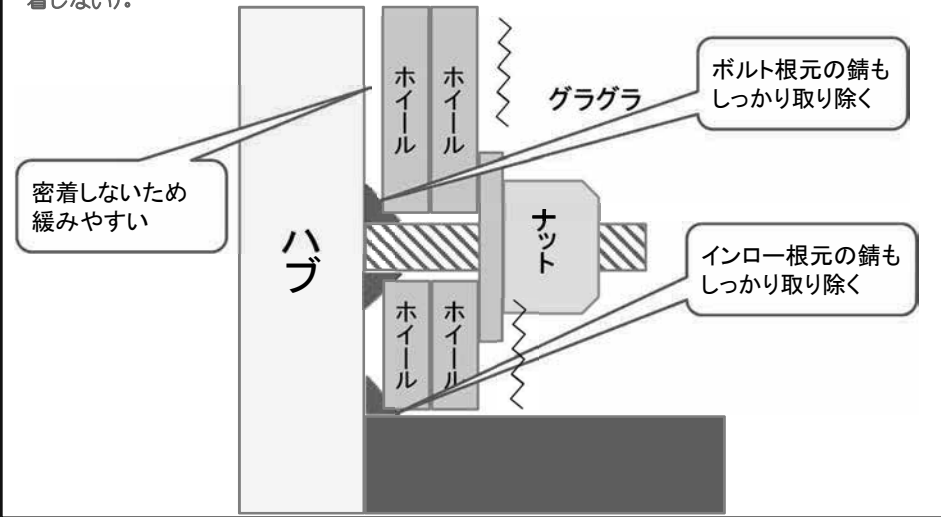




### 3. 事故発生メカニズム (推定)

(3) ハブとホイール、ホイールとホイールの当たり面の錆等による緩み発生

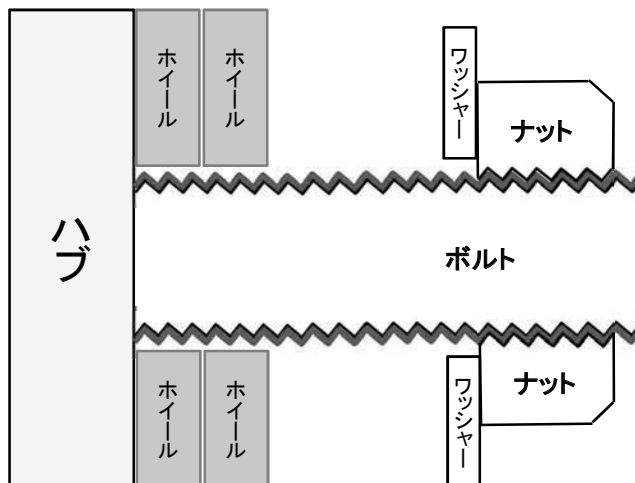
ボルトや、ハブはめ合い部(インロー部)根元の錆にも注意(錆が挟まり、ホイールとハブが密着しない)。



### 3. 事故発生メカニズム (推定)

(4) ボルト、ナットの錆による緩み発生

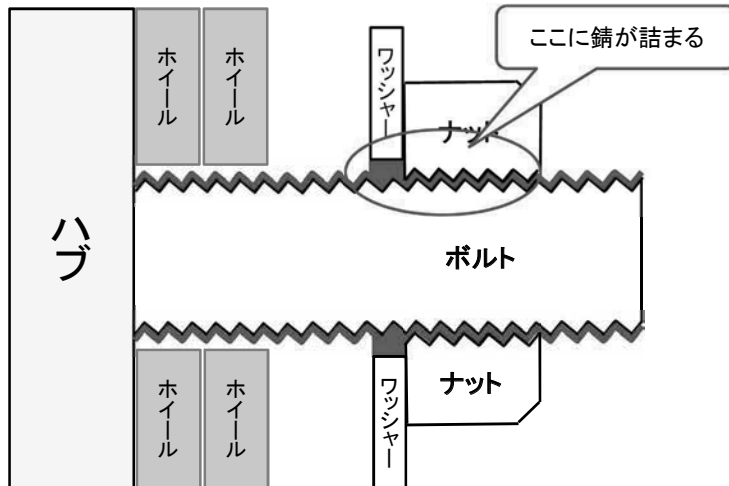
①ボルト、ナットの錆びを落とさずそのまま締め付けると・・・



### 3. 事故発生メカニズム（推定）

#### (4) ボルト、ナットの錆による緩み発生

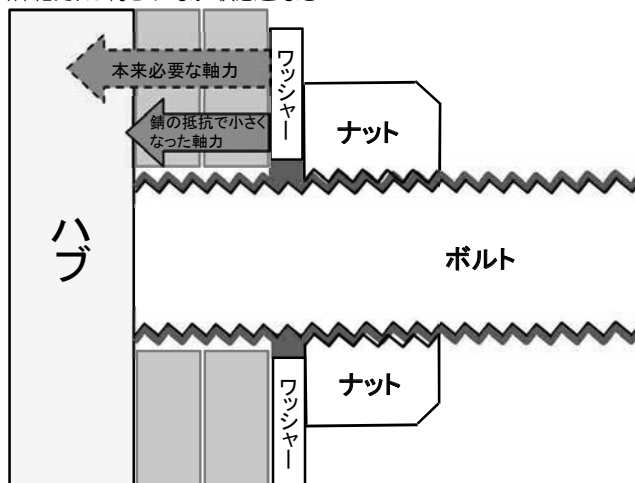
②ナットが進むにつれ、削れた錆がネジ山に詰まっていく。



### 3. 事故発生メカニズム（推定）

#### (4) ボルト、ナットの錆による緩み発生

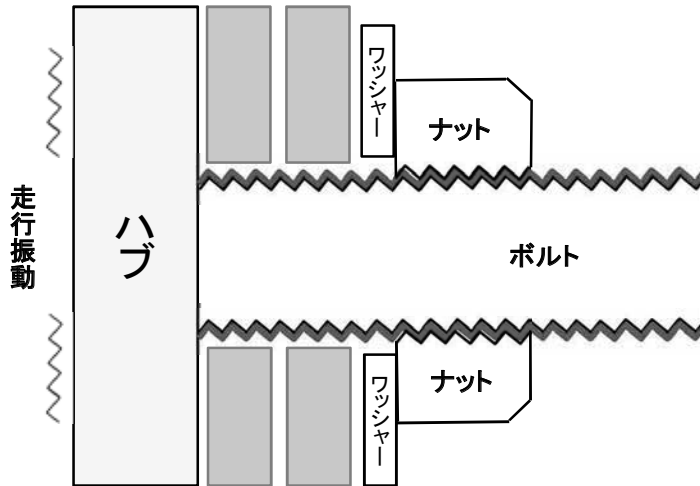
③ネジ山に詰まった錆が締め付けの抵抗となり、規定トルクで締め付けても、本来必要な軸力(締結力)が得られない状態となる。



### 3. 事故発生メカニズム (推定)

#### (4) ボルト、ナットの錆による緩み発生

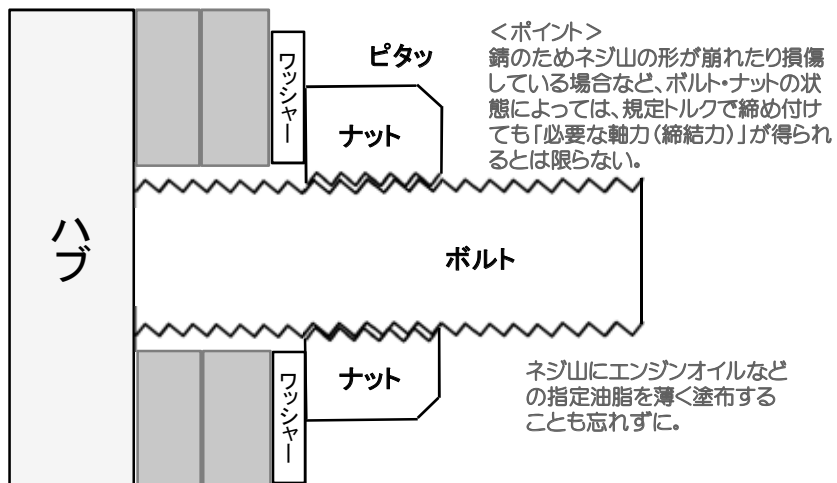
④ 走行振動で緩む。最終的にナットが外れ、ホイールも外れる。



### 3. 事故発生メカニズム (推定)

#### (4) ボルト、ナットの錆による緩み発生

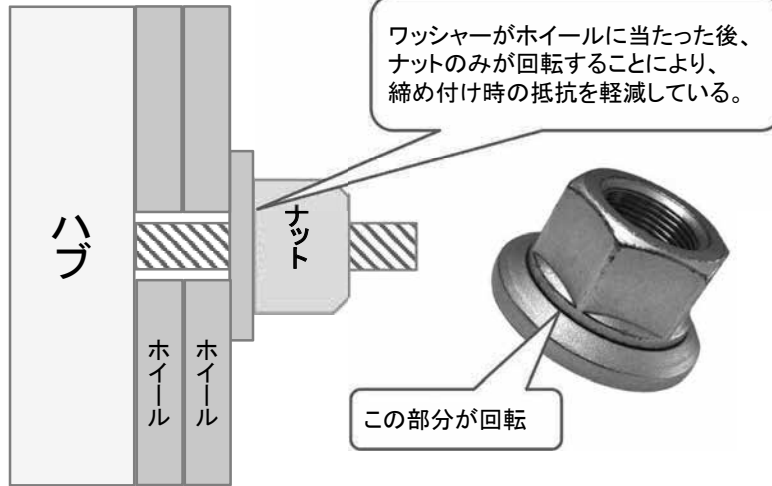
防ぐためには → ボルト、ナットが錆びている場合、錆を落としてから締め付ける。



### 3. 事故発生メカニズム (推定)

#### (5) ISO方式ナットワッシャーの固着による緩み発生

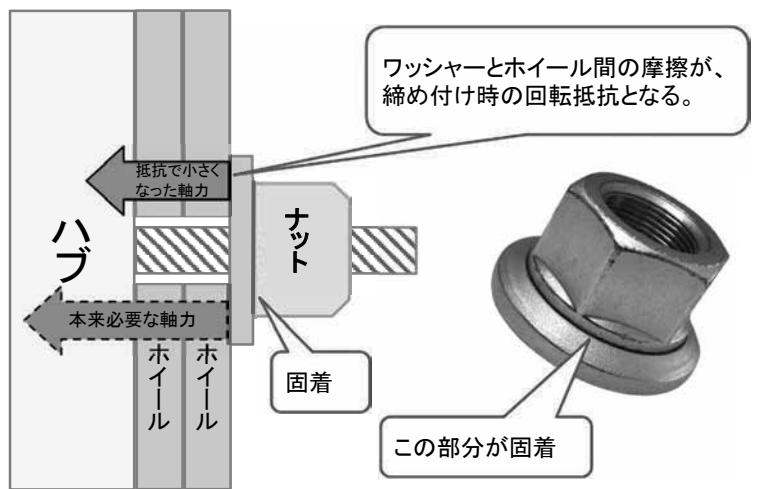
① ISO方式のナットワッシャーには、スムーズに回ることによって締め付け時の回転抵抗を軽減する機能がある。



### 3. 事故発生メカニズム (推定)

#### (5) ISO方式ナットワッシャーの固着による緩み発生

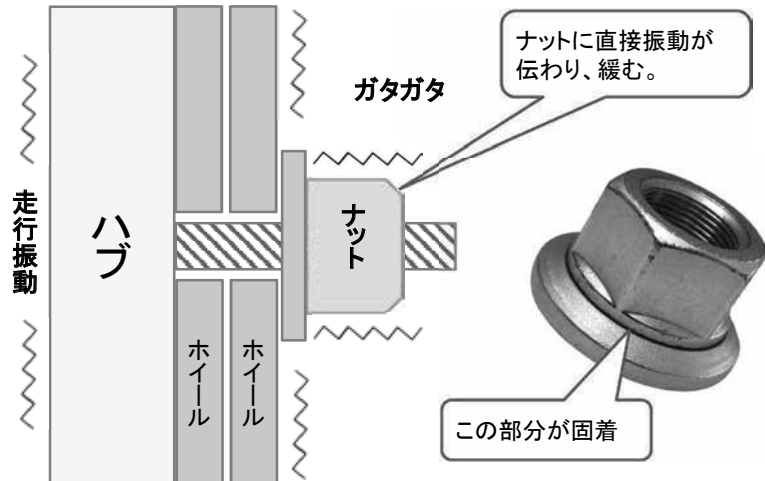
② ナット-ワッシャー間が錆等によりスムーズに回らないと、締め付け時の回転抵抗が大きくなるため、規定トルクで締め付けても、必要な軸力(締結力)を得られない。



### 3. 事故発生メカニズム (推定)

#### (5) ISO方式ナットワッシャーの固着による緩み発生

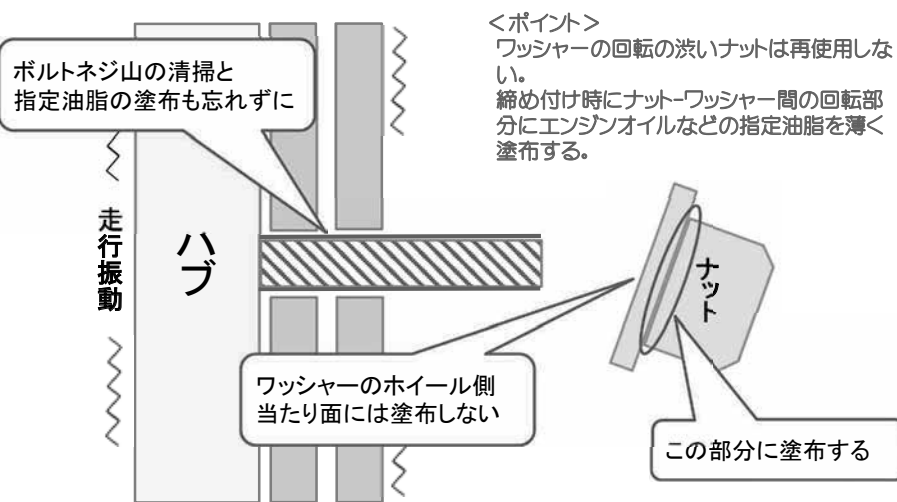
③軸力(締結力)が小さく、また、走行振動がナットに直接伝わるため、ナットが緩みやすい。



### 3. 事故発生メカニズム (推定)

#### (5) ISO方式ナットワッシャーの固着による緩み発生

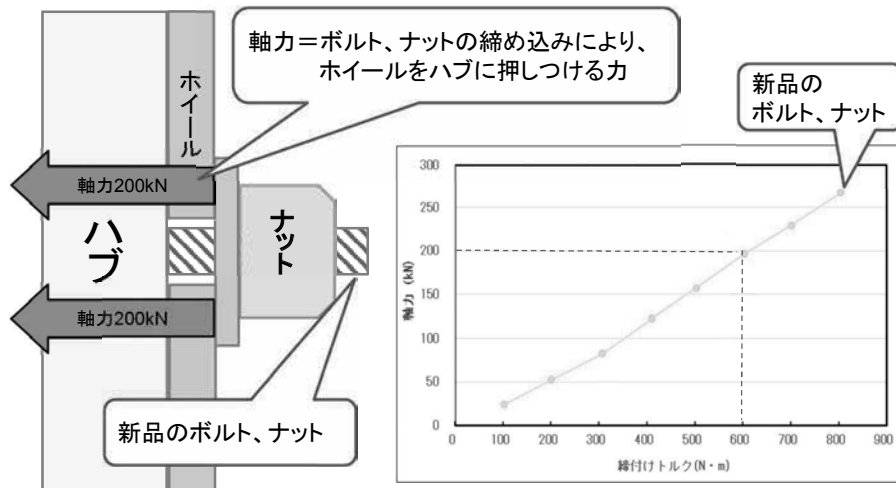
③緩みが進み、ナットが外れる。その後ホイールも外れる。



### 3. 事故発生メカニズム

(参考) ボルト、ナットが新品の場合と錆を落とさない場合の「軸力」の差

①新品のボルト、ナットを使用し、トルク600N・mで締め付けると、軸力は約200kNまで上がる。

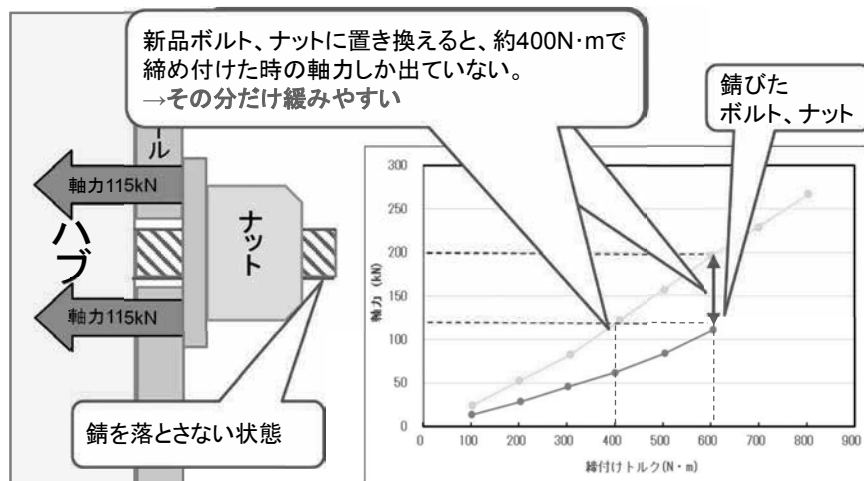


「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査検討WG」中間とりまとめにおける検証結果より

### 3. 事故発生メカニズム

(参考) ボルト、ナットが新品の場合と錆を落とさない場合の「軸力」の差

②錆を落とさないままのボルト、ナットを使用した場合、トルク600N・mで締め付けても、錆の抵抗により軸力は約115kNまでしか上がらない。

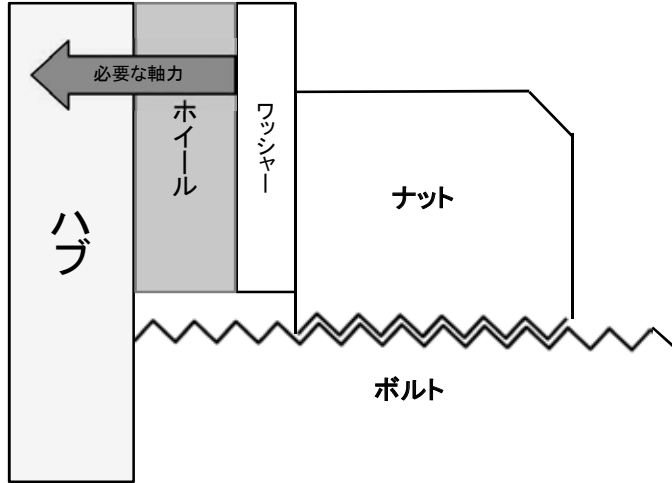


「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査検討WG」中間とりまとめにおける検証結果より

### 3. 事故発生メカニズム（推定）

#### (6) ボルトの伸び、ネジ山の傷みによる緩み発生

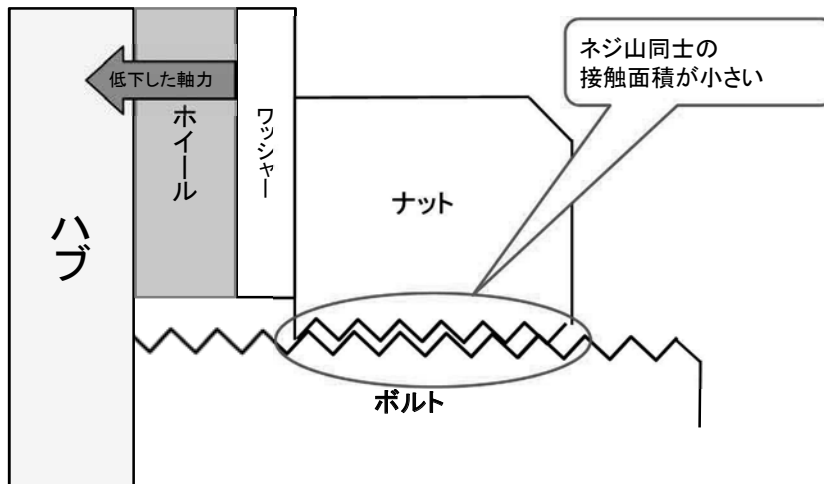
①正常なボルトとナットは、ネジ山がしっかりかみ合うことで必要な軸力（締結力）を維持している。



### 3. 事故発生メカニズム（推定）

#### (6) ボルトの伸び、ネジ山の傷みによる緩み発生

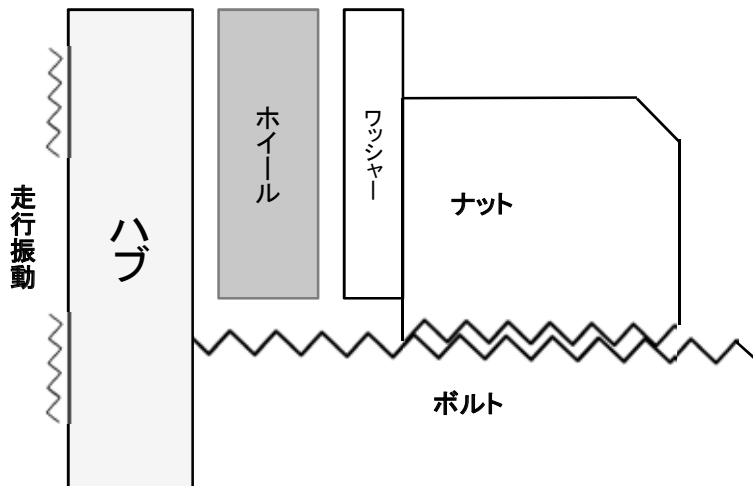
②ボルトが伸びたりネジ山が傷んだりしていると、ネジ山がしっかりかみ合わないため、軸力（締結力）を維持できない。また、傷や損傷が抵抗になり必要な軸力が得られない。



### 3. 事故発生メカニズム（推定）

(6) ボルトの伸び、ネジ山の傷みによる緩み発生

③ 走行振動により緩む。最終的にナットが外れ、ホイールも外れる。



### 3. 事故発生メカニズム（推定）

(6) ボルトの伸び、ネジ山の傷みによる緩み発生

防ぐためには → 規定トルクを守ってボルトの伸び、ネジ山の傷みを防ぐ。  
伸びたボルト、ネジ山の傷んだボルトは再利用せず交換する。

#### ボルトの伸び、ネジ山の傷みを防ぐポイント

- ① トルクレンチを使い、規定トルクで締め付ける。
  - 「とにかく強く締めればよい」という感覚では、ボルトの傷みは急速に進む（最悪の場合、ボルトが折れる）。
  - 「規定トルクの1～2割増し」でも、ボルトの傷みは進む。
  - 規定トルクを守り、増し締めや日常点検をしっかり行うことが、ボルトの寿命を延ばす第一歩。
- ② 全てのナットを仮締めしてからトルクレンチで締め込む。
  - インパクトレンチでガチガチに締め付けてからトルクレンチを使っても意味が無い。
  - インパクトレンチを使用する場合は、エア圧力を下げた状態で仮締めまでとし、最後にトルクレンチで締め込む。
  - 特に、ナットをボルト先端から一気に締め込むと、慣性によりナットの回転に勢いが付き、想像以上に締め付けトルクが上がってしまう。



## 7. 事故発生メカニズム (推定)

(6) ボルトの伸び、ネジ山の傷みによる緩み発生

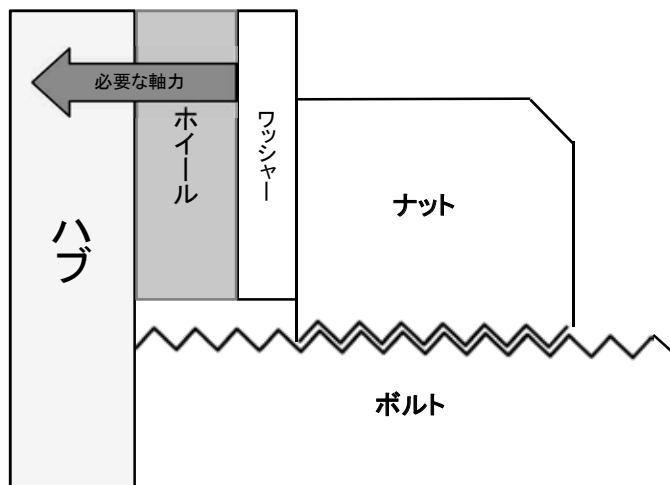
過大なトルクでの締め付けにより伸びたホイールボルト



## 3. 事故発生メカニズム (推定)

(7) ボルトの痩せによる緩み発生

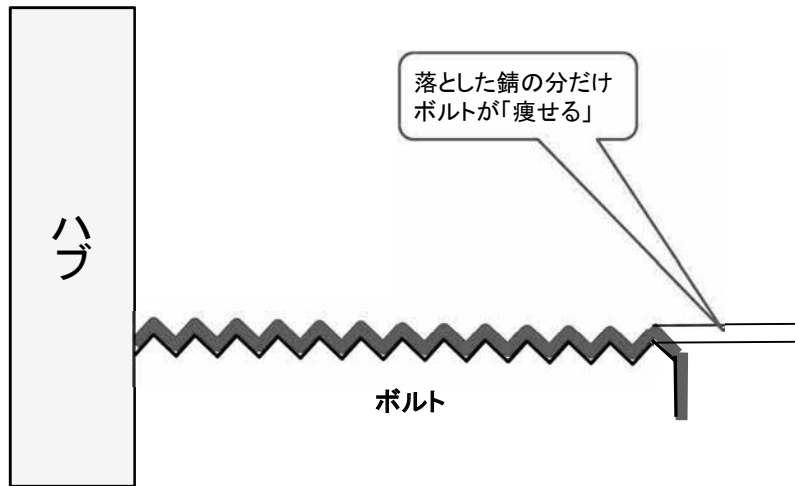
① 正常なボルトとナットは、ネジ山がしっかりかみ合うことで必要な軸力(締結力)を維持している。



### 3. 事故発生メカニズム（推定）

#### (7) ボルトの痩せによる緩み発生

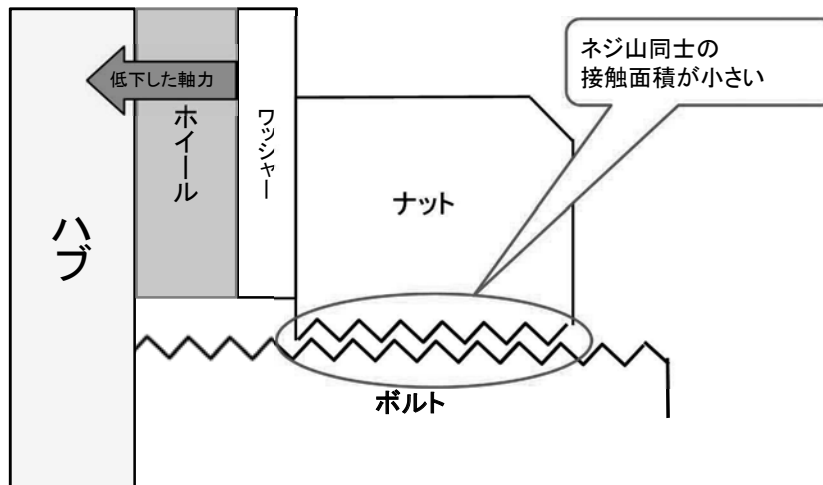
②ボルトの錆がひどい場合、錆を落としても元のボルトよりも「痩せた」状態となる。



### 3. 事故発生メカニズム（推定）

#### (7) ボルトの痩せによる緩み発生

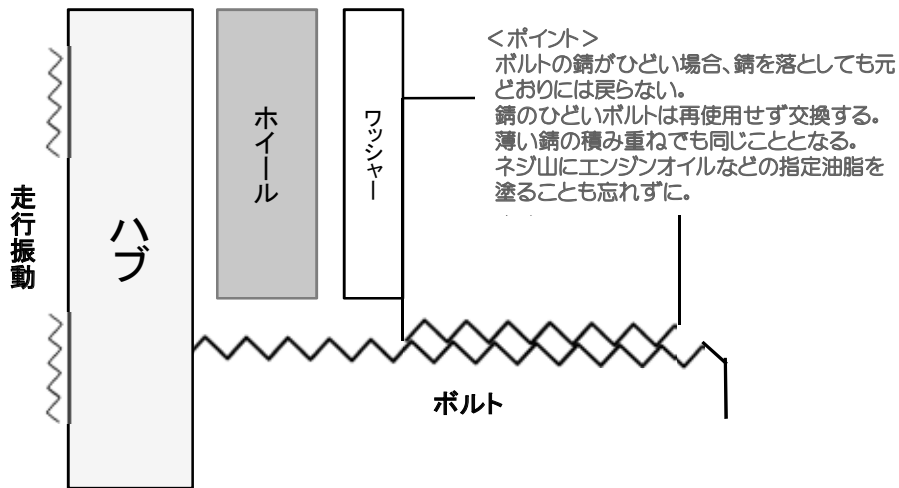
③ボルトが痩せていると、ネジ山がしっかりかみ合わないため、軸力（締結力）を維持できない。



### 3. 事故発生メカニズム（推定）

#### （7）ボルトの痩せによる緩み発生

④走行振動により緩む。最終的にナットが外れ、ホイールも外れる。



### 3. 事故発生メカニズム（推定）

#### まとめ

ここまで紹介した他にもナットが緩む要因は存在し、それらが複合的に発生することにより、車輪脱落事故の発生に至っていると考えられます。

よって、車輪脱落事故の防止については、以下の取組の全てを確実に実行する必要があります。

- 必要な知識を持った者が正しい手順によりタイヤ交換作業を行うとともに、ホイール、ボルト、ナット及びハブの状況を確認し、状況に応じ、それらの交換も含めた必要な措置を行う（特に錆びている場合に注意）。
- タイヤ交換作業後50～100km走行後に、トルクレンチを使用し、必ず規定トルクでナットの増し締めを行う。
- 一日一回運行前の日常点検で、ナットの緩みの有無を必ず確認するとともに、錆汁の痕跡といった予兆を見逃さず、必要な措置を行う。

#### 4. 車輪脱着作業手順（4つのポイント）

事業者、ドライバー、整備工場の皆さんの協力をお願いします。

**「お・ち・な・い」の徹底で  
防ごう、大型車の車輪脱落事故**

**お** とさない！  
脱落防止はまず点検。  
事前の正しい点検が大きな事故を未然に防ぐ唯一かつ重要な手段です。

**ち** やんと清掃、ちゃんと給脂！  
※ボルト・ナットの緩みや汚れを落とし、エンジンオイルなどを塗りつけてください。ナットを規定トルクまで回転させたとき、ナットがワッシャーからふんばって出る音が聞こえます。  
※ワッシャーが磨耗している場合は、めくれかかっている場合は、ナットを交換してください。

**な** ツット締め、トルクレンチを必ず使用！  
※規定トルクレンジを指して規定トルクまで締め付けます。  
※規定トルクレンジの範囲、タイヤ交換時約100km/hまで走行可能な状態を確認してください。

**い** ちにち一回、緩みの点検！  
※運行前にボルト、ナットを点検して予め取ってください。  
※特に磨耗が激しい車輪は、毎日点検してください。

正しい点検方法を動画でチェック！

詳しくはこちらから！

◎車輪取付を正しく行い、日々の点検を行うことにより車輪脱落事故を防ぐことが可能です。

◎特に東北地方では、ホイール、ボルト、ナット及びハブの錆に注意してください。

◎車輪取付作業方法や点検方法の情報は、東北運輸局特別ページに集約したので再確認ください。

◎特に注意願いたいポイントを絞ったものを「車輪脱落を防ぐ4つのポイント」として周知しています。

- 脱落防止はまず点検・・・・・・・・・・ **お**
- ボルト・ナットの清掃及び給脂・・・・ **ち**
- 規定トルクで確実な締め付け・・・・ **な**
- 日常点検（運行前点検）での確認・・・・ **い**

#### 5. 大型車の車輪脱落事故防止特別ページの紹介

- ◎今般、東北運輸局のホームページ上に、大型車の車輪脱落事故防止に関する情報を集約した特別ページを開設しました。
- ◎本資料も掲載しているなので、車輪脱落事故防止のため社内教育等の場面でのご活用をお願いします。



東北運輸局 特別ページ



# 9,重量物を輸送するトレーラの基準緩和の期限が延長されます

令和4年3月31日  
自動車局技術・環境政策課

## 重量物を輸送するトレーラの基準緩和の期限が延長されます ～「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」の一部改正について～

トラック運送事業における管理部門の負担軽減などを図るため、本年4月より、一定の要件を満たす長大又は超重量物を輸送するセミトレーラの基準緩和認定の期限を延長するとともに申請書面の簡素化を図ります。

### 1. 背景

トラック運送事業にあっては、ドライバー不足、現場の要員確保が深刻な問題となっており、事業者を取り巻く経営環境は非常に厳しくもあり、管理部門の負担※軽減を望む声も高まるなど、働き方改革の推進など官民あげて課題解決に向けた取り組みが必要となっています。

このため、基準緩和自動車の重大事故の発生状況を踏まえ、申請者の負担軽減等を図る観点から、「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」の一部改正を行うほか、所要の改正を行います。

- ※ 長大又は超重量貨物を輸送するトレーラの運行に当たっては事前に車両の寸法や重量にかかる道路運送車両の保安基準の緩和認定が必要
- ※ 認定を受けた者は、認定に付された基準緩和の「期限」、「条件」、当該自動車の運行に必要な安全・環境上の「制限」を遵守する必要
- ※ 期限満了日以降も当該車両を維持して運行する場合は、緩和の「継続認定」を受ける必要

### 2. 改正概要

#### (1) 提出書面の一部改正

各様式の集約化等、提出必要書面の見直しにより申請書面を簡素化。

#### (2) 継続緩和における緩和の期限の一部改正

- ① 安全運行体制や法令遵守体制が徹底されていると認められる安全性優良事業所認定（Gマーク）を受けている事業所に使用の本拠の位置を有する自動車の継続緩和申請について、緩和の期限を現行の4年から無期限に延長。

※安全性優良事業所認定の返納や取り消しとなった場合には、遅滞なく新規緩和の申請が必要。

- ② その他の継続緩和について、重大事故が減少していることから、緩和の期限を現行の2年から4年に延長。

基準緩和の期限の改正

	現行	改正
要件を満たす自動車	新規:2年 初回の継続:3年 2回目以降:4年	新規:2年 継続:無期限
その他の自動車	新規:2年 継続:2年	新規:2年 継続:4年

<要件>

Gマーク認定事業所が継続緩和を申請する自動車で、前回の基準緩和認定日から継続緩和申請日までの間に重大事故や基準緩和自動車の行政処分等がない場合。

### 3. その他所要の改正

### 4. 施行日 令和4年4月1日

<お問い合わせ先> 自動車局技術・環境政策課 宮下・江連  
電話:03-5253-8111(内線 42214)  
直通:03-5253-8590 FAX:03-5253-1639

# 10,車検時の安全性等に係る確認項目を見直します

令和4年3月30日  
自動車局整備課

## 車検時の安全性等に係る確認項目を見直します

～自動車の高度化に伴う安全確保策のあり方「中間とりまとめ」の公表～

自家用乗用車の車検時の確認項目78項目について、車両へのセルフチェック（OBD）機能の搭載が進んでいること等を踏まえ、駐車ブレーキ等の5項目にOBD機能を活用した方法等を導入し、また、点火装置に係る2項目はその装置の構造が変化してきたことから削除することとしました。

近年、セルフチェック（OBD※）機能が搭載された自動車が普及してきたこと等を踏まえ、国土交通省では昨年8月より、「自動車の高度化に伴う安全確保策のあり方検討会」を設置し、車検時の確認方法について見直しを検討してきたところ、今般、本検討会の中間とりまとめを策定しました。

※OBD：On-Board Diagnosis（車載式故障診断）

自家用乗用車の車検時の確認項目78項目のうち、駐車ブレーキ、タイヤ等に関する5項目については、OBD機能を活用した確認方法等によることも可能とします。また、点火装置については、機械制御式から電子制御式に変化してきたことから、当該装置に係る2項目について、点検項目から削除することとします。

表 自家用乗用車の車検時の確認項目78項目の見直し結果

①OBD機能を活用した確認方法の導入等	5項目
駐車ブレーキ機構	引きしろ
トランスミッション※1・トランスファ※2	オイル漏れ、オイル量
燃料蒸発ガス排出抑制装置	チャコール・キャニスタ※3の詰まりと損傷 チェック・バルブ※4の機能
タイヤ	空気圧
②削除する項目	2項目
点火装置	点火時期 ディストリビュータ※5のキャップの状態

※1 トランスミッションとは、走行状態に応じてギヤ比を切り替える変速装置

※2 トランスファとは、四輪駆動において、エンジンの動力を前輪と後輪に分配する装置

※3 チャコール・キャニスタとは、燃料タンク等から放出される燃料蒸発ガスを一時的に貯蔵する装置

※4 チェック・バルブとは、燃料蒸発ガスのチャコール・キャニスタからの逆流を防止する装置

※5 ディストリビュータとは、高電圧の電気を点火プラグに配電する装置

今後、自動車点検基準（省令）、自動車の点検及び整備に関する手引（告示）を改正します。

なお、今年度の検討会において結論に至らなかった項目については、次年度（令和4年度）も引き続き検討を進めることとします。

**【添付資料】**

- ・ 自動車の高度化に伴う安全確保策のあり方について【中間とりまとめ】概要
- ・ 自動車の高度化に伴う安全確保策のあり方について【中間とりまとめ】

※中間とりまとめは、以下の国土交通省ホームページにも掲載しています。

[https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_tk8\\_000014.html](https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk8_000014.html)

<p><b>【問い合わせ先】</b>代表：03-5253-8111 自動車局整備課 森本・明石（内線 42402、42426）</p>
---

# 11, 審査事務規程の一部改正について（第39～44次改正）

令和3年8月31日

独立行政法人自動車技術総合機構

## 審査事務規程の一部改正について（第39次改正）

### 1. 改正概要

#### （1）自動車の検査等関係

- ① 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴う改正
  - 乗用車等の座席の衝突等により衝撃を受けた場合における、乗車人員の保護性能に係る基準について、ダミーを搭載した動的試験の導入及び静的試験の要件を強化します。  
[7-42]
  - 電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車等を除く）の、感電防止装置に係る基準について、冠水走行等の水に対する絶縁保護要件等を追加、前面及び側面衝突試験時の要件を強化します。[7-26]
- ② 審査継続となる場合の明確化について
  - 審査継続となる場合の取扱いの範囲について明確化します。[4-7-3]
- ③ OBD検査について
  - OBD検査に係る対象車等である旨の通知方法について規定します。[5-3-15]
- ④ その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

#### （2）自動車の型式の指定等関係

今回は該当なし

### 2. 関係する省令等

- ・ 道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和3年6月9日国土交通省令第40号）
- ・ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和3年6月9日国土交通省告示第521号）

### 3. 施行日

令和3年8月31日



## 審査事務規程の一部改正について（第 40 次改正）

### I. 改正概要

#### 1. 自動車の検査等関係

(1) 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号。以下「細目告示」という。）等の一部改正に伴う改正

- 燃料タンクの注入口等から排気管開口部までの距離の基準を削除します。[7-23、7-25]

#### 2. 自動車の型式の指定等関係

(1) 細目告示等の一部改正に伴う改正

- 試験規程（TRIAS）の新規追加及び一部改正を行います。[別添 1]

① 細目告示に新たに採択された協定規則に対応した TRIAS の新規追加（1 項目）

ア TRIAS 46(2)-R160-01 事故情報計測・記録装置試験（協定規則第 160 号）

② 細目告示に既に採用されている協定規則の改訂に伴う一部改正（9 項目）

ア TRIAS 09-R141-02 タイヤ空気圧監視装置試験（協定規則第 141 号）

イ TRIAS 09-R142-02 自動車に取り付けられる空気入ゴムタイヤ試験（協定規則第 142 号）

ウ TRIAS 11-R079-03 かじ取装置試験（協定規則第 79 号）

エ TRIAS 12-R152-02 乗用車等の衝突被害軽減制動制御装置試験（協定規則第 152 号）

オ TRIAS 17(2)R100(1)-02 高電圧からの乗員保護試験（協定規則第 100 号）（車両）

カ TRIAS 17(2)R100(2)-02 高電圧からの乗員保護試験（協定規則第 100 号（単品））

キ TRIAS 22(3)-R016(3)-04 座席ベルト試験（協定規則第 16 号（リマインダ））

ク TRIAS 30-R041-03 二輪自動車の騒音試験（協定規則第 41 号）

ケ TRIAS 48-R157-01 自動車線維持システム試験（協定規則第 157 号）

### II. 関係する省令等

- ・ 道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和 3 年 9 月 30 日国土交通省令第 59 号）[2. (1) ①ア]
- ・ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和 3 年 9 月 30 日国土交通省告示第 1294 号）[1. (1)、2. (1) ②ア～カ、ク、ケ]
- ・ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和 2 年 12 月 25 日国土交通省告示第 1577 号）[2. (1) ②キ]

### III. 施行日

令和 3 年 9 月 30 日

## 審査事務規程（交通研部分）の一部改正について

### 1. 改正概要

- ◆ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴い、「審査事務規程」（平成 28 年 4 月 1 日 規程第 2 号）等について一部改正を行う。

1. 「審査事務規程」（平成 28 年 4 月 1 日 規程第 2 号） 別添 1（試験規程（TRIAS））の新規追加及び一部改正を行う。

(1) 細目告示に新たに採択された協定規則に対応した TRIAS の新規追加（6 項目）

- ① TRIAS 08-J042R154-01 燃料消費率試験（協定規則第 154 号）
- ② TRIAS 31-J042R154-01 軽・中量車排出ガス試験（協定規則第 154 号）
- ③ TRIAS 31-J048R154-01 車載式故障診断装置試験（協定規則第 154 号）
- ④ TRIAS 31-J049R154-01 燃料蒸発ガス試験（協定規則第 154 号）
- ⑤ TRIAS 08-J041(1)-01 重量車燃料消費率試験（JH25 モード）
- ⑥ TRIAS 08-J041(2)-01 電気式ハイブリッド重量車燃料消費率試験（JH25 モード）

(2) 細目告示に既に採用されている協定規則の改訂に伴う一部改正（4 項目）

- ① TRIAS 11-R079-04 かじ取装置試験（協定規則第 79 号）
- ② TRIAS 12-R013H-02 乗用車の制動装置試験（協定規則第 13H 号）
- ③ TRIAS 44-R046(1)-01 後写鏡等試験（協定規則第 46 号）
- ④ TRIAS 48-R157-01 自動車線維持システム試験（協定規則第 157 号）

(3) 付表等について誤記修正および項目の追加（24 項目）

- ① TRIAS 32-J052R048-04 灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置試験
- ② TRIAS 32-R053-01 二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置試験（協定規則第 53 号）
- ③ TRIAS 33(3)-R148-01 信号灯火試験（協定規則第 148 号（低速走行時側方照射灯））
- ④ TRIAS 34-R148-01 信号灯火試験（協定規則第 148 号（車幅灯））
- ⑤ TRIAS 34(2)-R148-01 信号灯火試験（協定規則第 148 号（前部上側端灯））
- ⑥ TRIAS 34(3)-R148-01 信号灯火試験（協定規則第 148 号（昼間走行灯））
- ⑦ TRIAS 35(2)-R148-01 信号灯火試験（協定規則第 148 号（側方灯））
- ⑧ TRIAS 36-R148-01 信号灯火試験（協定規則第 148 号（番号灯））
- ⑨ TRIAS 37-R148-01 信号灯火試験（協定規則第 148 号（尾灯））
- ⑩ TRIAS 37(2)-R148-01 信号灯火試験（協定規則第 148 号（後部霧灯））
- ⑪ TRIAS 37(3)-R148-01 信号灯火試験（協定規則第 148 号（駐車灯））
- ⑫ TRIAS 37(4)-R148-01 信号灯火試験（協定規則第 148 号（後部上側端灯））

## 審査事務規程の一部改正について（第42次改正）

### 1. 改正概要

#### (1) 自動車の検査等関係

- ① 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴う改正
  - 自動車には後退時車両直後確認装置を備えなければならないものとして、対象とする自動車及び審査方法を規定します。[6-108、7-108、8-108]
  - 圧縮水素ガスを燃料とする自動車には、協定規則に適合するラベルを車体の指定された箇所に貼付しなければならないものとして、対象とする自動車及び審査方法を規定します。[7-25、8-25]
  - 自動車のかじ取装置には、運転者の異常時に自動で停止することができる装置を備えることができることとします。[6-13、7-13]
- ② 受検車両と書面の同一性確認の明確化について
  - ラベルにより標示された原動機（電動機に限る。）の型式の確認方法及び取扱いを明確化します。[4-9]
- ③ 新規検査等提出書面審査要領について [別添2]
  - 小型特殊自動車の構造装置を変更し、大型特殊自動車として新規検査等を受けるものについて、事前提出書面審査の対象とします。
- ④ 並行輸入自動車審査要領について [別添3]
  - 届出様式に後退時車両直後確認装置に係る項目を追加します。
- ⑤ 改造自動車審査要領について [別添4]
  - 届出様式の記載事項について明確化します。
- ⑥ その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

#### (2) 自動車の型式の指定等関係

今回は該当なし

### 2. 関係する省令等

- ・道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和3年6月9日国土交通省令第40号）
- ・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和3年6月9日国土交通省告示第521号、令和3年9月30日国土交通省告示第1294号、令和4年1月7日国土交通省告示第10号）

### 3. 施行日

令和4年1月31日

（ただし、1. (1) ③、④及び⑤については令和4年3月31日まで従前規定とする経過措置を規定）

## 審査事務規程の一部改正について（第 43 次改正）

### 1. 改正概要

#### **（1）自動車の検査等関係**

- ① 道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正
  - 自動車には、事故時に車両に関する情報（車速、加速度、シートベルト着用有無等）を記録する事故情報計測・記録装置（EDR：Event Data Recorder）を備えなければならないものとして、対象とする自動車及び審査方法を規定します。[6-110 の 2、7-110 の 2、8-110 の 2]
  - タイヤ空気圧監視装置を備えた場合の技術的な要件の適用対象が追加されたことに伴い、対象とする自動車及び審査方法を規定します。[6-11、7-11]
  - タイヤの取付けに関し技術的な要件の適用対象が追加されたことに伴い、対象とする自動車及び審査方法を規定します。[6-11]
- ② 新規検査等提出書面審査要領について [別添 2]
  - 後退時車両直後確認装置に係る提出書面等を規定します。
- ③ その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

#### **（2）自動車の型式の指定等関係**

今回は該当なし

### 2. 関係する省令等

- ・道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和 3 年 9 月 30 日国土交通省令第 59 号）
- ・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和 3 年 9 月 30 日国土交通省告示第 1294 号、令和 4 年 1 月 7 日国土交通省告示第 10 号）

### 3. 施行日

令和 4 年 3 月 29 日

## 審査事務規程（交通研部分）の一部改正について

### 1. 改正概要

◆ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴い、「審査事務規程」（平成 28 年 4 月 1 日 規程第 2 号）等について一部改正を行う。

1. 「審査事務規程」（平成 28 年 4 月 1 日 規程第 2 号）第 2 章の「自動車の型式の指定等に係る審査の実施方法」2-5-6 審査の処理期間の規定を削除する。
2. 「審査事務規程」（平成 28 年 4 月 1 日 規程第 2 号）別添 1（試験規程（TRIAS））の新規追加及び一部改正を行う。

(1) 細目告示に新たに採用された協定規則に対応した TRIAS の新規追加（1 項目）

① TRIAS 18-R66-01 車両転覆時の乗員保護試験（協定規則第 66 号）

(2) 細目告示に既に採用されている協定規則の改訂に伴う一部改正（17 項目）

① TRIAS 11-R079-04 かじ取装置試験（協定規則第 79 号）

② TRIAS 17(2)-R094-03 オフセット前面衝突後の高電圧からの乗員保護試験（協定規則第 94 号）

③ TRIAS 17(2)-R095-03 側面衝突後の高電圧からの乗員保護試験（協定規則第 95 号）

④ TRIAS 17(2)-R137-02 前面衝突後の高電圧からの乗員保護試験（協定規則第 137 号）

⑤ TRIAS 18(2)-R058(2)-04 突入防止装置試験（協定規則第 58 号（車両））

⑥ TRIAS 21-R125-01 直接前方視界試験（協定規則第 125 号）

⑦ TRIAS 22(4)-R025-01 頭部後傾抑止装置試験（協定規則第 25 号）

⑧ TRIAS 32-J052R048-04 灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置試験

⑨ TRIAS 35-R150-01 再帰反射試験（協定規則第 150 号（前部反射器））

⑩ TRIAS 35(2)-R150-01 再帰反射試験（協定規則第 150 号（側方反射器））

⑪ TRIAS 38-R150-01 再帰反射試験（協定規則第 150 号（後部反射器））

⑫ TRIAS 38(2)-R150-01 再帰反射試験（協定規則第 150 号（大型後部反射器））

⑬ TRIAS 43(4)-R150-01 再帰反射試験（協定規則第 150 号（停止表示器材））

⑭ TRIAS 43(9)-R151-01 側方衝突警報装置試験（協定規則第 151 号）

⑮ TRIAS 44(2)-R158-01 後退時車両直後確認装置試験（協定規則第 158 号）

⑯ TRIAS 46(2)-R160-01 事故情報計測・記録装置試験（協定規則第 160 号）

⑰ TRIAS 48-R157-01 自動車線維持システム試験（協定規則第 157 号）

(3) 付表等について誤記修正および項目の追加（7項目）

- |                       |                           |
|-----------------------|---------------------------|
| ①TRIAS 09-R141-02     | タイヤ空気圧監視装置試験（協定規則第141号）   |
| ②TRIAS 10-R121-02     | 操作装置及び表示装置試験（協定規則第121号）   |
| ③TRIAS 12-R140-01     | 横滑り防止装置試験（協定規則第140号）      |
| ④TRIAS 18-R094-05     | オフセット衝突時の乗員保護試験（協定規則第94号） |
| ⑤TRIAS 31-J049R154-01 | 燃料蒸発ガス試験（協定規則第154号）       |
| ⑥TRIAS 31-J119-01     | 路上走行時のディーゼル軽・中量車排出ガス試験    |
| ⑦TRIAS 44-J081-02     | 直前直左確認鏡試験                 |

3. その他、項ずれによる修正等所要の改正を行う。

4. 「認証審査手数料収納等取扱要領」の改正を行う。

## 2. 関連する法令等

- ・「自動車の特定改造等の許可実施要領について（依命通達）」の一部改正について（依命通達）（令和4年4月25日国自審第90号）1. 1. 関係
- ・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和4年6月22日国土交通省告示第713号）1. 2. (2)①、⑤、⑥、⑧～⑰関係
- ・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和4年1月7日国土交通省告示第10号）1. 2. (2)⑦関係
- ・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和3年6月9日国土交通省告示第521号）1. 2. (2)②～④関係
- ・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（平成28年8月31日国土交通省告示第966号）1. 2. (1)①関係

## 3. 施行日

令和4年6月22日

# 12, 並行輸入自動車にかかる届出書面が変更になります

## 自動車技術総合機構からのお知らせ

令和4年1月31日

# 並行輸入自動車にかかる届出書面が変更になります

並行輸入自動車にかかる事前書面審査の届出において、令和4年4月以降に届出されるものは次の様式が変更になりますので、お知らせします。

### ① 第2号様式

後退時車両直後確認装置の新設に伴い、当該装置の形式に係る欄を新設します。また、視野確保装置の形式に係る欄を追加します。

### ② 第6号様式

後退時車両直後確認装置の新設に伴い、当該装置に係る欄を新設します。

※ 変更又は新たに定めた様式のWordデータについては、当機構ホームページのトップページ下段にあるアイコンからダウンロード可能です。

## 並行輸入自動車の届出書様式のダウンロードURL

<https://www.naltec.go.jp/fkoifn00000011hj.html>



トップページを  
下方にスクロール



左から2番目の  
アイコンをクリック



※ 届出時に必要な添付資料については、当機構のホームページに掲載している審査事務規程別添3「並行輸入自動車審査要領」をご参照ください。

※ ご不明な点についてはお問い合わせください。



独立行政法人  
自動車技術総合機構

National Agency for Automobile and Land Transport Technology

揭示期限 令和5年1月31日

## 並行輸入自動車にかかる届出書面が変更になります

並行輸入自動車にかかる事前書面審査の届出において、令和3年7月以降に届出されるものから次の点が変更になりますので、お知らせします。

- ① 並行輸入自動車届出書（第1号様式（その2）、第2～6号様式）が変わります。
- ② 技術基準等が適用される並行輸入自動車について、新たに「技術基準等宣言書（第6号様式）」の提出を求めることとします。

※ 変更又は新たに定めた様式のWordデータについては、当機構ホームページのトップページ下段にあるアイコンからダウンロード可能です。

### 並行輸入自動車の届出書様式のダウンロードURL

<https://www.naltec.go.jp/fkoifn00000011hj.html>



トップページを  
下方にスクロール

左から2番目の  
アイコンをクリック

※ 届出時に必要な添付資料については、当機構のホームページに掲載している審査事務規程別添3「並行輸入自動車審査要領」をご参照ください。

※ ご不明な点についてはお問い合わせください。



独立行政法人  
自動車技術総合機構

National Agency for Automobile and Land Transport Technology

揭示期限 令和4年3月31日



## 自動車機構東北検査部からのお知らせ

令和4年8月

# 令和5年4月1日から 「四輪以上の並行輸入自動車」 の騒音規制が変わります

道路運送車両の保安基準適用関係告示の一部改正（令和4年告示第938号）により、「四輪以上の並行輸入自動車」の協定規則第51号第3改訂版の適用が延期となりました。（旧適用日：令和4年9月1日）

この改正により令和5年4月1日以降の保安基準適用年月日となる「四輪以上の並行輸入自動車」は、自動車が発する騒音について協定規則第51号第3改訂版のフェーズⅡに適合するものでなければなりませんのでお知らせします。

### 並行輸入自動車届出に必要な書面の変更点は次のとおりです

保安基準適用年月日	令和5年3月以前	令和5年4月以降
適用される技術基準等	加速騒音（別添40）	協定規則第51号第3改訂版
並行輸入自動車届出の際に騒音防止装置の技術基準等に適合することを証する書面として必要な書面。 ※右からいずれか1つ	① COCペーパー	—
	② WVTAラベル又はプレート	—
	③ UN R51又は70/157/EECに基づく認定証	⑧ UN R51-03に基づく認定証
	④ 車両データプレート内又はその近くに表示されているUN R51に基づく⑨マーク	⑨ 車両データプレート内又はその近くに表示されているUN R51-03に基づく⑨マークを撮影した写真及びCOCペーパー
	⑤ EU加盟国の自動車検査証等 ・EU加盟国で生産された自動車に限る。	—
	⑥ マフラーに表示される⑩マーク又はeマーク	—
	⑦ 加速走行騒音試験結果成績表	⑩ 加速走行騒音試験結果成績表
—	—	⑪ 技術基準等適合証明書（第5号様式） ・近接排気騒音値が記載されているものに限る。

※1 ①、②、③、④、⑤、⑧、⑨及び⑩については、自動車の製作者の商号又は商標がマフラーに表示されているものに限る。

※2 ⑧、⑨及び⑩については、UN R51-03フェーズⅡに適合する騒音値及び近接排気騒音値が記載されたものに限る。

※3 ⑧、⑨、⑩及び⑪については、過回転防止装置を備える自動車は過回転防止装置の作動回転数が確認できる資料が必要。

#### ※注意

- ここに記載しているのは主な変更点です。基準をご覧になるには国土交通省HPにある道路運送車両の保安基準を、並行輸入自動車の審査要領をご覧になるには当機構のHPにある「別添3 並行輸入自動車審査要領」をそれぞれご覧下さい。
- 上記によらず必要に応じて追加で書面を求める場合がございます。予めご了承下さい。
- 技術基準等の適合性を証する書面又はラベルに偽造があったことが発覚した場合は、司法当局に告発する等、厳正に対処いたします。
- 各資料の真正性の確認にお時間をいただく場合があります。真正性の確認方法や基準については、不正排除の観点から公開しておりません。

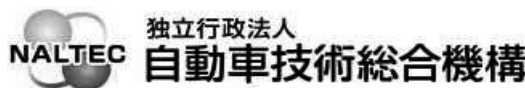


独立行政法人  
自動車技術総合機構

National Agency for Automobile and Land Transport Technology

# 14, OBD検査の導入に向けた事前準備について

## OBD検査の導入に向けた事前準備について

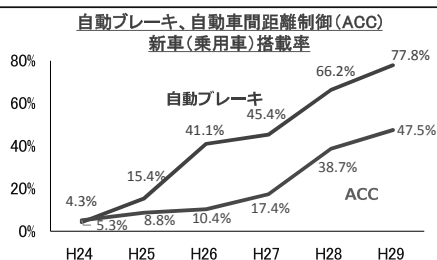


Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

### 1. OBD検査の概要

車載式故障診断装置を活用した自動車検査手法のあり方について(平成31年3月13日)より

- 近年、自動ブレーキなど自動運転技術の進化・普及が急速に進展しているが、故障した場合には、**誤作動による重大事故等**につながるおそれがあることから、**自動車の検査等を通じた機能確認が必要**。
- 現在の**自動車の検査(車検)**は、外観や測定器を使用した機能確認により行われているが、自動運転技術等に用いられる**電子装置の機能確認には対応していない**。



#### 電子装置の不具合事例

- ACCを使用して高速道路を走行中、突然、機能が停止し、強い回生ブレーキが作動。  
⇒ 前方監視用のカメラが偏心していた
- 上り坂を走行中、自動でブレーキが誤作動し、急減速した。  
⇒ 自動ブレーキのレーダセンサの取付角度が設計値より下向きになっていた。

⇒ 現在の車検では検出できない不具合

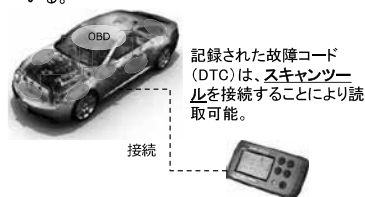
#### 諸外国の状況

- EU**
- 加盟国に対して**電子装置**を含めた検査実施を推奨(EU指令 2014/45EU)。
  - **ドイツ**では2015年よりOBDを用いた検査を開始、段階的に拡大中。
- 米国**
- 33の州・地区においてOBDを活用した**排出ガス検査**を実施中。

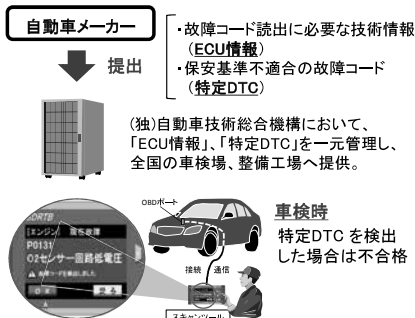
### 車載式故障診断装置(OBD)を活用した自動車検査手法

#### 車載式故障診断装置(OBD)とは

最近の自動車には、電子装置の状態を監視し、故障を記録する「**車載式故障診断装置(OBD: On-Board Diagnostics)**」が搭載されている。



#### OBDを活用した自動車検査手法



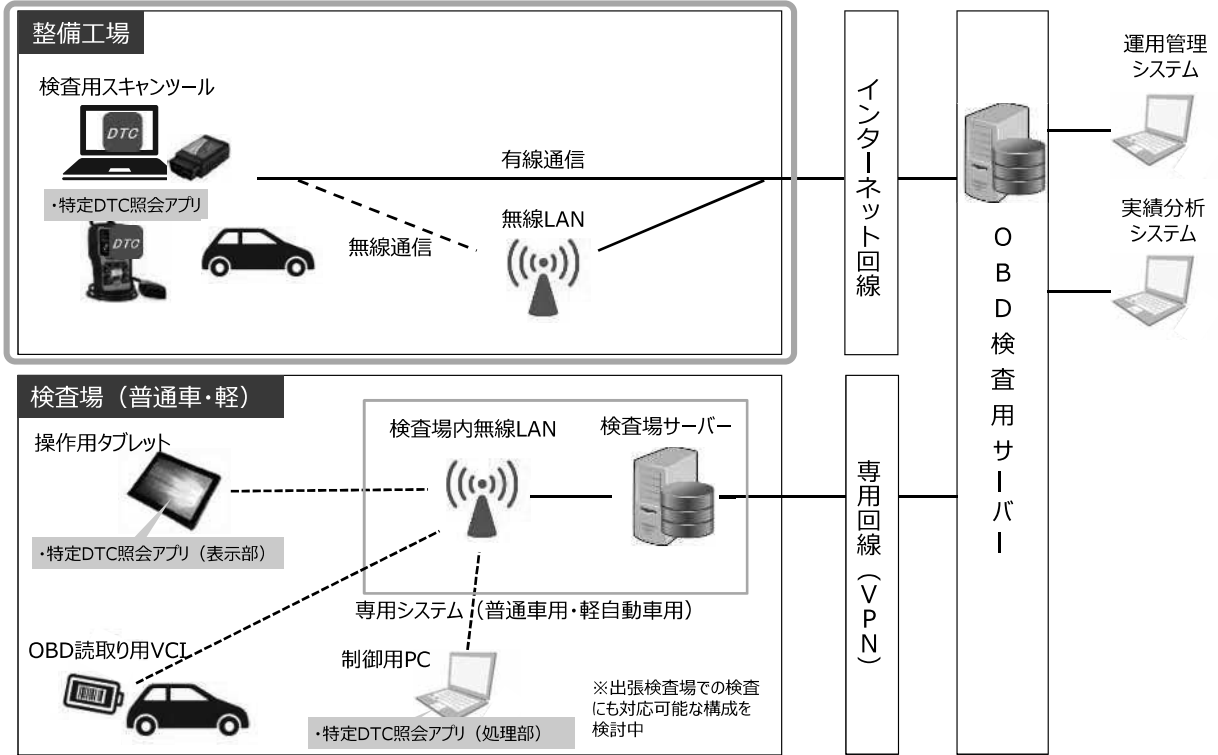
#### 対象車両・装置及び検査開始時期

- 対象**  
2021年10月以降の新型の乗用車、バス、トラック※1
- ① 運転支援装置※2  
アンチロックブレーキシステム(ABS)、横滑り防止装置(ESC)、ブレーキアシスト、自動ブレーキ、車両接近通報
- ② 自動運転機能※2  
自動車線維持、自動駐車、自動車線変更など
- ③ 排ガス関係装置
- 検査開始時期**  
2024年10月※3
- ※1 型式指定自動車・多仕様自動車に限る。輸入車は2022年以降の新型車  
※2 保安基準に規定があるものに限る。  
※3 輸入車は2025年10月

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

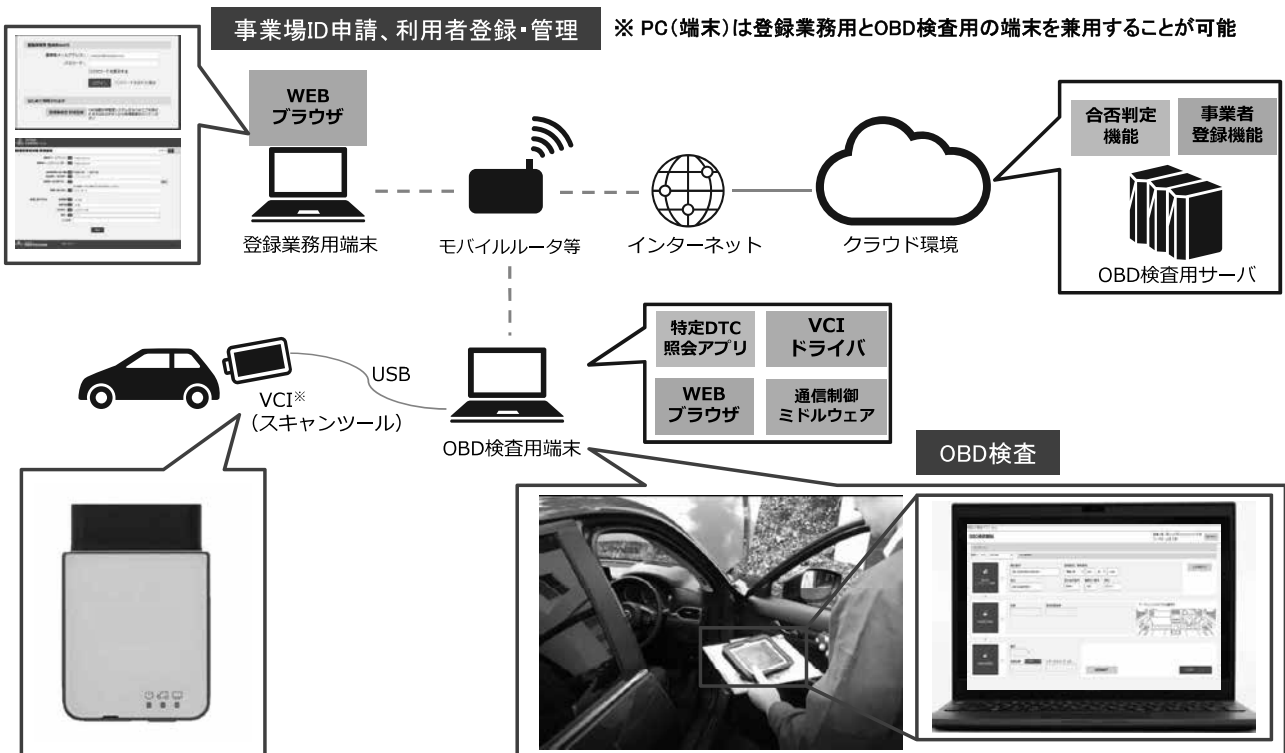
# 1. OBD検査の概要

＜OBD検査システムの全体構成＞



Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

# 2. OBD検査のシステム構成

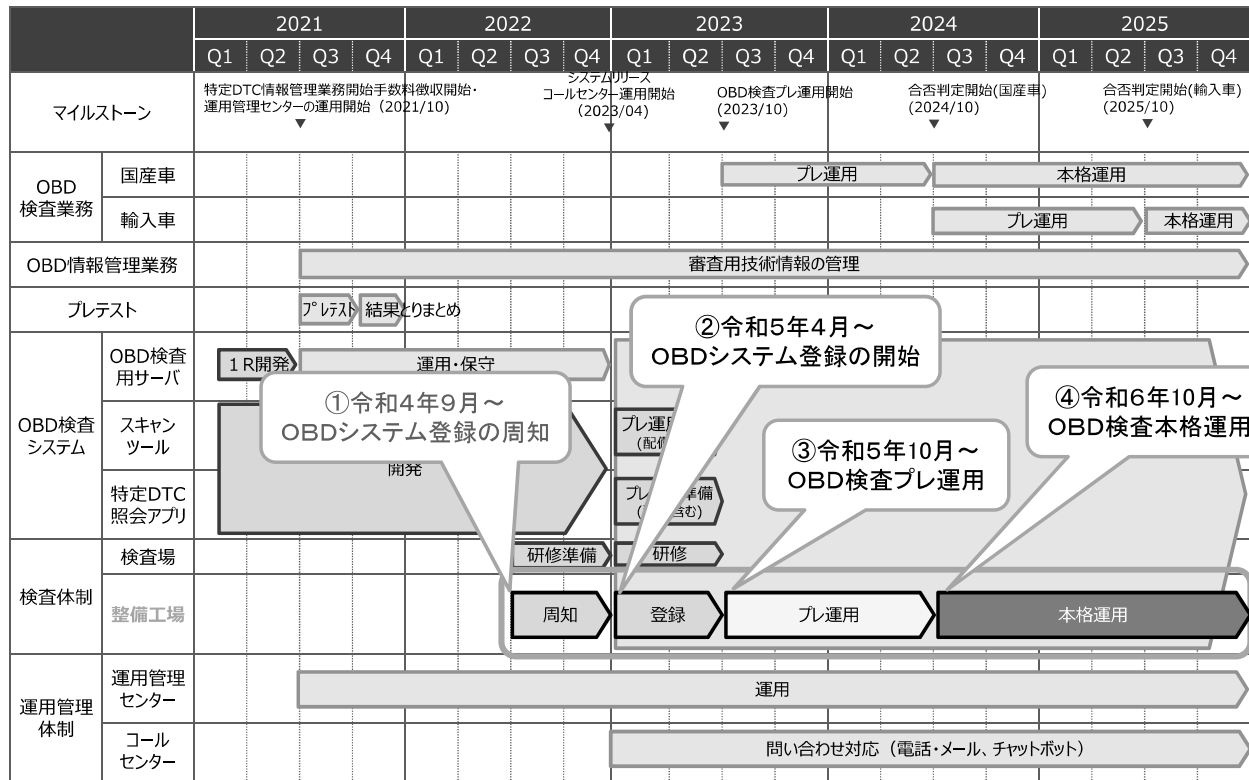


※パソコンと車両の間の通信を中継する装置。スキャンツールの一部。

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

### 3. OBD検査の導入スケジュール

【凡例】 : OBD検査に向けた準備業務  
 : OBD検査の運用にかかる業務



Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

### 3. OBD検査の導入スケジュール 【OBDシステム登録の開始(令和5年4月～)】

#### OBD検査に必要な機器等の準備

インターネット環境

PC・タブレット

検査用スキャンツール

必要に応じて



※Windows10  
※特定DTC照会アプリ



※車検証読取り用。手入力も可。



▲ICタグリーダー



▲QRコードリーダー

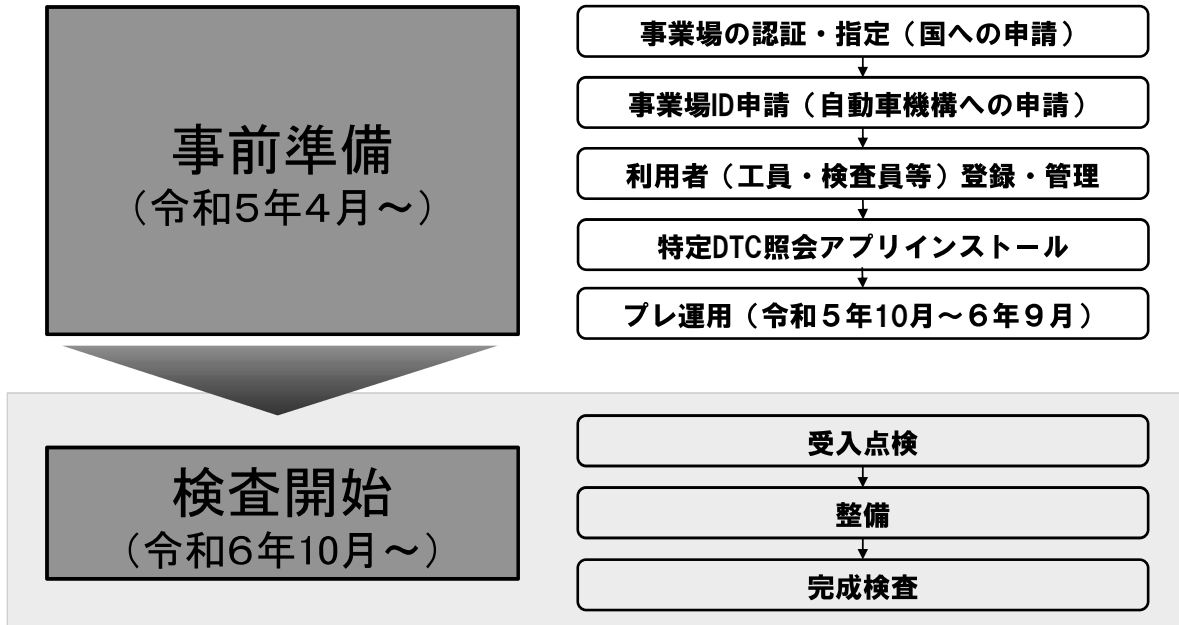
#### 【参考】検査用スキャンツールの準備状況

- 令和3年10月、「指定自動車整備事業規則」等が改正され、指定自動車整備事業者等に、新たに電子的な検査を行うための機器(検査用スキャンツール)を備えなければならないことが義務化されました。
- また、同月に「自動車検査用機械器具に係る国土交通大臣の定める技術上の基準」が改正され、指定自動車整備事業者等に備えるべき検査用スキャンツールの技術基準が定められました。
- 令和4年6月、「自動車検査用機械器具の基準適合性試験要領(通達)」が改正され、当該通達に基づいて認定を受けた検査用スキャンツールが、OBD検査に使用できることが定められました。
- 今後、スキャンツールメーカーから、検査用スキャンツールの開発や基準適合性の要件確認が行われ、検査用スキャンツールとして認定される予定となっております。

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

### 3. OBD検査の導入スケジュール 【OBDシステム登録の開始(令和5年4月～)】

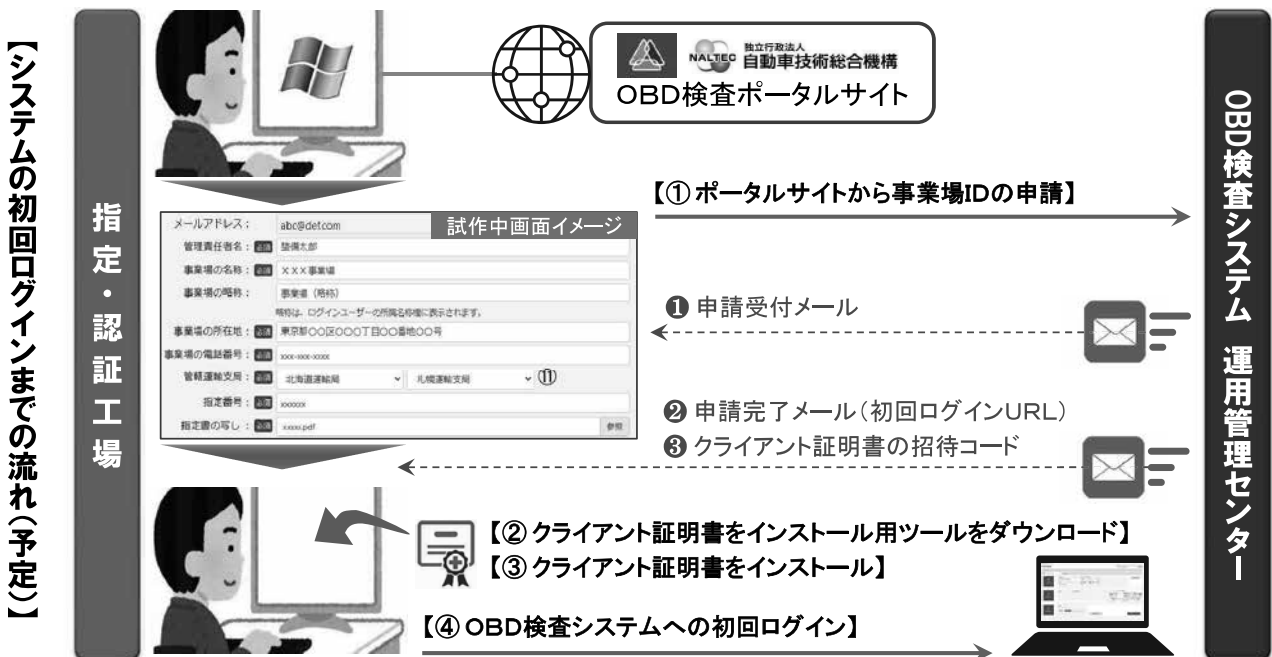
検査用スキャンツールでOBD検査・確認を実施するためには、国による認証を受けている事業場であることを前提に、事前準備としてOBD検査システムの利用のために認証番号(指定事業者の場合は指定番号)等を入力して利用申請したうえで、OBD検査に用いるアプリ(特定DTC照会アプリ)を使用する工員や検査員の登録をする必要があります。



Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

### 3. OBD検査の導入スケジュール 【OBDシステム登録の開始(令和5年4月～)】

- 指定・認証工場は、OBD検査システムを利用するために、令和5年4月以降に、専用ポータルサイトからメールアドレス等を登録して事業場ID登録の申請受付を開始します。



Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

#### 4. OBD検査の導入に向けて

## 整備事業者の皆さまにご確認いただきたい点

1. 令和5年4月からOBD検査システムがリリース※されます。  
※ リリースが近くなりましたら、改めて正式なご案内をいたします。
2. OBD検査システムには利用者登録等の準備が必要です。
3. 利用者登録はインターネットからの申請が必要です。
4. 令和5年10月(予定)からOBD検査のプレ運用が可能です。
5. 令和6年10月からOBD検査の本格運用が開始されます。

以上、ご理解ご協力の程、よろしくお願いいたします。

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

15, 令和4年5月より車検が通らない対象車の適用が拡大されます (タカタ製エアバッグリコール)

# 重要なお知らせ!!

タカタ製エアバッグリコールが  
未実施のお客様へ

令和4年5月より  
車検が通らない対象車の適用が拡大されます!

メーカー(五十音順)	既に適用済みの車種		令和4年5月より 適用される車種	令和6年5月より 適用される車種
	平成30年5月~	令和2年5月~		
アウディ		A3, A4 など10車種		2車種
いすゞ	コモ	1車種		
シトロエン		C3, DS3 など5車種	5車種	5車種
ジャガー・ランドローバー			ディスカバリースポーツ	4車種
SUBARU	インプレッサ, レガシィ		インプレッサ	
ゼネラルモーターズ				ソニック
ダイハツ	ミラ, ハイゼット など4車種	1車種		
トヨタ・レクサス	ヴォクシー, SC430 など25車種	17車種	23車種	1車種
日産	エクストレイル, フーガ など14車種	14車種	2車種	1車種
ビー・エム・ダブリュー	E46, 3シリーズ など11車種	2車種	50車種	60車種
フォルクスワーゲン		Up!, Polo など17車種	13車種	5車種
ホンダ	フィット, アコード など31車種	17車種	27車種	
マツダ	RX-8, アテンザ など5車種	2車種	4車種	1車種
三菱	ランサー, アイ など4車種	10車種	6車種	3車種
メルセデス・ベンツ		V350, ビアノ	1車種	



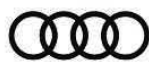
国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism



軽自動車検査協会

Light Motor Vehicle Inspection Organization



ISUZU



SUBARU



CHEVROLET



DAIHATSU



TOYOTA



LEXUS



NISSAN

BMW



HONDA



MAZDA

MITSUBISHI MOTORS



# そのままお乗りいただくと大変危険です。 一刻も早い改修をお願いします。



—交通事故でエアバッグが異常破裂した事例—

写真:エアバッグが異常破裂し内部の金属部品が飛び散りバッグの中央部が大きく裂けている状態



1. まず下記の検索システムにて措置対象かどうかご確認ください。



検索システム パソコン用URL

リコール情報検索アプリ

検索

<https://www.jaspa.or.jp/user/mycar/application/recallsearch.html>

スマホ・タブレット用アプリ

「リコール情報検索」アプリの紹介



国産自動車（乗用車・大型車）と国産二輪車について、車検時のQRコードを読み取ってリコールの対策に役立てたいという方が増えています。



※検索システムは、海外メーカー車両には対応しておりませんので予めご了承ください。

## リコール作業は車検とは別にお受けいただけます 早急にご用命ください

2. 未改修車であった場合には、リコール改修を実施してください。ご不明な点等ございましたら下記までお問い合わせください。

### ●各自動車メーカーお問い合わせ先とウェブサイトURL

自動車メーカー(五十音順)	お問い合わせ先	ウェブサイトURL
いすゞ自動車株式会社	0120-119-113	<a href="https://www.isuzu.co.jp/recall/input">https://www.isuzu.co.jp/recall/input</a>
ジャガー・ランドローバー・ジャパン株式会社	【ジャガー】 0120-92-2772 【ランドローバー】 0120-92-2992	<a href="https://www.jaguar.co.jp/ownership/recall.html">https://www.jaguar.co.jp/ownership/recall.html</a> <a href="https://www.landrover.co.jp/ownership/recall-information.html">https://www.landrover.co.jp/ownership/recall-information.html</a>
Stellantisジャパン株式会社【シトロエン】	0120-55-4106	<a href="https://www.citroen.jp/services/recall/recall-campaign.html">https://www.citroen.jp/services/recall/recall-campaign.html</a>
株式会社SUBARU	0120-052-215	<a href="https://recall.subaru.co.jp/lqsb/">https://recall.subaru.co.jp/lqsb/</a>
ゼネラルモーターズ・ジャパン株式会社	0120-711-276	<a href="https://www.gmtakataairbag.com/product/public/jp/ja/takata_recall/home.html">https://www.gmtakataairbag.com/product/public/jp/ja/takata_recall/home.html</a>
ダイハツ工業株式会社	0800-500-0182	<a href="https://www.daihatsu.co.jp/info/recall/search/recall_search.php">https://www.daihatsu.co.jp/info/recall/search/recall_search.php</a>
トヨタ自動車株式会社	【トヨタ】 0800-700-7700 【LEXUS】 0800-500-5577	<a href="https://www.toyota.co.jp/recall-search/dc/search">https://www.toyota.co.jp/recall-search/dc/search</a> <a href="https://lexus.jp/recall/">https://lexus.jp/recall/</a>
日産自動車株式会社	0120-941-232	<a href="http://www.nissan.co.jp/RECALL/search.html">http://www.nissan.co.jp/RECALL/search.html</a>
ビー・エム・ダブリュー株式会社	0120-954-018	<a href="https://bmw-japan.jp/after-service/recall_search.html">https://bmw-japan.jp/after-service/recall_search.html</a>
フォルクスワーゲングループジャパン株式会社	【フォルクスワーゲン】 0120-509-300 【アウディ】 0120-598-119	<a href="https://web.volkswagen.co.jp/afterservice/etc/recall.html">https://web.volkswagen.co.jp/afterservice/etc/recall.html</a> <a href="https://www.audi.co.jp/jp/web/ja/accessory_service/info_top/recall.html">https://www.audi.co.jp/jp/web/ja/accessory_service/info_top/recall.html</a>
本田技研工業株式会社	0120-112-010	<a href="https://recallsearch4.honda.co.jp/sqs/r001/R00101.do?fn=link.disp">https://recallsearch4.honda.co.jp/sqs/r001/R00101.do?fn=link.disp</a>
マツダ株式会社	0120-386-073	<a href="https://www2.mazda.co.jp/service/recall/">https://www2.mazda.co.jp/service/recall/</a>
三菱自動車工業株式会社	0120-324-860	<a href="https://recall.mitsubishi-motors.co.jp/Recall/jsforward.do?page=/searchrecallstatus.jsp&amp;prefix=">https://recall.mitsubishi-motors.co.jp/Recall/jsforward.do?page=/searchrecallstatus.jsp&amp;prefix=</a>
メルセデス・ベンツ日本株式会社	0120-086-880	<a href="http://www.mercedes-benz.jp/myervice/recall/search/index.html">http://www.mercedes-benz.jp/myervice/recall/search/index.html</a>

国土交通省 タカタ車検停止措置専用ダイヤル

タカタ車検停止措置特設ホームページ

**0570-062-115**



[http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/recallinfo\\_003.html](http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/recallinfo_003.html)



# 16, 窓口からのOCR記入時のお願い

## 窓口からのOCR記入時のお願い

コピーしたOCRシートは、機械が読み取れません！

国土交通省のWEB上で公開しているOCR様式印刷サイトよりダウンロードするか、窓口にて配布しているものを使用してください。

[http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_tk6\\_000028.html](http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk6_000028.html)



ホーム > 政策・仕事 > 自動車 > OCRシート等申請様式

### OCRシート等申請様式

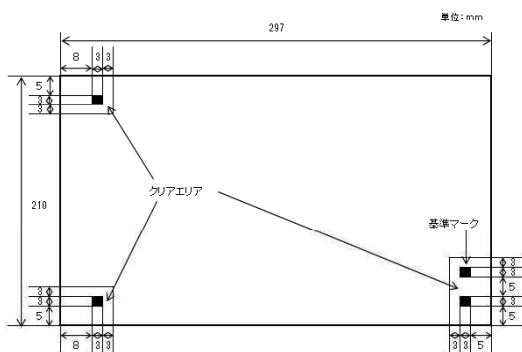
自動車の検査登録の申請手続きに使用するOCR申請書の様式は、平成29年1月より運輸支局や自動車検査登録事務所において配布しているほか、当ホームページに掲載している様式を印刷して申請に使用することができます。

OCR申請書は、電子機器を用いて読み取ります。正確な読み取りを行うために、印刷等をする際の注意点を掲載しておりますので、ご確認ください。ご協力をお願いいたします。

※ OCR(光学的文字読取装置)に用いる申請書等の紙質、印刷等の基準(平成28年12月28日付国自情第187号)

### OCR申請書の印刷等に関する注意事項

## OCR申請書の印刷等に関する注意事項



OCRシートのイメージ	読取時のイメージ	最終出力後のイメージ	印刷結果
			456
■専用OCRシート	文字枠はフロップアウトカ ラーのため、読取時は記 入文字のみになる	(フロップアウトカウ ーのため不要)	切り出した読取エリアのイメージで 読取処理を行う
			1??
■汎用OCRシート	文字枠は罫線のため、 読取時は文字枠も読取 る	標準設定ファイルの位置情報に従 い罫線を除去	罫線除去の失敗や記入文字の 欠けが発生し、読取失敗で読取や リジェクトになる

- 印刷色 様式の枠線や文字等の色は黒を使用してください。
- 裏面への印字 OCRの読み取り※に影響が出るため、裏面への印字やペン等による記入は一切しないでください。
- 印刷方法 オフセット印刷又はレーザープリントしたものであることが必要です。インクジェットプリンタでの印刷は、印刷特性によりOCRの読み取りに影響が出るためご遠慮ください。
- 申請書のコピー OCR申請書は電子機器で読み取りを行うため、OCR申請書をコピーしたものは、印刷のスレやかすれが発生する恐れがあり、読み取りに支障がでるため、申請には使用できません。必ず、プリンタから直接印刷したものを使用してください。また、窓口等で配布しているOCR申請書も同様にコピーしたものは使用できませんのでご注意ください。
- 印刷時の設定 PDF印刷時の設定画面において、必ず、「実際のサイズ」を選択して印刷してください。

# 電子保安基準適合証におけるOCR申請書の留意事項

**継続検査申請書**

専用3号様式

①車種別  ②手数料  ③有効期間  ④出港  ⑤船名  ⑥船種  ⑦船舶検査  ⑧X線PM

⑨自動進捗管理  (記入欄) 運輸 555 さ 1234

⑩船内番号 (船名・船種・船種番号・船種番号) (記入欄) AB3-1234567 記入

⑪船名  ⑫船種  ⑬船種番号  ⑭船種番号  ⑮船種番号  ⑯船種番号  ⑰船種番号  ⑱船種番号  ⑲船種番号  ⑳船種番号  ㉑船種番号  ㉒船種番号  ㉓船種番号  ㉔船種番号  ㉕船種番号  ㉖船種番号  ㉗船種番号  ㉘船種番号  ㉙船種番号  ㉚船種番号  ㉛船種番号  ㉜船種番号  ㉝船種番号  ㉞船種番号  ㉟船種番号  ㊱船種番号  ㊲船種番号  ㊳船種番号  ㊴船種番号  ㊵船種番号  ㊶船種番号  ㊷船種番号  ㊸船種番号  ㊹船種番号  ㊺船種番号  ㊻船種番号  ㊼船種番号  ㊽船種番号  ㊾船種番号  ㊿船種番号

運輸支局長殿  
運輸監理部長  
平成 年 月 日

申請人 (使用者)  
氏名又は名称 \_\_\_\_\_ 印  
住所 \_\_\_\_\_  
受検者  
氏名又は名称 \_\_\_\_\_  
住所 \_\_\_\_\_

※この書類に印着または送付の申請書は、  
電子適格証に提出された場合、電子適格証として扱われます。  
電子保安基準適合証

継続検査に必要な書類等

納税証 保険証 手数料申請書 記録簿

電子適合証で申請する場合は、し点を入れる。

電子適合証で申請する場合は、記入しない。

# 17,重量税照会サービスについて

## 重量税照会サービスについて

登録車はこちら

参考URL <https://www.nextmvtt.mlit.go.jp/nextmvtt-web/>



次回自動車重量税額照会サービス

初めての方	よくあるご質問	利用規約	ご利用上の注意	プライバシーポリシー	セキュリティ	お問い合わせ先
-------	---------	------	---------	------------	--------	---------

ホーム

### 次回自動車重量税額照会サービス

次回の車検（新検査等）を受ける際の自動車重量税の額が確定できるサービスです。  
「検査予定日」・「検査予定日」を入力することで、検査予定日時点の自動車重量税額の照会が行えます。

#### ■お知らせ

【公表】	2022/03/28	【注意】Windows 11等への対応について（利用規約）	<a href="#">お知らせ一覧へ&gt;</a>
【公表】	2021/12/18	【注意】Windows 11への対応について	
	2021/05/01	令和3年度制改正対応のお知らせ	
	2021/03/19	令和3年度制改正対応時期について	
【公表】	2020/08/12	9月18日（水）メンテナンス実施のお知らせ	

#### ■次回自動車重量税額照会

次回自動車重量税額照会を行う場合は、  
「照会画面へ」ボタンをクリックしてください。  
（ご利用可能時間 9:00～21:00）

[照会画面へ](#)

Copyright (c) 2016, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism



QRコード

軽自動車はこちら

参考URL <https://www.kei-nextmvtt.jp/kei-nextmvtt-web/>

初めての方	よくあるご質問	利用規約	ご利用上の注意	プライバシーポリシー	セキュリティ	お問い合わせ先
-------	---------	------	---------	------------	--------	---------

ホーム

### 次回自動車重量税額照会サービス

次回の車検（新検査等）を受ける際の自動車重量税の額が照会できるサービスです。  
「検査予定日」・「検査予定日」を入力することで、検査予定日時点の自動車重量税額の照会が行えます。

#### ■お知らせ

【注意】	2022/06/08	6月12日（月）メンテナンス実施のお知らせ	<a href="#">お知らせ一覧へ&gt;</a>
【注意】	2022/04/28	【注意】Windows 11等への対応について（利用規約）	
【注意】	2022/02/21	【注意】Windows 11への対応について	
【公表】	2021/04/01	令和3年度制改正対応について	
【公表】	2020/12/04	年末年始のサービス停止について	

#### ■次回自動車重量税額照会

次回自動車重量税額照会を行う場合は、  
「照会画面へ」ボタンをクリックしてください。  
（ご利用可能時間 9:00～21:00）

[照会画面へ](#)

登録車及び小型二輪車の「次回重量税額照会サービス」はこちら  
<https://www.nextmvtt.mlit.go.jp/>



QRコード

令和4年9月1日

**令和5年1月4日より、軽自動車OSSの対象手続を拡大します。  
（「新車（新規検査・税申告）OSS」の共同運用開始）**

「軽自動車OSS（軽自動車保有関係手続のワンストップサービス）」については、令和元年5月7日から、「継続検査OSS」（車検時における軽自動車保有関係手続）として、道路運送車両法に基づく継続検査（指定整備）の電子申請手続を対象に、当協会により運用しているところですが、令和5年1月4日から、「新車（新規検査・税申告）OSS」（新車購入時における軽自動車保有関係手続）として、道路運送車両法に基づく新規検査の電子申請手続並びに地方税法に基づく軽自動車税の電子申告手続をサービス対象手続として拡大し、当協会並びに地方自治体、及び地方税共同機構により共同で運用を開始することとしましたので、お知らせいたします。

**【新車（新規検査・税申告）OSS概要】**

- サービス開始時期：令和5年1月4日（水）
- サービス対象手続：「新車購入時」における軽自動車保有関係手続（以下①から③をすべて一括して行うもの）
  - ① 新規検査の電子申請、検査手数料・技術情報管理手数料・自動車重量税の電子納付（道路運送車両法・自動車重量税法）
  - ② 軽自動車税種別割の電子申告（地方税法）
  - ③ 軽自動車税環境性能割の電子申告・電子納付（地方税法）
- サービス対象地域：全国
- サービス提供者：軽自動車検査協会・地方自治体・地方税共同機構

（連絡先）

軽自動車検査協会 情報システム部（小松・岩崎・齊藤）  
住所 東京都新宿区西新宿 3-2-11  
電話 03-5324-6611 FAX 03-5324-6621

# 「軽」を買ったら、



## 軽自動車ワンストップサービス **軽自動車OSSS**

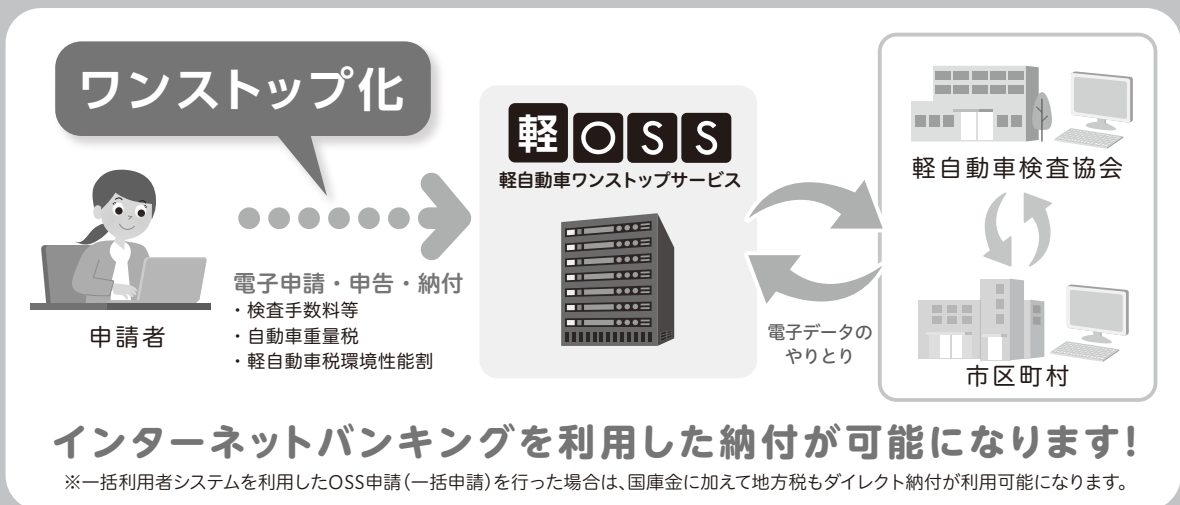
令和5年1月から

**「新車購入時の軽自動車保有関係手続」が対象に!**

軽自動車OSSは「パソコンからインターネット」で「24時間365日」いつでも、検査の申請、各種手数料や国税の納付、地方税の申告納付ができるサービスです。



- 1** 手続のために、行政機関等の窓口に出向く必要がありません。  
※ ただし、軽自動車検査協会の窓口での「車検証等」の受取りは必要です。
- 2** 申請・申告・納付の各種手続を、順番どおりに一連の流れで行えます。



国土交通省・総務省・軽自動車検査協会・地方税共同機構 詳しくはこちら <https://www.lta.go.jp/jidouasya/>





## ご注意ください

- 令和5年1月から軽自動車OSSの対象になるのは「新車購入時」の手続のみです。  
検査申請、検査手数料・技術情報管理手数料・自動車重量税の納付、軽自動車税環境性能割の申告納付が可能です。

※軽自動車税種別割の申告もOSSの対象ですが、月割課税がないため納付の必要はありません。

- 二輪・原付・小型特殊は、OSS申請の対象外です。



## よくあるお問い合わせ

**Q1** OSS申請のために準備しておくものはありますか？



**A1** OSS申請の利用には、パソコン、電子証明書（マイナンバーカード等）、ICカードリーダ等の準備が必要です。




**Q2** スマートフォン・タブレットからの申請は可能ですか？



**A2**  軽自動車OSSは、スマートフォン・タブレットからの申請はできません。

**Q3** 車検証やナンバーはどうやって受け取ればいいのですか？

**A3**  車検証及びナンバー（車両番号標）については、OSS申請の審査終了後に、申請先の軽自動車検査協会の窓口及び同協会構内にある番号標交付団体窓口で受け取ってください。

軽自動車の車検は、



軽

JNKs

で変わる!

令和5年1月から、

Jidoshazei Nofu Kakunin System ジェンクス  
軽自動車税納付確認システム(軽JNKs)で、

継続検査窓口での  
納税証明書の提示が

原則 不要 になります! ※詳細は裏面をご覧ください。



納税証明書の提示が原則不要に!

継続検査申請(OSS/OCR)



申請者

提示  
不要!

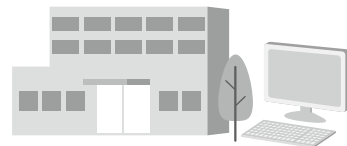


納税証明書



申請書  
自賠責保険等

申請書類



軽自動車検査協会

照会 ↓ ↑ 回答

軽JNKs

納付情報 ↑ 登録

紛失しても…

納税証明書の再交付申請

不要!



市区町村

国土交通省・総務省・軽自動車検査協会・地方税共同機構

詳しくはこちら  
<https://www.lta.go.jp/jidousya/>



## ご注意ください



- 軽自動車税種別割の納付方法によっては、納付情報が軽JNKSに登録されるまで相応の日数を要する場合があります。  
※車検をお急ぎの場合は、早めの納付をお願いします。
- 軽自動車税種別割を納付したにもかかわらず、軽JNKSに納付情報が登録されていない場合や、転入直後で軽JNKSへの登録がされていない場合など、軽JNKSに関するご質問は、市区町村の軽自動車税担当課にお問い合わせください。

## よくあるお問い合わせ

Q1



軽自動車税種別割を納付後すぐに継続検査を申請したいのですが、軽JNKSでの納付確認はできますか？

A1

軽自動車税種別割を納付後すぐに継続検査を申請したい場合は、金融機関の窓口やコンビニ等でお支払いいただき、納税通知書に添付された納税証明書をご提示ください。なお、以下の場合は、使用の本拠地を管轄する市区町村へご相談ください。

- ・ 過去に未納があるため納税通知書に添付された納税証明書が有効でない場合
- ・ 納税証明書が添付された納税通知書等が手元にない場合



Q2



軽自動車税の未納がないにもかかわらず、軽JNKSで確認出来ず、紙の納税証明書が必要になる場合がありますか？

A2

次のようなケースは、軽JNKSによる納付確認ができないため、紙の納税証明書が必要となる場合があります。

- ・ 納付したばかりのため、軽JNKSに納付情報が登録されていない場合
- ・ 中古車の購入直後の場合
- ・ 他の市区町村へ引っ越した直後の場合
- ・ 対象車両に過去の未納がある場合





## 宮城主管事務所からのお願い

日頃より、軽自動車検査業務にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

検査業務の円滑な処理及び安全性の確保を図る観点から検査予約ラウンドの順守をお願いしておりますが、予約が入っているにも関わらず受検車両が少ないといった状況がみられます。（月曜日や1Rに多くみられます）

検査予約ラウンドを順守していただかないことにより、検査コース・窓口の混雑、検査コースが空いているにも関わらず予約が取れないという苦情等、他の受検者のご迷惑となりますので、検査予約ラウンドの順守を改めてお願いいたします。

今後とも検査業務の円滑な処理に努めてまいりますので、何卒ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

令和4年9月8日



軽自動車検査協会 宮城主管事務所



# 振興会・商工組合関係



# 1, 令和3年度 自動車特定整備業実態調査結果の概要について

令和4年1月24日

## 令和3年度 自動車特定整備業実態調査結果の概要について

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会

調査企画部 調査企画課

この度、令和3年度の自動車特定整備業実態調査の結果がまとまりましたので、概要をお知らせします。

### 1. 目的

本調査は、自動車整備業の現状及び経営状況等の実態を把握し、同事業の健全な発達に資する方策の基礎資料として活用することを目的として実施するものです。

### 2. 調査時点

令和3年6月末現在。整備売上高については、令和2年7月1日から令和3年6月末までに決算が終了した事業実績であり、会計年度では「令和2年度」実績となります。

### 3. 調査結果の概要（別紙参照）

道路運送車両法に規定する自動車整備事業者(令和3年6月末時点 91,454 事業場)のうち約2割を対象として調査を行いました。(有効回答数は全事業場の約1割)

令和3年度調査における総整備売上高は5兆5,510億円となり、前年度と比較すると1,051億円(1.9%)減と5年ぶりの減少となりました。

なお、詳細の分析は3月発刊予定の「令和3年度版自動車整備白書」に掲載する予定です。

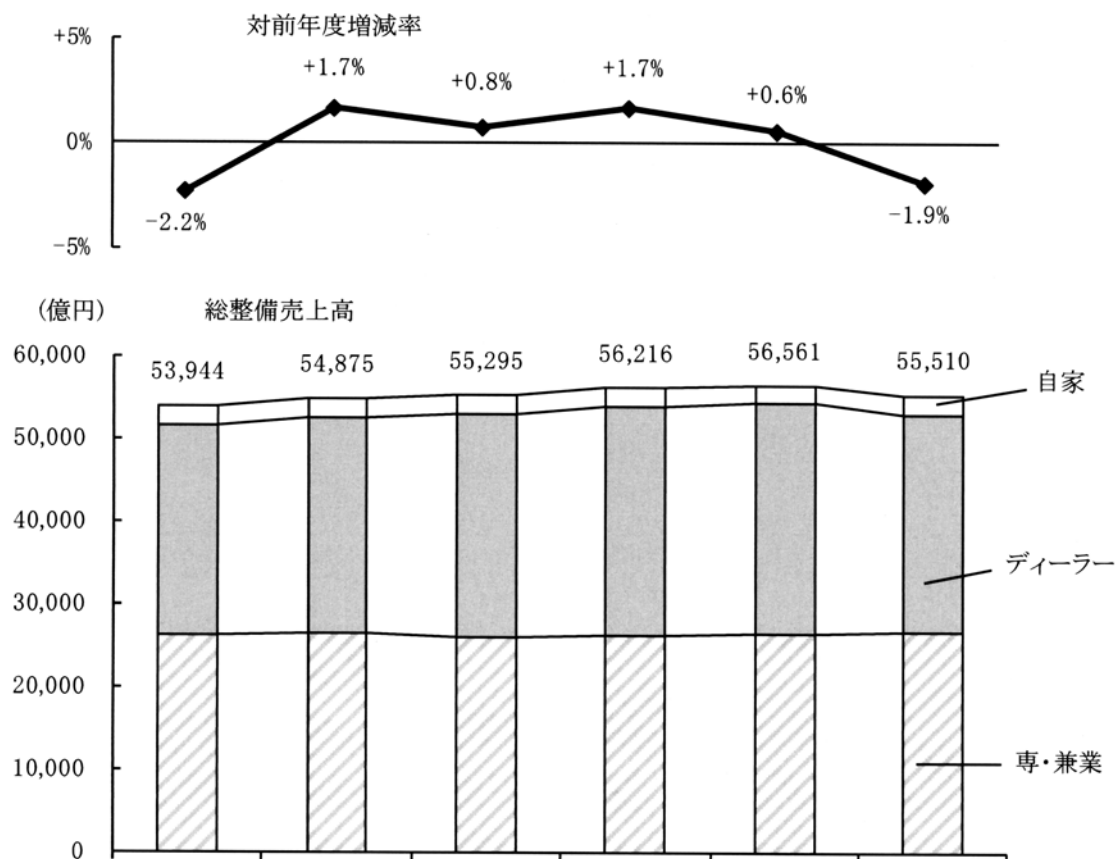
- 注) 1. 専業：自動車整備業の売上高が総売上高の50%をこえる事業場  
2. 兼業：兼業部門（自動車販売、部品用品販売、保険、石油販売等）の売上高が総売上高の50%以上を占める事業場（ディーラーを除く）  
3. ディーラー：自動車製造会社又は国内一手卸売販売会社と特約販売店契約を結んでいる企業の事業場  
4. 自家：主として自企業が保有する車両の整備を行っている事業場

## (1) 総整備売上高

直近6年間の総整備売上高の推移をみると、近年増加が続いていましたが、令和3年度は5年ぶりに減少しました。

業態別に前年度と比較すると、専・兼業が107億円(0.4%)増、ディーラーが1,330億円(4.8%)減、自家が172億円(8.0%)増となり、ディーラーのみ減少しました。

作業内容別では、「車検整備」が2.6%増、「定期点検整備」が2.3%増、「事故整備」が7.7%減、「その他整備」が4.7%減と、「事故整備」及び「その他整備」が減少しました。



調査年度 業態	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	R3-R2		
専・兼業	26,285	26,558	26,077	26,274	26,650	26,757	+107		
	-4.1%	+1.0%	-1.8%	+0.8%	+1.4%	+0.4%			
	専業	19,751	19,947	19,364	19,444	19,854		20,144	+290
		-2.3%	+1.0%	-2.9%	+0.4%	+2.1%		+1.5%	
兼業	6,534	6,611	6,713	6,830	6,796	6,613	-183		
	-9.0%	+1.2%	+1.5%	+1.7%	-0.5%	-2.7%			
ディーラー	25,355	26,147	26,927	27,672	27,749	26,419	-1,330		
	-0.04%	+3.1%	+3.0%	+2.8%	+0.3%	-4.8%			
自家	2,304	2,170	2,291	2,270	2,162	2,334	+172		
	-2.7%	-5.8%	+5.6%	-0.9%	-4.8%	+8.0%			
合計	53,944	54,875	55,295	56,216	56,561	55,510	-1,051		
	-2.2%	+1.7%	+0.8%	+1.7%	+0.6%	-1.9%			

(単位・億円)

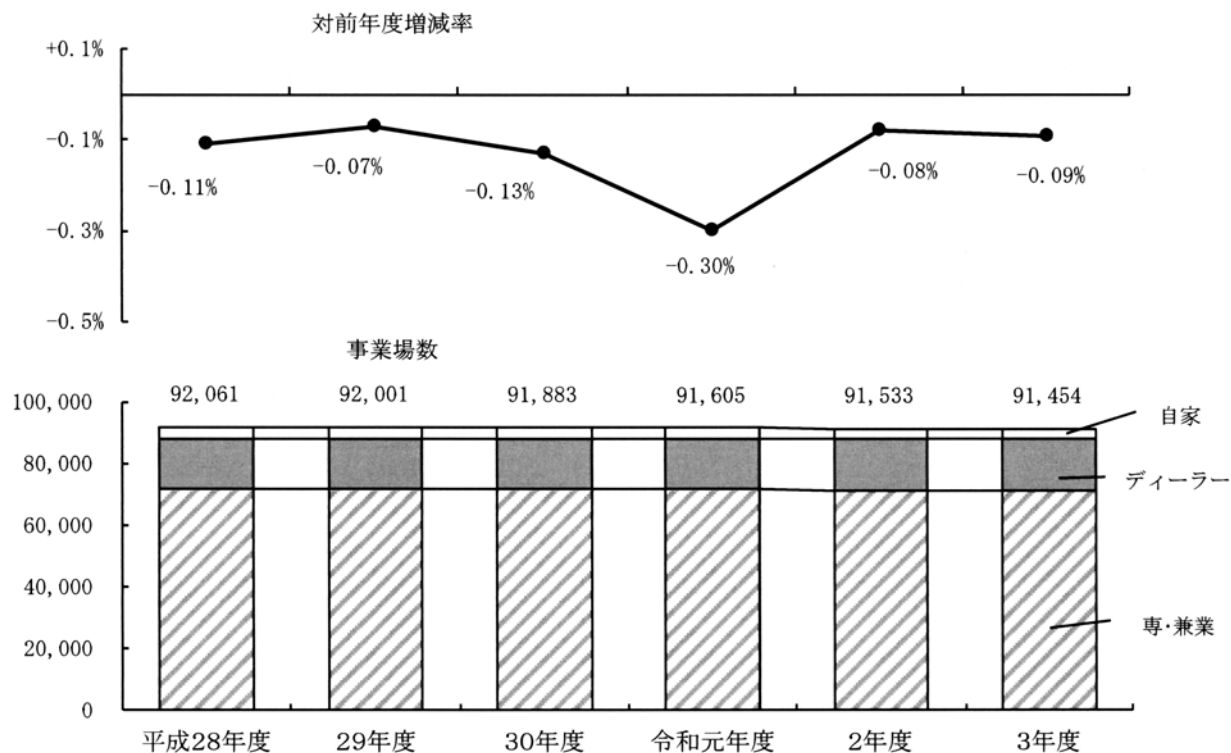
業態	作業内容	車 検 整 備			定 期 点 検 整 備				事故整備	その他整備	合 計	
		2 年	1 年	小 計	1 年	6 か 月	3 か 月	小 計				
専・兼業	売上高	8,289	4,247	12,536	576	141	423	1,140	4,951	8,130	26,757	
	増減額	+92	+81	+173	+49	-12	+77	+114	-10	-170	+107	
	増減比	+1.1%	+1.9%	+1.4%	+9.3%	-7.8%	+22.3%	+11.1%	-0.2%	-2.0%	+0.4%	
	専 業	売上高	5,842	3,586	9,428	403	101	383	887	3,827	6,002	20,144
		増減額	+64	+72	+136	+46	-18	+85	+113	+35	+6	+290
		増減比	+1.1%	+2.0%	+1.5%	+12.9%	-15.1%	+28.5%	+14.6%	+0.9%	+0.1%	+1.5%
兼 業	売上高	2,447	661	3,108	173	40	40	253	1,124	2,128	6,613	
	増減額	+28	+9	+37	+3	+6	-8	+1	-45	-176	-183	
	増減比	+1.2%	+1.4%	+1.2%	+1.8%	+17.6%	-16.7%	+0.4%	-3.8%	-7.6%	-2.7%	
ディーラー	売上高	7,556	1,770	9,326	2,272	370	238	2,880	4,253	9,960	26,419	
	増減額	+397	-6	+391	-31	+37	-39	-33	-881	-807	-1,330	
	増減比	+5.5%	-0.3%	+4.4%	-1.3%	+11.1%	-14.1%	-1.1%	-17.2%	-7.5%	-4.8%	
自家	売上高	642	367	1,009	39	44	61	144	455	726	2,334	
	増減額	+537	+50	+587	+3	+46	+43	+92	-805	-925	-1,051	
	増減比	+3.4%	+0.8%	+2.6%	+0.1%	+9.0%	+6.3%	+2.3%	-7.7%	-4.7%	-1.9%	

(単位・億円)

## (2) 事業場数

調査時点における事業場数は91,454事業場で、前年度と比較すると79事業場(0.09%)減と6年連続の減少となりました。

指定工場数は30,083事業場で、前年度と比較すると2事業場(0.01%)減となりました。



### **(3) 整備関係従業員数**

整備関係従業員数は 544,670 人で、前年度と比較すると 5,584 人(1.0%)増となっています。

### **(4) 整備要員数及び整備士数**

整備要員数は 398,952 人で、前年度と比較すると 266 人(0.07%)減となっています。

整備士数は 334,319 人で、前年度と比較すると 5,274 人(1.6%)減となり、整備要員数に対する整備士数の割合(整備士保有率)は 83.8%で 1.3 ポイント減少しています。

\*参考：内数として、女性整備要員数は 18,605 人(467 人減)、女性整備士数は 10,930 人(198 人減)、整備要員数に占める女性整備要員数の割合は 4.7%、総整備士数に占める女性整備士数の割合は 3.3%

### **(5) 整備要員 1 人当り年間整備売上高**

整備要員 1 人当り売上高(自家除く)は 13,981 千円で、前年度と比較すると 2.1%減となっています。なお、業態別では、専・兼業は 10,190 千円(0.7%増)、ディーラーは 22,440 千円(5.1%減)となりました。

### **(6) 整備要員平均年齢**

整備要員平均年齢(自家を除く)は 46.4 歳で、前年度と比較すると 0.7 歳上昇しました。

### **(7) 整備要員年間平均給与**

整備要員の年間平均給与(自家を除く)は 3,987 千円となり、前年度と比較すると 24 千円(0.6%)増加しています。



## 自動車整備業の概要

項目	調査年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	R3/R2
	1. 総整備売上高 ※ (億円)		53,944	54,875	55,295	56,216	56,561	55,510
	専・兼業 (比率、%)	26,285 (48.7)	26,558 (48.4)	26,077 (47.2)	26,274 (46.7)	26,650 (47.1)	26,757 (48.2)	100.4 %
	専業 (比率、%)	19,751 (36.6)	19,947 (36.3)	19,364 (35.0)	19,444 (34.6)	19,854 (35.1)	20,144 (36.3)	101.5 %
	兼業 (比率、%)	6,534 (12.1)	6,611 (12.0)	6,713 (12.1)	6,830 (12.1)	6,796 (12.0)	6,613 (11.9)	97.3 %
	ディーラー (比率、%)	25,355 (47.0)	26,147 (47.6)	26,927 (48.7)	27,672 (49.2)	27,749 (49.1)	26,419 (47.6)	95.2 %
	自家 (比率、%)	2,304 (4.3)	2,170 (4.0)	2,291 (4.1)	2,270 (4.0)	2,162 (3.8)	2,334 (4.2)	108.0 %
2. 企業数		73,371	73,083	73,018	72,845	72,523	72,214	99.6 %
3. 事業場(工場)数		92,061	92,001	91,883	91,605	91,533	91,454	99.9 %
	専・兼業	72,211	72,200	71,993	71,734	71,654	71,585	99.9 %
	専業	56,735	56,868	56,270	56,032	56,156	56,075	99.9 %
	兼業	15,476	15,332	15,723	15,702	15,498	15,510	100.1 %
	ディーラー	16,213	16,180	16,252	16,349	16,315	16,305	99.9 %
	自家	3,637	3,621	3,638	3,522	3,564	3,564	100.0 %
4. 指定工場数		29,855	29,983	30,075	30,087	30,085	30,083	100.0 %
5. 整備関係従業員数 (人)		537,880	534,279	535,418	536,493	539,086	544,670	101.0 %
6. 整備要員(工員)数 (人)		400,713	399,717	399,374	399,135	399,218	398,952	99.9 %
	うち整備士数 (人)	334,655	336,360	338,438	336,897	339,593	334,319	98.4 %
	整備士保有率 (%)	83.5	84.1	84.8	84.4	85.1	83.8	—
7. 1事業場当り整備要員数 (人)		4.4	4.3	4.3	4.4	4.4	4.4	±0.0 人
8. 保有車両数 (3月末、千台)		80,901	81,260	81,563	81,789	81,850	82,078	100.3 %
9. 技術料(工賃)の値上率 (%)		+ 0.8	+ 0.7	+ 1.0	+ 1.5	+ 2.0	+ 2.0	—
10. 整備要員 1人当り 年間整備 売上高 ※ (千円)	専・兼業	9,900	10,021	9,866	9,963	10,115	10,190	100.7 %
	専業	9,654	9,751	9,581	9,647	9,817	10,007	101.9 %
	兼業	10,731	10,929	10,794	10,982	11,097	10,790	97.2 %
	ディーラー	21,867	22,639	23,212	23,635	23,646	22,440	94.9 %
	平均(自家を除く)	13,539	13,850	13,936	14,166	14,284	13,981	97.9 %
11. 整備要員 平均年齢 (歳)	専・兼業	48.4	49.3	49.7	49.9	50.2	50.8	+0.6 歳
	専業	49.4	50.3	50.8	50.9	51.2	51.8	+0.6 歳
	兼業	45.1	46.1	46.3	46.8	47.0	47.7	+0.7 歳
	ディーラー	34.8	35.0	35.3	35.5	35.7	36.4	+0.7 歳
	平均(自家を除く)	44.3	45.0	45.3	45.5	45.7	46.4	+0.7 歳
12. 整備要員 年間平均 給与 (千円)	専・兼業	3,542	3,573	3,582	3,622	3,653	3,674	100.6 %
	専業	3,501	3,523	3,539	3,571	3,604	3,624	100.6 %
	兼業	3,679	3,742	3,722	3,786	3,814	3,840	100.7 %
	ディーラー	4,495	4,569	4,661	4,606	4,660	4,685	100.5 %
	平均(自家を除く)	3,831	3,875	3,911	3,924	3,963	3,987	100.6 %

(注) 各項目の数値は、各年6月現在のものである。ただし、※印の数値は、各事業場の6月に最も近い決算期の数値によるものである。  
なお、平成28年度は全事業場を対象に調査を実施し、その年度以外は2割の抽出調査である。(R4.2.1構成比率を訂正)

# 2,FAINES (ファイネス) について



“インターネットを活用した整備情報の情報館「FAINES(ファイネス)」”では、整備マニュアル情報をはじめ、標準作業点数、故障整備事例、新型車・新機構の紹介、主要諸元・点検基準値など、プロに不可欠となる様々な情報を掲載した整備業界のITツールです。是非ご活用ください。

## FAINESとは…



インターネットに接続できるパソコンがあれば、会員登録するだけで、いつでも・どこでも・すぐに必要な情報を閲覧できます。

簡単で便利、そして大いに役立つ整備事業の情報館、それがFAINES (ファイネス) です。

## 利用料金は？

FAINES (ファイネス) は、以下のサービス料金が必要となります。

項目	サービス料金 (令和元年9月現在)
入会金*	12,000円 + 税
基本料金**	月額1,500円 + 税

\* FAINES 会員として初めて登録する時のみ必要です。  
\*\* この基本料金を全ての情報が見放題となります。

## 自動車メーカーの整備マニュアル情報が見放題！！

[情報登録数]

681車種 1,715データ

自動車メーカー各社から提供された修理書 (整備書、整備解説書、配線図など) データを掲載。

● キーワード検索、またはメニューリスト内から選択する個別検索から該当車両の情報を閲覧できます。



(FAINESの検索画面)

### -体験版のご案内-

各コンテンツ毎に各メーカー1車種だけではありませんが、情報が閲覧できる体験版をご用意しておりますので、まずはFAINESのトップページへアクセスの上、体験版専用のアカウントでログインして、使用感をご確認下さい。

### -交流ひろば-

データを閲覧するための情報館としての役割以外にも、匿名でFAINES会員同士による意見交換・情報交換が可能な掲示板「交流ひろば」も活用することができます。

(FAINESトップページ)



FAINESに関するお問い合わせは、所属の自動車整備振興会まで。詳細はFAINESや日整連ホームページからも確認できます。

※詳細は以下のURLへアクセスの上、Web上でご確認ください。

FAINES (<https://faines.jaspa.or.jp>) ホームページ (<https://www.jaspa.or.jp>)

## こども110番のくるま屋さんへの登録にご協力ください

### ～県内721事業場が参加中～

近年、子どもを狙う連れ去りや通り魔事件など凶悪な犯罪が多発しています。

特に登下校時などの身近な地域において多く発生しているケースが目立っており、全国的に子どもがトラブルに巻き込まれそうになった場合の駆け込み場所を確保することを目的とし、宮城県内の整備業界として、「こども110番のくるま屋さん」運動を続けてまいりました。

まだ、ご登録いただけていない事業場で、本運動の趣旨※1に賛同いただける事業場におかれましては、巻末の申込書にご記入の上、振興会総務部までFAX（022-236-3324）で申込いただきます様よろしくごお願い致します。（登録する際の料金は一切かかりません。）

※1、本運動の趣旨及び詳細は、ホームページをご確認ください。

（振興会ホームページアドレス：<https://oasis-miyagi.or.jp/>）

ご登録いただいた情報等を基に「こども110番のくるま屋さん運動」参加者名簿を作成し、宮城県教育委員会及び各小学校へ配布しております。

※当会ホームページ内「あなたの街の整備工場」で110のアイコンが付いている事業場は既に登録いただいている事業場となります。

あなたの街の整備工場				
市町村名	整備工場名	住所	TEL	その他
宮城野区	宮城トヨタ自動車(株)サービスセンター	仙台市宮城野区日の出町二丁目3-7	022-284-2115	HP 110 災協
大河原町	宮城トヨタ自動車(株)大河原店	柴田郡大河原町字錦町5-5	0224-53-1507	HP 110 災協
青葉区	宮城トヨタ自動車(株)仙台中央店	仙台市青葉区本町二丁目11-33	022-261-5101	HP 110 災協
大崎市	宮城トヨタ自動車(株)古川店	大崎市古川北稲葉二丁目2-1	0229-22-2097	HP 110 災協

～お問い合わせ先～

振興会総務部

電話：022-236-3322

# 回送運行許可申請（分解整備業）に関するお知らせ

皆さまご存じのとおり、平成29年11月より整備工場向けの回送運行許可制度の改正が行われ、車検台数の実績が不要となり、**県内約120事業場以上**の皆様が活用されている回送運行許可ですが、取得要件につきましては下記の通りとなります。

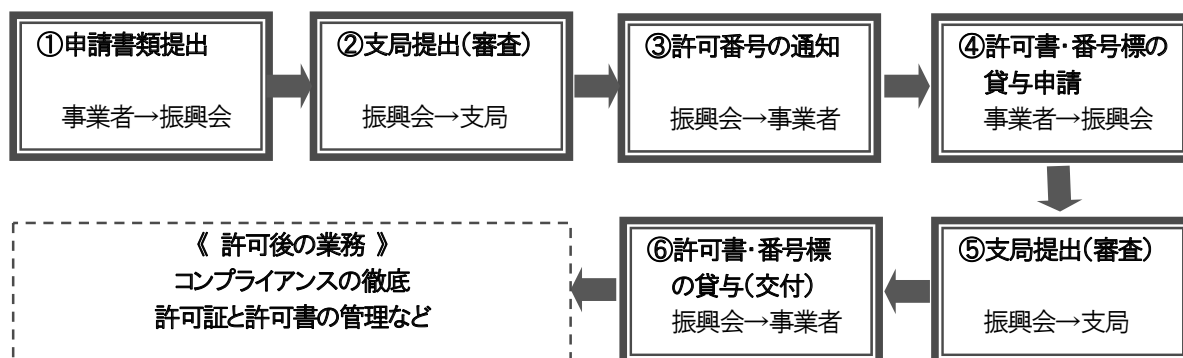
新規で許可取得を希望される会員事業場におかれましては、次頁の「希望調書」に必要事項をご記入の上、当会指導部宛 FAXにてご返信頂くと、許可手引きや必要様式等を郵送させていただきます。

## 1. 許可条件（平成29年11月～）

<b>(1) 臨時運行許可（仮ナンバー）に基づく運行実績</b>		
直近1年間の臨時運行実績が7台以上 ※協業組合・協同組合の場合は所属する組合員の実績で許可を受けることが可能。		
<b>(2) 回送の目的（分解整備）</b>		
①車検のために自ら分解整備しようとする自動車の引き取りのための回送 ②車検のために自ら分解整備した自動車の引き渡しのための回送 ③自ら分解整備した自動車の車検のため車検場までの回送		
<b>(3) 許可書の有効期限</b>		
許可期間は1年～5年間となり、許可日～1月31日（終期日）までとなる。 ※振興会から申請の場合は、 <b>1年・3年・5年</b> 申請の何れかとなります。		
<b>(4) 申請手数料（新規許可の取得例）</b>		
<b>1) 1年申請の場合</b>	<b>2) 3年申請の場合</b>	<b>3) 5年申請の場合</b>
・国に納める手数料・・・24,600円 ・振興会手数料・・・5,500円 ・自賠償保険料・・・12,330円	・国に納める手数料・・・73,800円 ・振興会手数料・・・5,500円 ・自賠償保険料・・・26,580円	・国に納める手数料・・・123,000円 ・振興会手数料・・・8,250円 ・自賠償保険料・・・40,270円
計 42,430円	計 105,880円	計 171,520円
※ 国に納める手数料及び自賠償保険料は申請月により変動致します。 ※ 振興会手数料は消費税10%含まれます。		

※詳しい改正については、当会ホームページ (<http://www.oasis-miyagi.or.jp/>) をご確認ください。

## 2. 許可取得手順



※ 申請受付期間 毎月1日～15日（土日祝日の場合は前日となります）

ご不明な点等ございましたら、お気軽に問合せ下さい。

（一社）宮城県自動車整備振興会 指導部

電話 022-236-3323

一般社団法人 宮城県自動車整備振興会指導部行き  
FAX：022-239-7525



「回送運行許可」希望調書

(新規許可取得希望者対象)

令和 年 月 日







事業場名	3-	支部(分会)名	
事業場名			
住 所			
T E L			
F A X			
担当者名			
希望する申請予定の時期について丸をしてお答え下さい。			
すぐにでも申請したい	急いではないが申請したい	まだ予定はないが 説明には参加したい	

# 自動車技術の高度化等に伴う制度変更の概要

	概要		対象車両	対象装置	実施作業又は対象作業
	実施時期	開始時期			
(1) 特定整備制度	従来の分解整備に電子制御装置整備を追加し、特定整備に改称	令和2年4月1日	国土交通省ホームページ「電子制御装置整備の対象車両」に掲載されている車両(各メーカーのHP等でも確認可能)  (大型特殊、被けん引車、二輪車を除く)	①運行補助装置 衝突被害軽減制御装置(自動ブレーキ)、自動命令型操舵機能(レーンキープ機能)に用いられる ※1 ア.センサー(前方をセンシングするカメラ・レーダー・レーザー等) イ.ECU(電子計算機) ウ.センサーが取り付けられている車体前部(バンパ、グリル、窓ガラス) ※2 ②自動運行装置 ※1	対象装置の取り外し、取付位置・取付角度の変更、機能調整(エーミング作業等)等装置の作動に影響を及ぼすおそれのある作業全般  (令和6年3月31日までの経過措置を適用できる場合あり)
	対象の特定整備を行う時				
(2)「OBD点検」義務付け	「OBDの診断の結果」が点検項目に追加	1年毎の点検時	年式等に関わらず、対象装置(警告灯)を備える車両全て  (大型特殊、被けん引車、二輪車を除く)	下記①～④の装置(それらに係るOBDの診断の結果(警告灯等)が点検の対象) ※1 ※3 ①原動機、制動装置、ABS、エアバック  ②衝突被害軽減制御装置 ③自動命令型操舵機能 ④自動運行装置  ・②③は、メーカー毎に異なる警告灯が点灯 ④の警告灯は、保安基準対象装置への追加に伴い決定	・定期点検整備 ・整備用スキャンツールを用いて点検又は識別表示(警告灯)を用いて目視による点検 ※4 (メーカー等の指示がある場合は、その方法により点検する)
	令和3年10月1日				
(3)「OBD検査」の導入	車検時の検査項目にOBD検査が追加	令和6年10月1日 ※6 ※7	令和3年10月1日(輸入車は令和4年10月1日)以降の新型車を対象 ※6  (大型特殊、被けん引車、二輪車を除く)	下記①～③の装置等 ※1 ①運転支援装置(ABS、ESC、ブレーキアシスト、衝突被害軽減ブレーキ、車両接近通報装置等) ②自動運行装置 ③排出ガス関係装置	検査用スキャンツールをOBDポートに接続して故障コード(DTC)を読み取り、保安基準に適合しないものとして自動車メーカー等よりあらかじめ提出される特定の故障コード(特定DTCという)と照合することにより、合否を判定する検査項目  検査用スキャンツールを用いて検査(対応機種等詳細は未定)
	検査(車検)時				
(4) 自動車検査証の電子化等	概要				
※8	○電子車検証 ・令和5年1月から交付(登録車、小型二輪車) ・軽自動車は令和6年1月を予定 ・A6+ICタグ分のサイズ ・電子化後の券面の記載は基礎的情報となり、検査証の有効期間、所有者の氏名・住所、使用者の住所、使用の本拠の位置は券面非表示事項となりICタグのみに記録される ・ICタグの情報は「車検証閲覧アプリ」を通じて汎用のカードリーダーを接続したPC等で読取可能(読取機能付きスマートフォンにも対応) その他 ・電子化後、当分の間、従来の紙の車検証に印字された内容を容易に確認することが出来る補助帳票が電子車検証と一緒に渡される予定 ・抹消証明書等は従来通り紙で交付される	○特定記録等事務代行制度(指定工場、行政書士) ※8 ・特定記録等事務代行委託(指定工場、行政書士等) 継続検査OSS申請後の電子車検証の有効期間データの更新及び返付、検査標章の交付事務の委託を受ける ・特定変更記録事務代行委託(行政書士等) 変更・移転登録後の電子車検証のデータの書き換え事務の委託を受ける(券面変更を伴わないOSS申請のみ) ・代行業務には、電子車検証が必要(継続検査に係る電子車検証の入庫は、一部を除き、1年車検の車は令和5年12月、2年車検の車は令和6年12月以降順次を想定) ※軽は各1年後 ※特定記録等事務代行委託申請について 申請は、支局長(登録車)と軽検査協会の両者に必要。令和5年1月から紙の申請より便利なオンライン申請が開始予定			
(5) 自動車整備士資格体系見直し等	自動車技術の進化に対応するため、一級自動車整備士(総合)をはじめとした電子制御の内容を含む資格を設定するなど、自動車整備士の資格体系や養成課程を見直します(令和9年1月1日施行) ・自動車整備士の種類 (※電子制御の内容を含む資格)				
※8	一級大型自動車整備士(※) 一級小型自動車整備士(※) 一級二輪自動車整備士 二級ガソリン自動車整備士 二級ジーゼル自動車整備士 二級自動車シャシ整備士 二級二輪自動車整備士	⇒ 一級自動車整備士(総合)(※) 一級自動車整備士(二輪)	⇒ 二級自動車整備士(総合)(※) 二級自動車整備士(二輪)	三級自動車シャシ整備士 三級自動車ガソリン・エンジン整備士 三級自動車ジーゼル・エンジン整備士 三級二輪自動車整備士 自動車タイヤ整備士 自動車電気装置整備士 自動車車体整備士	⇒ 三級自動車整備士(総合) 三級自動車整備士(二輪)  ⇒ 自動車タイヤ整備士 ⇒ 自動車電気・電子制御装置整備士(※) ⇒ 自動車車体・電子制御装置整備士(※)

# 自動車技術の高度化等に伴う制度変更の概要

令和4年8月現在

対応等 関連ホームページ	スケジュール等						備考
	令和4年 (2022)	5年 (2023)	6年 (2024)	7年 (2025)	8年 (2026)	9年以降 (2027)	
整備要領書等に基づき、 必要な整備を実施   ※9(1)							※1 保安基準に規定のあるものに限る ※2 直接センサーと接していなくてもセンサーの検知に影響を及ぼすものを含む ※3 「保安基準不適合+不適合のおそれ」として警報していない故障コードは、法定点検の対象外となるが、不具合が生じている可能性があるため、適切な整備を推奨
整備要領書等に基づき、 必要な整備を実施 ※5   ※9(2)							※4 記録簿に結果を記載  ※5 電子制御装置整備の認証が必要な場合あり ※6
不適合の場合 整備要領書に基づき、 整備した上で再検査 ※5   ※9(3)							・車検証備考欄に「検査開始年月日」及び「OBD検査対象車」が記載される ・OBD検査のプレ運用が令和5年10月1日から開始される(任意) ※7 国産車は令和6年10月1日より検査実施 輸入車は令和7年10月1日より検査実施 ※8 追加情報が入り次第、研修会、会報等でお知らせいたします
 ※9(4)							※9 関連ホームページ URL (国土交通省ホームページ) (1)自動車特定整備事業について <a href="https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr9_000016.html">https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr9_000016.html</a> (2)OBD点検に関するQ&A <a href="https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha/tenkenseibi/images/t_OBD_QA.pdf">https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha/tenkenseibi/images/t_OBD_QA.pdf</a> (3)「OBD検査」の導入 <a href="https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001357961.pdf">https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001357961.pdf</a>
 ※9(5)							(4)電子検査証特設サイト(mlit.go.jp) <a href="https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/">https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/</a> (5)自動車整備士資格体系見直し等 <a href="https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000281.html">https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000281.html</a>

### 3,自動車整備業賠償共済保険のご案内

#### 整備受託車の補償

**日整連** **加入資格** 各自動車整備振興会の会員である整備事業者が加入できます。

## 整備工場の安定的な経営のために 自動車整備業賠償共済保険 の加入をおすすめします。



**ポイント 1** 充実のPL保険付き!! **基本契約** PL保険

整備ミスによる納車後の事故は、対人・対物はもちろん、お車自体の損壊も補償! 再整備の場合も安心!

**ポイント 2** 運搬中の補償も充実!! **オプション契約** 車両賠償保険

運搬中のお車の損壊は、レッカー出動のみの時でも大丈夫!

運搬(レッカー)受託車賠償責任特約付

**ポイント 3** 自然災害にも対応!! **オプション契約** 火災保険水災保険特約

台風、洪水、雪災、ひょう災などの自然災害から大切なお車を守ります。

基本契約

#### 受託自動車保険(整備受託自動車保険特約)

車検で預かった車を納車に行く途中で、通行人をはねてしまい、死傷させた。

#### PL保険(生産物賠償責任保険)

ブレーキの整備不良により納車後に事故が発生し、建物を損壊させた。

#### 施設賠償責任保険

工場の看板が外れて、通行人を直撃し、ケガをさせた。



自動車整備業を取り巻くリスク

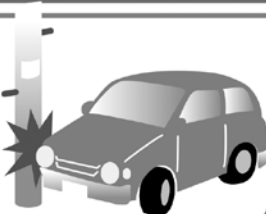
オプション契約

#### 車両賠償保険 (自動車管理者賠償責任保険)

納車時、電柱に接触してお客様の車を破損させた。

#### 火災保険水災保険特約

工場で保管中、洪水によりお客様の車が水没した。



保険始期は毎月1日です。補償内容は、「日整連自動車整備業賠償共済保険」パンフレットをご参照ください。詳しい内容につきましては、「重要事項説明書」・「ご加入のしおり」をご覧ください。

お問い合わせは下記取扱窓口まで

<取扱代理店>一般財団法人全国中小企業共済財団(全共済) TEL 03(3264)1511

B-18-0328-20190930

【お問い合わせ先】 宮城県自動車整備商工組合 TEL022(236)3325



# 今年も大型台風がやってくる!?

## 日整連 自動車整備業賠償共済保険

### 火災保険水災保険特約で自然災害に備えよう

#### 事故例

大型台風により記録的な雨が降り、  
近くの河川が氾濫したため、車検等で  
預かっていた全てのお客様の車が水没した。

令和元年台風15号および19号の事故受付状況

事故受付件数…135件、保険金支払額…1億5,198万円

※令和2年2月末日時点での火災保険水災特約・車両賠償保険の実績です。  
※保険金支払額は、未払金を含んでおり今後の調査により増減する可能性があります。



当制度の  
凄いところ!

「火災保険水災保険特約」を追加することで、  
台風等の自然災害による保管中の  
受託車の損害を補償します。  
(地震・噴火・津波は対象外。)

当制度オリジナル  
の補償だよ。



補償内容は、日整連「自動車整備業賠償共済保険」パンフレットをご参照ください。詳しい内容につきましては、「重要事項説明書」・「ご加入のしおり」をご覧ください。

貴社のご意向を下記へFAXでお知らせください。  
(O印をしてください。)

FAX 022-236-3347

自動車整備業  
賠償共済保険

一度説明を聞きたい

パンフレットを送ってほしい

加入したい

火災保険水災保険特約を追加したい

事業場名

担当者名

住所

電話番号



全共済・振興会・商工組合・協同組合は個人情報に関する法律等を遵守し、お客様の個人情報を適正に取り扱います。また、お客様の個人情報は全共済・振興会・商工組合・協同組合が取り扱う引受損害保険会社の商品・サービスのご案内等に利用させていただく場合があります。

お問い合わせ先：宮城県自動車整備商工組合  
電話：022-236-3325

## 4, 「てんけん安心見舞金」制度のご案内

Check  
Point!!

フロントガラス損壊見舞金つき

# 「てんけん安心見舞金」制度 のご案内

お客様の固定化  
入庫誘導のための

## 販促品のご提案

飛び石等による

# フロントガラスの損壊

が多発しています。



自動車保険の等級制度の改定により（平成24年10月）

車両盗難、落書き、飛び石などで車両保険等を使った場合、

翌年度 **等級据え置き ⇒ 1等級ダウンに**

結果、車両保険を使わずに自費で修理されるお客様が多く  
見受けられます!!



そんなときに!!

日本自動車整備商工組合連合会

フロントガラス交換費用や保険料の増加など  
お客様の負担軽減のために


# フロントガラス損壊見舞金付き 『てんけん安心見舞金』制度

をご提案いたします。

## 《利用方法は》

本制度は納車時に※下記事項を記載してお客様にプレゼント証を発行するだけ!! ※車検・点検・オイル交換・新車又は中古車販売時等

\*使用者名 \*登録番号(車両番号) \*点検実施日 \*納車日時



プロの点検・整備は、お客様の安全を守ります。

**フロントガラス損壊見舞金つき**

**『てんけん安心見舞金』プレゼント証**  
(対象車両証書)

万が一のときは、本証をご持参のうえ、下記宛先までご連絡ください。

D 018693-01

この度は愛車の点検・整備をご用命賜り誠にありがとうございました。  
 ここにお客様の交通安全を願って、てんけん安心見舞金制度(裏面参照)をプレゼントさせていただきました。  
 ※内容をご確認後プレゼント証は大切に保管してください。

**【ご注意】**

- 本証の有効期間は、納車日時から1年後(応答日)の午後12時までです。
- 次の場合、プレゼント証は無効となりますのでご注意ください。
  - イ、プレゼント証に「お客様ご芳名(使用者名)」、「自動車登録番号(車両番号)」、「点検整備等実施日」、「納車日時」、「発行事業場名」のいずれかひとつでも記載がないとき。
  - ロ、見舞金対象車両について、他の有効なプレゼント証が複数あるとき。ただし、1枚は有効となります。(※1事故に対し、お見舞金は重複してお支払いいたしません)
  - ハ、プレゼント証に記載の「お客様ご芳名(使用者名)」、「自動車登録番号(車両番号)」が譲渡等により変更になったとき。

次回の点検・整備も弊社にご用命ください!!

お客様ご芳名(使用者名)	
自動車登録番号(車両番号)	
点検整備等実施日	
平成 年 月 日	
納車日時	
平成 年 月 日	
発行事業場名	



プレゼント証を発行された自動車が、飛び石や落下物、飛来物により、  
フロントガラスが損壊※し交換する場合

## フロントガラス損壊見舞金 15,000円

をお客様の指定する口座へお支払します。



※他の自動車や壁等に接触、衝突により損壊した場合は除きます。



さらに、フロントガラス損壊見舞金以外にも、プレゼント証が発行された  
自動車に搭乗している「**運転者**」または「**同乗者**」が急激かつ偶然な外来  
の事故で下記の事由に該当された場合、見舞金をお支払します。

### 【支払事由および見舞金額】

支払事由	見舞金額	対象者および対象自動車
フロントガラス損壊	15,000円	プレゼント証が発行された自動車
死亡・重度後遺障害	100,000円	運転者および同乗者
入院 10日～30日まで	50,000円	
入院 31日～60日まで	70,000円	
入院 61日以上	100,000円	
通院 14日以上	30,000円	

Check  
Point!!

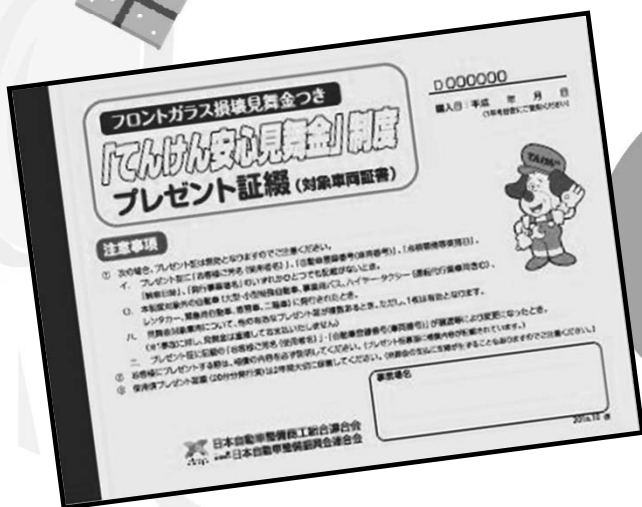
**プレゼント証の有効期間** プレゼント証に記載の納車日時から**1年間**です。

プレゼント証の有効期間は**1年間**となります。  
**”定期点検の入庫促進”に最適です！**



【貴社のご負担額】

プレゼント証  
**1台あたり 150円**



プレゼント証綴り  
**1冊20台分 3,000円**

**安価な金額でお客様へプレゼントできます。**

**お客様の固定化に、是非ご活用ください。**

**制度の詳細は、パンフレットをご覧ください。**

【お問い合わせは】

**宮城県自動車整備商工組合 TEL 022-236-3325**



## 5, ETCセットアップ店 新規募集のご案内



# ETC / ETC2.0 セットアップ店 新規募集のご案内

ETC セットアップ店にご登録いただくと、車載器販売から取り付け、セットアップまでワンストップで行うことができます！

### ■セットアップ店のメリット

- ①セットアップ手数料収入
- ②車載器の販売による利益
- ③車載器の取り付けによる工賃収入



### ■セットアップ店の要件

- ①セットアップ業務を自ら行うこと
- ②インターネット接続が可能な端末(PC)を保有していること
- ③車載器の販売又は取り付けが行えること
- ④経営内容が健全で、「法人」であること

■諸費用（消費税別）		合計額	内 訳
初回のみ	保証金（非課税）	27,000 円	保証金（非課税） 10,000 円
	開業時セット		開業時セット 7,000 円
	初期設定費用		初期設定費用 10,000 円
1 年毎	貸与機器使用料	24,000 円	貸与機器使用料 22,000 円
	Web セキュリティ管理費		Web セキュリティ管理費 2,000 円
1 月毎	ETC 識別情報発行基本料金	300 円(ETC)・600 円(ETC2.0) *セットアップがあった月のみ	

\*セットアップ申込書 ETC 用 50 台分 600 円(税別)、ETC2.0 用 800 円(税別)

### ■識別処理情報料（消費税別） ETC/ETC2.0 セットアップ 1 件につき

ETC セットアップ識別情報発行料	850 円/件（通常）	470 円/件（キャンペーン参加後）
ETC2.0 セットアップ識別情報発行料	1,550 円/件（通常）	1,070 円/件（キャンペーン参加後）

ETC セットアップ店登録のお申し込みは

宮城県自動車整備商工組合 TEL 022-236-3325 まで

## 6,クレジット決済取扱店のご案内

今なら決済端末機を”無料”でご提供いたします！

# クレジット決済取扱店のご案内

**決済端末機 & 設置  
代金無料！**

**端末機は  
3年補償付き！**

**月々の利用料  
無料！**

【必要回線】 インターネットLAN（有線）

【売上ノルマ】 ありません

【その他費用】 端末ロール紙代（追加注文の場合）  
10ロール1,950円、20ロール3,800円

【精算サイクル】 1日～15日締め ⇒ 当月末振込  
（金融機関休業日の場合、前営業日）  
16日～月末締め ⇒ 翌月15日振込  
（金融機関休業日の場合、翌営業日）



端末機は**新品**です

決済方法	取扱ブランド	決済手数料
クレジット	日専連カード	3.25%
	VISA / MASTER	3.30%
	JCBカードはJCBと直接契約を結ぶことで利用可能です	—

**ご連絡ください！！！！**

●決済手数料を今より安くしたい。 ●今の端末が古く、新品の端末に変えたい。  
※ 現在利用中の端末からの置き換えも可能です。

お申込みは下記事項を記入し  
商工組合までFAXして下さい

**FAX : 022-236-3347**

事業場名			
代表者名			
住所	〒	—	
電話番号	—	—	担当者名

【お問い合わせ先】

宮城県自動車整備商工組合  
TEL.022-236-3325  
FAX.022-236-3347

【提携先】

(株)日専連ライフサービス 加盟店部  
TEL.022-267-9211  
FAX.022-213-6017 9:30~18:00（土日祝休み）



# 7,代車のレンタカー化による新たなビジネスチャンス！！

## 【宮城自動車整備商工組合からのお知らせ】

### 代車レンタカー

－ レンタカー導入の3つのメリット －

#### 簡単

導入経費が低い

営業所新規開設金：41,000円（税込）でレンタカーの営業所が開設できます。  
※別途車両毎のシステム利用料が必要です。

#### 収益UP

収益機会の増加

事故代車貸出時に損保会社へ代車料の請求が可能となります。  
レンタカー売上は全額が収益となり、代車経費削減が実現できます。

#### 売上UP

1台で2度の車両売上が可能

三菱HCキャピタルオートリースが代車を買取させて頂き、レンタカー化いたします！  
レンタカー契約満了後は買取頂き中古車としての再販も可能です！

#### 導入工場様 2020年度運用実績

金額単位：円（税込）

車名	契約期間	算出月数	月額システム利用料	貸渡回数	貸渡日数	売上	システム利用料	収支
スパーシア	24	12	44,880	13	248	1,221,800	538,560	683,240
ハスラー	24	12	27,390	16	257	1,278,000	328,680	949,320
合計	48	24	72,270	29	505	2,499,800	867,240	1,632,560

年間約160万円の収益を獲得された工場様の事例です



- ※1 システム利用料には任意保険（車両・対人・対物賠償）が含まれています。
- ※2 1日当たり平均貸渡金額は4,950円です。

下記項目の欄にチェックしてFAXにてご返送ください。 **FAX:022-236-3347**（宮城整商行き）

- 担当者から連絡が欲しい
- 個別訪問して説明して欲しい

事業場名：

電話番号：

上記のチェックと事業場名等をご記入いただき**FAX**お願い致します。

連絡先 宮城県自動車整備商工組合 TEL 022-236-3325  
〒983-0034 宮城県仙台市宮城野区扇町4-1-32

問合せ先 三菱HCキャピタルオートリース株式会社 東北支店  
〒984-0021 宮城県仙台市青葉区中央4丁目2-16  
TEL 022-227-7431



## 8, 売掛未収金回収制度のご案内

売掛未収金でお困りではありませんか？

# 売掛未収金回収制度のご案内

- ◎ お客様が車検代金や修理代金を払ってくれない・・・
- ◎ 電話や郵送で何度も請求するのが大変・・・

そんな皆様の悩みを、債権回収専門の弁護士事務所との提携で力強く支援いたします！（提携先：弁護士法人 東新宿綜合法律事務所）

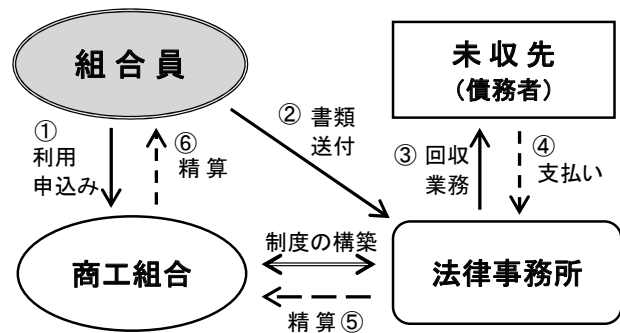
● 回収専門の弁護士事務所が、組合員の皆様に代わり未収金の回収を行いますので、本来の業務に集中できます！

● 完全成功報酬制ですので、事前の費用負担はありません！  
回収後は、回収金から業務委託手数料30%＋消費税を差し引いてお支払いいたします。

\* 法律事務所：業務委託手数料25%＋消費税  
商工組合：制度運用経費5%＋消費税

● 車検・整備代金、車の販売代金等、法的に請求可能な1,000円以上の幅広い債権に対応いたします！

### < 制度の概要 >



- 利用申し込み先  
宮城県自動車整備商工組合
- 売掛未収金の回収依頼先(関係書類送付先)  
弁護士法人 東新宿綜合法律事務所
- 回収金の精算  
回収の翌月末に商工組合からお振り込みします  
\* 振り込み手数料は組合員のご負担となります

○ 売掛未収金回収制度の利用申し込みは、下記事項をご記入の上、商工組合までFAXして下さい。

## FAX 022-236-3347

認証番号	3 -	支部	
事業場名			
電話番号		ご担当者名	

宮城県自動車整備商工組合 保険課 TEL 022-236-3325



不 許  
複 製

令和4年度  
整備主任者法令研修資料

定価 1,450円 (税込)

発行所 一般社団法人 宮城県自動車整備振興会  
〒983-0034 仙台市宮城野区扇町四丁目1番32号  
電話 (022) 236-3322(代)  
FAX (022) 236-3324

印刷所 本田印刷株式会社  
〒984-0011 仙台市若林区六丁の目西町3-5  
電話 (022) 288-5231



welcome to  
**oasis**